

平成20年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月16日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月16日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		総務課長	浅野 睦		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	

	委員長及び 委員	監査委員	平野 正雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成19年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成19年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成19年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成19年度蟹江町水道事業決算認定について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

理事者より主要施策成果及び実績報告書82ページの部分の訂正申し出がありました。午前中の休憩中に訂正をいたしますので、机の上に置いていただくようお願いをいたします。

ここで石原民生部長の発言を許可をいたします。

○民生部長 石原敏男君

ただいま議長さんからお言葉がありました件でございますが、今回ご提出させていただきました議会資料、一般会計・特別会計歳入歳出決算主要成果及び実績報告書82ページ、療養給付費等1人当たりの18年度、19年度の数値が、私どもの不手際により計算誤りがございました。

なお、この療養給付費につきましては国保会計の部分でございます。また、議員の皆様方にはご迷惑をおかけしたことに對し、おわびを申し訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

なお、ただいま議長さんが言われましたように、午前中の休憩に訂正箇所部分を訂正させていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、決算審査に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。

質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔、明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 認定第1号「平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括について質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 林 英子君

25ページの下から2行目、自衛官募集事務委託金ですが、あ、ごめんなさい、すみません、間違えた。

○議長 奥田信宏君

何だかよくわからない。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。私は新しく、実際には平成8年度決算から実施されることになっているわけでありますが、例の財政健全化法とのかかわりで本決算との問題を少し伺っておきたいわけであります。

一般質問でも伺ったわけでありますけれども、どうも答弁がなかなか不十分な答弁だと言わざるを得ません。将来は何か危険なことがありそうでどうだとか、そんな答弁ではいかんと思うんですね。それで、私はね、むしろ私が答弁したほうかもしれんけれども、私は自分の問題意識を申し上げますよ。もし問題があるとすれば国保会計、あるいはまた一部事務組合も関係しますし、後期高齢者医療制度の広域連合もこれは当然中に組み込まれますので、それとのかかわりで主体的には問題ないけれども、それとのかかわりで問題が起きる可能性があるやもしれないと。例えば個々の問題でいえば、滞納5億を超えました。このまま推移すると財政悪化スパイラルというような形になる可能性があるということ、多くの学者が指摘しているんですよ。

財政悪化スパイラルというのは、滞納が累積して赤字決算になるような状況で結局料金を、あるいは国保税を引き上げる、引き上げると余計払えない人たちが多くなって滞納がふえる、その悪循環、これを財政悪化スパイラルというそうですけれども、そういうことになる可能性があるという点で、少し心配なところだというふうに答弁していただくと、これはすっきりわかるんですよ。私はそういうふうに思うんです。しかし、主体的には何ら問題がないというふうには思うわけでありますけれども、その点でどのようにお考えになっていらっしゃるのか、もう一度伺いたいと思うんです。

それからもう一つは、この介護保険管理の特別会計という斎藤課長は、私の質問に対してこれは抗議として申し上げます。この準備基金を取り崩してもっと少ないですということを発表しましたですね。お互いが質問するからには間違えがないように、朝までかけて幾ら一生懸命あちこち勉強してくるんですよ。だから私は少なくとも介護保険特別会計でいえば、基金の取り崩しのこの補正予算があったのは本議会だけ。6月議会は補正予算の提案もない。そうすると今年度に入って取り崩しをやったのは今議会の提案があった704万1,700円だけ。したがって、執行残の7,162万9,751円、それから積立金の残、これが6,374万7,552円、合計1億3,537万7,303円と、こういう計算をして伺っているわけですよ。そこで、どこかでほかで取り崩したんなら、ちょっと聞かせておいていただきたいと思うんですよ。これは全体のいわゆる財政健全化法とのかかわりで私は聞いているわけですからね、伺っておきたいと思うんです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

町の財政の健全化についてマイナスのスパイラルが出るのではないかとのご心配の件でございます。

確かに国保の滞納につきましては、おっしゃっていらっしゃいますことも大きな懸念材料でございます。それから、全体町が支出する金額を含めてということで今健全化に対する考え方を持っておりますので、先ほど小原議員がおっしゃいましたことは、間違いなくそのとおりのことでございます。

ただ、国保につきましても一部事務組合の広域連合組合につきましても、今後の動きにつきましては、これは保険という内容でございますので、おっしゃられますように懸念材料は大きくございます。それから、一般質問のときにもございましたが、下水道の関係でございますが、下水道につきましても計画当時は私どもは不交付団体でございまして、交付税の中で生まれてくるであろうという金額を想定をいたしておりました。確かにこの金額につきましては、交付税には算入をされております。ただ、税源移譲の関係でそれが税になって入ってきたということで、見かけ上、税がかなり大きく膨らんでおるといふふうです。実際に15年度とこの19年度で見ますと、税だけで見ますと7億8,000万ほどの増ということになります、簡単に出来ます。ただ、ほかのものをすべて計算してまいりますと、実際は表面上はマイナスの500万程度の影響ということになっております。ただ、これにつきましては3億4,500万円の赤字債を、これは交付税の裏打ちでございましたので、交付税でいただいておったものが、これがマイナスで私どものほうには起債として借りなさいということでやりなさいということでございますので、そのあたりは15年から比べますと3億5,000万円ほどのマイナス要因が実際出ております。これで来年度21年度にその起債がなくなりますと、実際その分の3億5,000万円は借りられないということですので、現実資金繰りの中にはそれだけマイナスの要素が出てまいります。

こういったことを考えてまいりますと、今後今現在は私ども良好な状況にあるというふうには19年度の分析をさせていただいたわけでございますが、今後につきましてはやはりかなり厳しいことになるのではないかと、これは私どもの部長がさきに答弁をさせていただいた大きな内容でございます。ですから楽観と申しますか、楽観的に見ていくのではなく、きちっと我々もそういった内容を考え、引き締めて財政を運用しなければいけないということで、大筋のお話をさせていただきます。

申しわけございません、実際にそういった状況になったよということだけ、私のほうからはご説明ができるのはここまででございますので、よろしく願いをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

基金のことについてお尋ねでございます。

ちょっと手元にきちんとした資料ございませんで申しわけございませんが、私の記憶からいきますと、これは毎年度大体2,500万円前後取り崩しをさせていただいております。です

から、この1期3年間につきましてはそれぞれ保険料の軽減というようなことで2,500万円ずつ取り崩しをさせていただいております。これは当初予算のほうに組み込んでおりますので、補正では出ておりません。

そのほかに補正で5,000万円ほどお願いしたという記憶がございます。ですから、小原議員が言われるように1億3,000万ほどあるということではございますけれども、実質的には今年度19年度の決算時におきましては3,000万前後しかなかったというふうに私は記憶しておりますので、また詳しい経過につきましては改めてお知らせさせていただきますが、今現在の答弁はこれぐらいでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

私ども財政健全化法を前面に押し出して今伺っておるわけでありまして。だからといって財政健全化法を歓迎したり評価したりしているわけじゃありません。確かに将来性を占う上では貴重な資料になるかというふうに思うんですけども、しかしこの法律ができた目的は違うんです。道州制を導入するために、その地方財政の国家統制を始めようということなんです。つまり道州制に移行していく自治体づくりを進めようということなんです。ですから、この昨年成立した法律ですけども、日本共産党と社民党は反対しています。自・公・民が賛成でつくられた法律ですけども、この道州制そのものに移行していくという観点からの答弁もなかったわけですけども、そういうことを歓迎しているかどうか、実は目的はそうなんです。ですから、この法律そのものは私どもは、法律そのものは評価しています。このデータをつくるという点ではこれはいいかもしれませんが、目的が目的だけに評価できないわけでありまして。

そこで伺うわけですけども、当初予算というのは3月の時点ですよ。まだ19年度の今進んでいる状況ですよ。決算に反映して、当初予算にこの取り崩したのが決算に反映されていないのかな、ちょっとそれを伺いたいんですけどもね。

それから、国保会計の問題ですね。先ほど申し上げた財政悪化スパイラル、こういう事態が繰り返される危険性、危険度、このことについて具体的な論議といいますか、そういう論議にしたかったというふうに思うわけでありましてご返答がないわけで、その辺をどのようにお考えかですね。つまり、引き続き5億の滞納金がふえていくようなことになっていくと、その可能性なきにしもあらずになると思うんだよね。そういう点でどうしようにお考えでいらっしゃるのか、その辺ははっきり答弁しておいていただきたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

当初予算につきましては、当然それは決算のほうに反映されるべきものでありまして、反映されておると思っております。

それで、先ほど来お尋ねの基金の動きでございますが、18年度、今ご審議いただいております。



のは19年度でございますけれども、18年度の末では小原議員がおっしゃるとおり1億3,700万ほどの基金がございました。それをそこから、先ほど申し上げましたように2,500万程度まず取り崩しをさせていただいて、これは当初予算に組み込ませていただいておりますので、議案として当初のところでお話をさせていただいております。その後9月議会に300万円弱、それから12月議会で5,200万円弱の取り崩しを補正でお願いをしております、その結果、実質的にはその12月の審議以降、5,600万円ほどの基金の残高になったわけでございます。

それで、20年の本年、年度末になりましてこの決算でございますけれども、基金の預金の利子というところで幾ばくかのプラスの増と、それから同じく当初のほうでやっておりますので、またそこで減をして、またこの決算で残余金をまた基金に積んでという、そういう繰り返しをさせていただいております。ですから、この19年度末ではおよそ、先ほど3,000万ほどと申し上げましたけれども、実質、年度2,500万円を除いてしまっておったものですから勘違いいたしまして、実際は5,600万ほどの基金の残が年度末にはあったという計算になってまいります。

先ほどの発言を一部訂正させていただいて、基金の現状を申し上げさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

国保会計での滞納でございます。

議員が言われますように、私どもも大変一般会計を上回る滞納が出ておることは十分承知し、苦慮しておるところでございます。これにつきましても、滞納額をいかに小さくするかということで、現在総務部のほうと協議しておるわけでございますけれども、さきの一般質問の際にも総務部長のほうからご答弁いただきましたように、滞納分を中心でなく、今後は現年度分を中心に行っていくということでございますので、できるだけ現年度に力を入れ、当然滞納分捨てるわけございませんけれども、滞納分は滞納分のように抱き合わせて滞納整理をしていくということで、今後はできるだけ現年度分の滞納を少なく、また新たな滞納者をつくらないという意味で、現年度を中心に滞納者をなくしていくということで収納には力を入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

これで最後にしますけれども、齋藤課長ね、お互いにね、質問するからには間違えがあつてはいかんとおもう、必死に繰り返し繰り返しあちこちひっくり返して調べて臨むんですよ。だから私なんかは、小原さんが来ると議会が始まるとよく言われるわけですがけれども、朝までやっていることだってあるんですよ。そういう点でいうとね、あらかじめ財政全般について質問すると言っておるわけですから、年度末の基金がどのくらいで、昨年どういうふうにして、現在はどうなっているかぐらいのことはつかんで、あなたが見てくるのは自分の介護保険特別会計だけですから、私らは、私質問するのは全部の会計を見てきておるわけですか

ら、そういう点でいうと、お互いに切磋琢磨してやり合って、この活性化、つまり町政の活性化を目指して頑張っているわけでありますから、そういうことはちゃんと調べてきてほしいと思うんですよ。

大体、先ほどの答弁でも、3月に、つまり20年3月にこの取り崩しをやったというのは19年度に入っていますよ、それは。そうじゃないですか。ここに出されてきておる19年度末介護保険の準備基金の5,670万5,852円は、それが崩された結果でしょう。何せことしの4月までに監査委員さんに監査受けてやっているわけですから、そうじゃないですか、19年度分。19年度分で崩しているわけでしょう。それをあたかも崩したように言うなんていうことはけしからんですよ。私は議会を愚弄している発言だと思う。そういう点でいうと、私の計算のほうが間違っていないんじゃないですか。現時点で1億3,537万7,303円残っているということになるんじゃないですか。私は、もし私が間違っておるんならどこをどういうふう間違っているのか聞かせてくださいよ。でないと、お互いがね、真剣になってこの論戦をするわけですから、そんないいかげんなことを言っておってもらっては困るですよ。その辺のところをきちっとこれからしてもらいたいと思います。

あと、この国保の財政問題はまた国保のところでもう少し突っ込んで伺いたいと思います。終わります。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、介護保険の基金の関係についてきちんとご説明させていただきます。

先ほど議員が言われましたように、19年度末の基金残高は決算書にも書かれています。決算書の383ページに書かさせていただいておりますとおり5,670万5,852円でございます。これで、ここから20年度の当初予算で2,615万の基金を取り崩しているわけでございます。

(「それは19年度なんじゃないですか」の声あり)

いや、これは20年度ですね。今私が言いました5,600万というのが19年度末での金額ですね。この金額から、この数字に20年度当初予算で2,615万繰り入れを認めていただいているわけでございます。20でね。

(「19年度のやつは20年3月31日なんだ」の声あり)

31日ですね、はい。そのとき残が議員が言われた5,670云々、そこから現在20年度では2,615万の繰り入れを認めていただいておりますので、約3,000万ほどの基金残があるわけですね。そして、今回の議会のほうで7,000万円余りの積み立てをするように補正予算を上げてございます。これを合わせますと約1億程度の基金残ということになるというふうに思いますけれども、その辺、今具体的な数字を申し上げましたので、もうこの数字で間違いないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

総括で他に質疑はありませんか。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

先ほど来問題になっております収納率の問題ですが、去年は少しはよくなるかという期待をしたんですが、結果はこの総括表に出ております。本年度の収納率は90.7%、昨年より悪くなって未収額が5億1,800万円。昨年途中の段階から町長もこのことは非常に力を入れてやっているということは聞いておりましたし、総務部のほうからも税の収納は非常に一生懸命にやっているということをお聞きされておりましたが、具体策はそんなに突っ込んで聞いておったわけではありません。どういうご努力をされてこういう結果になったか。世の中全体がこう不景気だとか納入しない雰囲気があるとかいうことを言っていると、国全体が悪いとかいうことになってくるんですが、私がかねて指摘しているのは、愛知県下の町村の中でやや下のクラスにおる。それはほんの1、2%の話ですけれども、そういう1、2%を改善したら何千万とか1億とかいう金額になってくるわけです。それをやると年間の運転資金が変わってくるわけですね。財政健全化という意味では、常に運転資金が何千万と足りないというのと足りているというのとでは、企業経営でいうとつぶれるか不渡りを出すかの境目に到着しているわけです。そういう心配があって赤字債を頼りにしていつも資金を持っておりたいという形で起債を発行するという、そしてその金利を払っている。見かけ上、何か収支が合っているように思っているんですが、実は赤字債で食ってしまってなくなってしまっているわけですね。建設債は後に残っていると、こういうことがありまして、収納率は非常に大事な問題点だと思うわけです。どういようなご努力をされたか、少し担当者にお聞かせをいただきたいと思います。

○税務課長 長尾彰夫君

失礼します。

収納率の問題につきましては、以前からも当該年度分の収納率向上に全力を尽くすべきではないかと、また1%向上すればとか滞納した者の後を追いかけるというのなどは山田議員からも何度もご指摘いただいております。その中で私ども当年度分、現年度でございますけれども、税務課といたしましては、具体的な収納率向上の施策として19年度には、少し今から述べさせていただきますけれども、施策といたしましては、まず最初に1期分の督促状発送後に高額未納者に対して電話による納税催告を実施しました。通常は滞納になられる方は、1期分に収入になりますと、2期、3期、4期も通常入るケースがかなり高いです。その関係で1期、最初の1期終わった段階で督促出した後に督促をして歳入になれば2期、3期、4期も入る可能性が高いものですから、それで努力をさせていただきました。当然、1期に歳入になりませんと2期、3期、4期も当然滞納ということになりますので、その点でいきまして、全滞納者の方に対して電話をかけていませんでしたが、特に高額納税者、滞納者の方につきましてはかなりの方はご協力をいただいたという結果が出ました。

それから2番目に、年2回、12月とそれから出納閉鎖の直前の5月の日曜日における滞納整理を実施させていただきました。なるべくこれにつきましても日曜日の朝、突然に伺いますので高額な入金というのはなかなか難しいんですが、軽自動車とかそういう比較的小さいものにつきましてもかなり収納をいただきましたので、それにつきましても未納件数としては若干減ったんじゃないかというように考えております。

それから3番目でございますが、特に皆さんもご承知のとおり、税源移譲によりまして支払い困窮者の方がかなり実際のところお見えになります。そういう方につきましては、直接面談をさせていただきます、年度内の分納誓約ということをお願いいたしました。19年度の実績としましては168名の方を一応分納誓約で、年度内までに分納で各毎月、例えば1万円とか2万円とか、そのように協力をお願いいたしました。あとそれ以外にもきちっと分納誓約書によらなくて、ご本人の考えで分納される方もかなりお見えになります。

それからあと、特に最近問題になっております軽自動車税でございますけれども、これにつきましても、毎年車庫証明とか経費が安いとか、そういう傾向がありますので、毎年100台とか200台のペースでふえております。特にその中でございますが、車検が切れて滞納になっているとか、あと正式な廃車手続とかそういうのによらなくて、勝手に他人に上げたとかそういう方がかなりふえておりますので、そういう方につきましては廃車の手続をしていただくとか、あと町管理所から転出される場合には、当然軽自動車につきましては住民登録が、特に原動機付自転車につきましては住民登録時で定置場課税ということになっておりますので、当然蟹江町から転出されますと私どもに課税権なくなりますので、通常そういう方は住民票だけは移動されて定置場課税の届けを出さずに行かれる方がございます。そうするともう当然その方が滞納になるケースが多いものですから、そういう方に対して転出後、当然転出の際にはそういう手続をさせていただきという、それは渡させていただいておるんですが、そのままになっている方がかなりお見えになりますので、1カ月から2カ月たっても出されない方については、そういう手続をさせていただきと、やっってくださいという依頼文書を出させていただきました。

それからあと、課税に対する不満、かなり税金が高くなったとかいろんなそういう不満を持ってお見えになる方がございますので、そういう方につきましては、課税の根拠、それからあとは、なぜこの金額になったとか、そういうものにつきましても、私ども担当者が直接面談によりましてご説明をさせていただいた上、滞納者が納税に対し納得を得て支払っていただくように努力をさせていただきました。

それからあと、私ども現年度で特に最近痛切に思いますのが、一番大きな現年度としまして収納率の低下の大きな要因として考えておりますのが、実は現年度の滞納者の多くはほとんど過年度のほうも両方滞納になってみえる方が非常に多いです。当然今町の方針としては基本的には過年度分、収納課の担当のほうですけれども、そちらのほうから納税奨励を行っ

ております。当然私ども現年度で納税相談して支払いをさせていただいても、当年度には入金されずに過年度に当然入金されるということになります。このことから、現年度分の私ども税務課としましては、過年度分に未納のない新たな現年度の滞納者をつくらない努力に徹するしかできない今状況になっております。

また、過年度からの入金方法につきましては、なかなか私ども滞納者と面談する場合でも現年度から入りませんので、当然現年度も毎年滞納分として繰り越していくということから、いつまでたっても未納税額がなくなる先行き不明な状況であるということ、かなり滞納者からも苦情もいただいております。当然そうなりますと分納による支払い意欲もなくなるということもかなり私どもも直接苦情をいただいております。滞納者の支払い意欲が向上する点でもやっぱり現年度から入金する方法を検討する必要があるのではないかと、私ども税務課の担当者としては考えております。

19年度は確かに現年度も収納率かなり落ちております。特に普通徴収につきましては、最近の税源移譲にもよります、特に高齢者の方の年金の所得者の方につきましては、増税という意識をかなり持ってみえる方がおみえになりますので、そういう方の救済を考えても私ども現年度としても新たな施策を何かやらないとだめではないかということで、内部的にも検討させていただいております。

以上でございます。昨年頑張ってやりましたけれども、収納率落ちまして申し訳ありませんでした。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私のほうからも関連のお答えをさせていただきます。

今担当課長が実施施策を踏まえて現状並びに今後の改善策等につきまして、一応ご答弁をさせていただきました。議員ご指摘のとおり、残念ながらこの19年度においても徴収率については前年に比べまして0.6%の減少ということになったわけでございます、一応総体的には90.7%ということでございます。ただ収入額につきましては、さきの一般質問でも、小原議員の一般質問でもご答弁させていただきましたが、一応3億5,000万ほど増額になっておるといふことであります。しかしながら、市町村では非常に低い今位置におるといふことであります。その90.7%の一応内訳でございますけれども、現年度分が97.2%、これは前年度に比べまして0.7%の減、それから滞納繰越分につきましては、これは15.8%ということ、前年に比べまして1.4%の増ということ、一応私ども担当、一生懸命努力をしておるわけでございますけれども、いずれにしましても、収入額がふえても比較をしますのは徴収率でございます、理由はともかく減少したことにつきましては、私のほうからも本当に申しわけなく思っておるわけでございます。本当に誠に申し訳ございません。

そこで、前年も議員にご指摘をいただきましたが、当該年度分の徴収率の向上に全力を尽くす、こういったことは言うまでもございませんが、新しい試みとして、先ほどからる担

当課長を踏まえて言っておりますけれども、一応現年度納付ということ、これが従来過年度納付ということでもございましたけれども、これが他の市町村でもそういった動きが重々出てきております。そんなことで、こういったこと、これは当然納税者の意向を一応考慮するということが一番大事でございますけれども、過年度分についてはこういったことを踏まえて、先ほども担当課長の答弁と重複しますが、滞納者につきましては分納や滞納処分を対応すること、こういったところを踏まえて最終的な今段階に入っておるわけでございますので、このことを実行可能にすることが我々の使命ということで、こういったことを最善を努力し、あわせて徴収率のアップを図っていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○3番 山田邦夫君

また言われるかと思つて大変なご答弁をいただきました。1年間一生懸命にやられた気持ちがほとぼり出たと了解いたしております。ただ結果責任を問われるということであると、残念でしようがないと。どうしたらいいかということですね。

そこで、もう一つの角度からお尋ねしますが、ことしのこの監査委員意見書というのは、去年までも書いてはあったんですが、あちらで触れこちらで触れ、平野監査委員が初めてされたからだと思つますが、この最後の結びのところでは強烈ですね、書き方が。町税で5億1,800万円、国民健康保険税で5億9,300万円、合計10億以上。これは財源の確保と税負担の公平を期するという面からいって大変問題だと。一番下へ行くと、町税の収納率向上に危機意識を持って一層努力されたい。本当に新監査委員さんの初めて中身を見ての深刻なお気持ちだと思つんです。

私は以前から本当に感じておるわけです。公平性が保てない。ある一線を超えて悪くなると、国保の問題でも年金の問題でもなんでもですが、みんながやるべきことをある一線を超えて守らない人が出てくると公平性が保てないです。それが社会の不安、信用をなくするということにつながっていく、その限界線におるんであろうと思つます。そういう意味で、ここまで監査委員さんに指摘されて、これはどこへ配付されておるのか、議会で出されてあとそう町民の目に触れるものではありませんね。こういう監査委員の意見を聞いて、町当局としては、いや、去年もう一生懸命にやってきたという気持ちはわかります。ですけれども、危機意識を持って一層の努力をしてくれというと、もう一段踏み越えないといけないという現実があるわけです。そういう意味で、この監査委員の意見について副町長さん、町事務方を統括される責任者、総務部門をこれまでやってこられて、どうしたらいいか。こういう意見をいただいてどうしたらいいか。毎年のことと感受性が鈍つてはいけないし、いや、もうセレモニーとして書いてもらつても何ともならんという気持ちが内心にあつたら、もうこれはしようがないですね。これは社会保険庁の問題とか、ああいうものも一遍になつたんじゃない、じりじりところなるわけです。そして、立ち直り不能な行政不信になるわけです。

ですから、ここらはもう周りからだ、世の中が悪いと言ってしまったんじゃないかなわけです。そういう意味で、今後の覚悟についてお聞かせいただきたい。

もう一つは、先ほど税務課長は自動車税のことに触れられましたが、私も実はこれは歳入の確保でお伺いしたいと思っておりますので、また質問をいたします。

もう一つは、この集計表、まああれでも1冊でもいいんですが、町税が大分ふえておりますね。この歳入増については3億5,000万円ふえている。ところが一方で地方譲与税のうち所得譲与税がなしになった、それから地方特例交付金が1億3,800万減った、地方交付税が6,000万減った、こういうのを足していくと4億何ぼ減ったということになるわけです。これは所得税からこちらへ移管したということに絡まっている問題ですけども、差し引き勘定でどういうことになっているのか、大まかな構図ですね。読み取れとおっしゃるでしょうけれども、政府のやることがかかる変わるもんですから、我々は実は頭の中が余りついていかない。全体の町税と国のやってくる切りかえがこの1年どう変化して、この決算書ではどんなふうに影響しているか。行って来いで一緒なんだというのか、いや、町の収入は減りぎみになっているんだとか、いや町民税で余計取れるようになったんだというのか、余計というのは絶対値でなったんじゃないかと、差し引き勘定ですね。そこらの構図を教えてください。

先に監査委員さんの意見に対する深刻な気持ちでというのを副町長にお伺いしたいと思います。

○副町長 水野一郎君

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどは担当課長、また総務部長よりご答弁させていただきましたが、確かに職員は一生懸命やっております。やっておりますが、議員先ほども言われたように、この数年来全く変わっていないどころか、収納率が落ちておると、これはどこに原因があるかということ、もう毎年私どもは内部的にいろいろ詰めて進めておるわけですが、実際に最終的などがその原因であるかということの一つの決め手というのが模索しながらもなかなか見つからないというのが現状でございます。

それで、他の市町村等もよく視察に行ったりご教示を仰いだりしておりますが、ここ近隣の市町村の収納率を調べてみましても、県下でひとときわ収納率がよくなっているところの自治体はないわけでございますけれども、ただ内容的にどんなような手法で収納率の対応を行っておるかということにつきましては、私どもと比べてまずは一つは不納欠損ですね。先ほどもおっしゃったように、蟹江町では不納欠損が大体平均して毎年1,000万以下でずっと推移をしてきたというような経過がございます。ただ、去年は2,000万ほどの不納欠損を思い切ってさせていただいたわけですが、他では5,000万とか1億とか、要するに5年経過をした時効ですね。

税の時効が5年を経過すると時効になるわけですが、時効したものについても私どもはまだそれを引きずって持っておって、納税者の意識があれば分納でも払っていただけると、何かうまく成功していただければ、その収納も回収できるというようなこともありまして、引きずっておった面もあるわけですが、他ではそういうことで思い切って5年を経過したものについては不納欠損処分で処分をしてみえるという市町村も結構あると聞いております。そういう点でもひとつ思い切った見直しをということも考えておりますし、先ほど来出ております過年度分と現年度分の扱いですね。これにつきましては、収納課と税務課が2つの分野に分かれて収納の対策をしておるという点もあるわけですが、収納課については主に過年度分を収納しております、ご承知のとおり。税務課、あとは担当の国保等につきましては現年度を主体として徴収をしておるわけですが、それらのものの滞納のある方につきましては、もちろん現年度もあるわけでございまして、そういう方に収納いただきますと、どうしても過年度分から徴収をするということもございまして、現年度分がまたたまっていく、これはイタチごっこみたいなことで、なかなかその点で残りの滞納金が減っていかないと、こういうような現状が続いておりますので、先ほど担当の部長も言いましたように、思い切って現年度分から収納を考える。これはその5年の時効の思い切りの不納欠損にも関係するところでございまして、そんなこともひとつ考えていきたいなというふうに思っておりますし、最後にその体制ですね。今の体制がどうかということは、数年来機構の見直しも含めていろいろ取り組んでおります。

町長からも強力な指令が出まして、何とかこれを打破せないかんということは絶えずおっしゃっております。町長も大変遺憾に思ってみえるとは思いますが、我々もただただやっておるわけではございませんですけども、最終的には体制をこの現状で内部的には詰めて今おるわけですが、何とか今年度中にこの体制につきましても十分詰めまして、来年度以降には強力な布陣で収納の対策に取り組んでいきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○3番 山田邦夫君

大変一生懸命でやっても、現実を見て悩ましいことはよくわかります。それで、町民に対するPRの問題ですが、二、三カ月前に大きく納税問題なんか記事が一面に出たような、二面目から蟹江町広報に出たことを覚えておりますが、先ほど言ったように監査委員意見書なんていうのは一般の町民には触れませんか。深刻なこういう問題があるということも触れません。ですけども、一方で不納欠損をもっと処理すれば収納率が上がるという形になる。それは社会保険庁のあのインチキやっているのと、ちょっと似た構図がありまして、担当者としてはそういう気持ちになるわけです。ですけども、大局的に見ると全くどこへ行ったかわからんような人に手紙を出したり訪ねたりしてやっている努力というのは限界があるし、非常に無理がある。そういう意味では、ある程度やるところはやらなきゃいけないと思いま



すね。

以前からの条例に基づいてやっておるということですが、やらなきゃいかんんじゃないかなという気もいたします。そういう意味で苦しいんですが、一層ご努力をひとつお願いをいたします。

後ろのほうの答弁がまだありませんでしたね。お願いいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

18年度と19年度というのを収入面での比較ということでとらえさせていただいて、ご答弁をさせていただきたいと思います。

今おっしゃいましたように、税のほうですが、町税のほうは3億5,000万ほどの伸びを見せております。これは税源移譲の関係からも踏まえて出てきておるわけでございます。ただ、所得譲与税につきましては2億6,000万円ほどが全部なくなったという、俗にいう、てれんこれんで、逆のことが起こっております。こういった実はあと交付金とか特例交付金、こういったものを合わせまして、基本的に毎年、私どものほうで比較のできるものでいきますと、これで実は9,000万円ほど減になっております。これが税関係といたしますか、所得譲与税等を含めて私どものほうで18年度から19年度への動きで9,100万円ほどがマイナスということは出ております。

そしてあとは臨時財政対策債、赤字債でございますが、こちら、そして補てん債がございます。これにつきましては補てん債はゼロになってしまいましたし、対策債のほうも5,000万ほど減っております。これを合わせまして9,200万ほどのマイナスになっております。ですから、財政運営上では基本的に1億8,000万ほどが、この18年度と19年度を比べますと実際歳入としては減ってきておるという状況ではございます。あとは起債とかそういったものがございますので、それから歳入には基金の繰り入れ等もございますので、こちらの大きな説明書のほうでは金額が大分変わってきておりますけれども、2億2,000というような形にはなっておりますが、恒常的といたしますか、今まで計算させていただいておりました歳入のもととなるものにつきましては、こういった状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

○10番 菊地 久君

10番 菊地であります。

まず第1に、この決算に当たって、監査委員さんがこの結びのときにきちっと整理をされておられますが、それを見ると大体流れがよくわかるわけでありまして。特に第1に、お金の入ってくる収入のほうの関係であります。今最後に加藤総務部次長の話がありましたように、実際は2億3,000万、実質的には懐勘定を入れておったやつは入ってきていません、マイナスだよということですね。しかし、町税の伸び等々によって最終決算の金額は3億3,000万近いお金が黒字計上されたという。思ったように全部は入ってくると5億近い金が

残るといふ、数字上は出るというふうにするわけでありませぬけれども、そこで問題は、町がやらなければならなかつた事業というものがやらずに済んだものは何があつたんだろうか。特に問題になりそうなのは、これはいつも出されております行政改革の実施計画、または19年度の行政改革実施項目の進行管理調書、それからこれは第2次の実施計画書等々を踏まえたときに、19年度のときに、これは踏まえてやらなければならなかつたけれども、やらずに済んでしまつた、やらずにおつた、こういうものがあるのかないか、そのことによつて3億というお金が浮いたのかどうかということがまず第1点。

2つ目には、支出のほうの面で、住民に対して賦課をかけたもの。例えば手数料をどうされたのかな、上げたのかな、または負担金、それぞれの補助金等を削つたのかな、そのものによつて影響をして支出が助かつたのかなだとか、住民に負担をお願いをした結果、お金が財政が裕福になつたのか、この辺についてポイントなんですけれども、いろんなことを町はやってきておるわけです。行革の中でもいろいろ書いてありますけれども、人件費の見直しをしなければならなかつたとか、負担金だとか交付金等々も見直しをしなければならなかつたとか、そして、町民に対して痛みを分かち合つてもらわなかつたとかいふような、いろんな施策などによつて浮いたお金もおありでしょう。また我々議員も22名が16名に減りました。そのことによつてお金も実際は浮いておるといふように思ふわけでありませぬ。

これを踏まえて、私は細かいことはまた収入だとか歳出の項目によつてお伺いをするわけでありませぬ、基本的に監査委員さんがこのように結びをお書きになつておる点について、特に基本的にはお尋ねを申し上げたいわけでありませぬけれども、今言いましたように黒字が出たよ、実質2億3,000万近い予定しておつた金がなかつたけれども、実際は3億というお金を浮くことができました、健全経営ですよ。それから公債費比率も非常によろしい、それから財政支出等々計算しても地方交付税がもらえないほど上がつて0.2%ですか、というふうな形で中身が非常に数字上はよろしいわけです。よろしいわけについて、今言つた収入について明らかになつてきたのは町税が昨年に比べて町民税がふえたということですね。町民税がふえた、その原因はこの中でも町税がふえた。固定資産税はふえていません、ほとんどふえていないわけですね。今こんなに景気が悪くて非常に厳しい中でも個人が払う税金というのは、昨年18年に比べてふえておるわけです。それで国保はふえたということ。人口は増加をしたかといふと、増加はそうしておりませぬ。そうするとなぜだろうかな、こういうふうには私は思ふわけでありませぬけれども、この決算に当たつての収入がふえた、ふえた原因はここにあつて、これは今後も例えばふやす方法論としては所得の多い優秀な人たちに蟹江町に住んでいただいて、町税をどんどんと払つてくださる、そのことによつて蟹江町のパイはふえていくんだよと、こういう税収を得るような施策や政策だとか、そういうものをお考えになるのかどうか、これは今後お話し合ひしますが、今どんな考えでまず支出が減つた、収入がふえたことについての分析結果ですね。監査委員さんのほうは分析結果がこう出してお

ります。そしてあわせて、先ほど私が言いましたように、その他町民にいただいたもの、補助金を削ったもの、そういうようなもの等々によっても支出が減ったのかどうなのか、その辺についてはポイントだけで結構です。細かいことはまた細かいときに言いますけれども、決算に当たって、この決算は非常にすばらしかったと、うれしかったと、ようやくたなどと言えるかどうかポイントなんですね。それにはこれとこれとがあった、しかし一方では町民には我慢をしてもらった、各種団体にも補助金を削って不便な面もおかけしておるかもしれんけれども、理解をしていただいて、より一層別の面で町政に協力をしてくださる芽が生まれたとか、そういう総括的なことをひとつお願いを申し上げたい。

それから2つ目には、先ほど山田議員からも出ておりましたように、未収金の問題であります。これは、これだけの数字が出てまじめに働いてまじめに払っておる人たちから見たときにいかがかなと、年々努力をされておるけれども、なかなか思うようにいかんのが現実、よくわかります。そこで、具体的なことは結構でございますが、これからこの問題については、先ほどはまあ皆さんいろいろ言っていますが、それだけでは理解できませんので、もう少し詳しく何らかの機会のときに、いろいろな問題があることはわかっていますよ。町長が気に入らんで、おら払わんというやつもおる、そういう言い方をする人もおったりね、大体税金をおれから取ることはおかしいとか、使い道が悪いで払いたくないという人も中にはおるでしょうし。それから、病気して払いたくても払えない人、昨年までは給料あったけれども、失業して倒産してことしは一銭も収入はない。しかし町民税は前年度所得で来ますので、払わざるを得ない、払えんがやという人もおるでしょうし、ここにおれずに一家夜逃げをしてよそへ行ってしまったとか、いろんな人がお見えになると思うわけです。その形をどういう状態だということをおおの程度明らかにして、対策をきちんとして、わかりやすく我々議員も内部情報だとか個人情報らでうるさい、そこまで出せないとおっしゃいますが、個人名は別として大体こんな状況だよと、不納欠損のときに出されるような形で、こんな状況で現在あるよと、だからお互いに共有できるものは共有をして、理事者だけでなしに我々も協力できる面があるかもわかりませんし、お互いの財産でございますので、少しでも何らかの解決する道をとるほうがいいのではないかなと、こんなふうにも思っておりますので、この点については今ご答弁なくても結構でございますから、ひとつそういうことを整理をして、議会にもわかりやすくしてもらえるかどうか、これが2点目でございますので、まずそこまで質問をいたします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

お答えします。残した事業はあるかどうかということ、それからあと、手数料の問題等々でございます。

事業につきましては、例えば公共施設の体育館問題もあったと思いますけれども、体育館の一部改善をしてリフォームをしてよりよい住民サービスをとることがありましたけれど

も、いろいろなものの事業の関係で繰り上げになってしまっているのが現状でございます。公共施設全体の見直しを今内部的にはやっておるわけでございます。陳情を立てながらリフォームできるものはリフォームしていくという格好で、住民サービスの低下を招かないような公共施設のあり方についても今議論をしておるわけであります。

それからあと、手数料に関しましては行革の中では述べておりますが、近隣の市町村の動向を今眺めております。今200円のを300円へということも行革の中では書いておりますけれども、昨年いわゆる水道料金の値上げ、それから利用料の値上げ、それから保育料の値上げ等々をやりましたので、今のところちょっとその動向を見ながら今後考えてみたいということで、今のところ保留とさせていただいております。

その他、行革につきましては基本的には集中プラン、19年度の元年に打ち出したものにつきまして、できるものから順次今進めておる段階でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私のほうからは不納欠損の問題についてお答えをさせていただきます。

先ほど副町長からもご答弁がございました。これにつきましては、以前私も答弁の中で慎重に対応していきたいと、こんな答弁をした思いがございまして、何分県下のそういった不納欠損の状況を見ても、やはり私どもがずば抜けて低いような不納欠損の数字を一応計上しております。そんなことで徴収率が私は低い、一応県下で下のほうに行っておるということは思いたくございませぬけれども、この辺のところも十二分考慮しながら、慎重に今後対応していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○町長 横江淳一君

今のご答弁をさせていただきます。菊地議員から大変ご心配をいただきまして、総括的な質問をいただきました。

まず、総括から申し上げます。町税につきましても、おっしゃるとおり固定資産税が急に伸びたわけではございません。ただその住民税が3億5,000万上回ったというのは、ご存じのように定率減税の廃止等々、それから税源移譲の問題がこれ顕著に出ているわけでありまして。そういう意味で、ただし逆に所得譲与税から税源移譲の関係で2億6,000万、これは私も想像しておらないぐらいのマイナスでありましたし、先ほど言いましたように、例えば地方特例交付金の問題でもどこかで大きな災害、それから事件が起きた場合、国のお金というのは優先的にそちらのほうに回ってしまうわけでございます。我々もある程度これから来るであろうという想像の中である程度予算化をさせていただいているわけでありましてけれども、ことしはこれだけしか、結果的には来なかったということでもあります。

ただ、今後考えなきゃいけないのは、当然住民がふえてくる、そうすると固定資産税、住

民税はどう推移するのかということをしっかりシミュレーションを描くこと、それから、所得税から住民税への税源移譲が行われ、これ以上収納率を低下をさせれば、当然住民サービスの低下を著しく招くことになるという、この事実だけはしっかり把握したいということを思っております。そういう意味で、先ほど来山田議員、そして小原議員、菊地議員からもご指摘をいただき、監査委員からも結びの中でご指摘をいただいております。

そういう意味で、今年度、前年度も実は前々年度もトライをさせていただきましたが、残念ながら数字的にはあられなかった。このことにつきましては大変申しわけなく思っておりますが、県下の中で低い位置にこの収納率があるということについては大変残念、遺憾でありますし、我々としても努力の結果がこの結果であったということでは、大変申しわけなく思っておりますが、しかし、この20年度も続けて先ほど来副町長の答弁もございましたように、強い決意とそれから勇気を持って収納課、税務課についてもこれからの施策に当たっているわけであります。精神論だけではなく、実際どうすれば収納がアップするのか、これについても今現在やっておりますし、来年の決算の審議にもう少しいいポイントが上げられればなど、こんなことを日々思っておるわけであります。どうぞご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、収納の問題につきましても一番肝心な問題だと思っておりますし、今後蟹江町が財政力指数が若干0.997と交付団体、不交付から交付団体になったわけでありますが、これは法人町民税の関係等々がございまして。これもよくわかっておるわけでありましてけれども、抜本的には住民の皆様方に対しての住民サービスを低下させない、これについては収納に対してもっと意識を高め、皆さんと一緒に議会の皆様もご協力賜れるということは今聞きましたものですから、具体的な施策をきちっと発表させていただき、今後鋭意努力をさせていただき、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○10番 菊地 久君

ちょうどこれから企業意識を持つてということが、いろいろ原価意識だとかね、そういう方向に今なっておりますので、言うならば決算議会は株主総会だというふうに私は思っておりますので、1人の株主でありそういう理事の立場で多くの町民の皆さん方のやっぱり気持ちに立って、この問題整理というのは問題提起をしていくのが一番大事であるかなと、こう思うわけでありまして。

そこで、この決算を見る限り、数字上3億近い金が黒字だった、ああよかったなと表面上は思うわけでありましてけれども、実際は本当の町民の需要にこたえたかどうか、この点がやっぱり私は問題であろうかというふうに思うわけでありまして。町民の皆さん方がどうしてもほしい、例えば、先回もどなたか一般質問で出たと思っておりますが、蟹江町はなぜ人口伸びんの、そして一番伸びるのは甚目寺です。甚目寺がなぜ伸びるんでしょうかね。これは言うま

でもありません。お母さん方、若いご婦人から聞くとよくわかります。甚目寺は非常に子育てについて力を入れてくださっておる、こういうことであります。だから、そういう意味で、住みやすい。しかし、蟹江町は逆に都市づくりのために立派な区画整理をし道路をやって、そういう意味では生活としては非常に蟹江は住みやすい。しかし、今当面子供が生まれて子供を育てたりする、そのときは道路やらそんなことではなしに、子供を面倒見てくださる、保育園も近くにあるだとか、いろんな面で優遇をしてくださる、こういう宣伝が行き届いておるといことです。

だから、自然に中村区は中村区でありますので、隣の甚目寺がいいかということで、流れてくることも事実でありますけれども、しかし新しい町民をこれだけ立派に区画整理もでき都市化している蟹江町は住宅地としては最適なところですよ。そういうところへ人がどんどん来ないというところは何だろうか。若い人たちが蟹江へ住みたいと言ってくれるようなことは、どういう施策をすることによっていいのだろうか。今の財政見てもやっぱり元気な人たちがここへマンションが建ち家が建ち住んでくださって、人口も毎年例えば1,000人だとか2,000人ずつがふえることによって、固定した自主財源がふえてくると、安心できる蟹江だよと、こういう財政運用等々もやっぱり念頭に入れる必要があるのではないかなと、そういうような意味で、この決算に当たってね、お金をどうやってこれからも入れていくのかと、そして、金がないからといって行き詰まったとあって、よそよりも高い、例えば手数料を上げるだとか、いろんな負担金をたくさん取るだとか、一生懸命やっておる自治団体の例えば子供会の運営がいいとか悪い別にして、削ってしまうだとか金をなくしてしまうだとか、そして500万だとか1,000万浮くがために町民がそっぽを向くような、そんな行政や財政の運用の仕方はいけないと思いますので、そういうような意味でお金はどうやって稼ぐか、そして町民に協力をどういう形でいただくかと、そしてそういうことになれば、今言った滞納対策にも力が入って、あ、蟹江町へお金をこんなにしておっていかんで払おうかなというムードが出てくるのではないかなと、私は実際やっておるわけじゃないので気楽に申し上げますけれども、そういうような方向が生まれることが一番、この決算については大事ななと思いますので、ぜひ私はそれ以上のことは申し上げませんが、あとは款項目、一つずつ申し上げますが、ぜひそういうようなお気持ちで、皆さん方がおられるかどうかということを確認をしまして、質問は終わります。

○議長 奥田信宏君

答弁いいですか。

(発言する声あり)

はい。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

収納率、それから不納欠損、こういうことを含めて町長あるいは副町長、その他の部長からも説明がございました。また監査委員さんも結びの中で皆さん言うておられるように、先に向けて厳しいとらえ方をされておられます。私もこういうとらえ方をさせていただいている一人でございますし、これから先に向けて、広域下水も非常に、機会あるごとに私ちらちらと出していますけれども、財政の足を引っ張る、こういうことはもう火を見るより明らかだと、こういうことであります。

私いろいろな本といえますか、テレビとかいろいろ見ていまして、ちょっと副町長からも収納課をちょっと強化するようなことの答弁だと思いますけれども言われました。それじゃ、具体的に施策はどうだということまでは言われませんでしたけれども、いつもそういうような同じですが、一つはご披露させていただきますと、兵庫県の芦屋市というところがございますね。ここはややもすると非常にお金持ちの住んでおられるところだなというイメージと、逆に低所得者が50%おられると、こういうところなんです。そういうところにあって、蟹江町も収納率アップに職員の方は一生懸命やっておられるわけですけども、ここはどうやっておられるかと、こういうことなんです、職員は8人ですよ。副町長の話だとこれから恐らく人を増員というような趣で私はとらさせていただきますけれども、8人でやっておられて、まずは当然自治体が力をつけることだということで、言葉でぼぼと言うんじゃなくて具体的な施策を前向きにやっていくということで、まずは塩漬けになっている不動産、それから公売物件を職員が営業に回る、少しでも高く買っていただく。あるいはネット上で公売する、こういうことをもう具体的にやっておられるんですよ。

よく言われると私ね、くどいこと言いますけれども、それは市のレベルだがやと、こういうややもすると私らも含めて理事者側もそういうとらえ方がおありだと思いますもので、これだけは払拭していただきたいと思う。とにかく市の職員がね、こういうことを、少しでも高く買っていただくということで、ネット上で公売をしておられると。これはでかでかとテレビでやりましたので、私があえて鬼の首をとったようなことで申し上げるわけじゃないですけども、こういうことを答弁の中ではっきり言っていたければ、うんなるほどなど、先に向けて考えてみえるなということですけども、ただ人をふやすだけでは私は解決にならないと思いますよ。

具体的に言いましても、プライバシーがありますけれども、長年の固定資産税滞納の方、こういう方がようやく理解されて仮押さえといえますか、そういうような処分をされておりますから、こういう物件が、私の身近なところでも1件ございますし、ちょっとお隣の愛西市ですけども、そういうところもございました。やはり行政も少し動き出したなど、こういう私は正直言って印象を持っておりますし、待ったなしだなということは、お金のない人はね、ないそでは振れないということでもありますけれども、これからは大変、先ほども言われましたけれども、数字上はまあまあだなということですけども、これは数字のマジック

でね、もう本当に厳しいのがもうすぐ私は目の前に来ていると思っております。

そういうことで、こういうことで自治体の力をつけることは言うまでもありませんけれども、例えば収納課においても収納率が前年と比べて落ちた。確かに一生懸命やっておられることも事実ですし、課長も病気にもなられたこともありますし、補佐も病気になられた経緯もございますし、割り引くといえれば割り引くわけですけども、そういうトータルな見方させていただけば、そういう意味もあつたのかなと思います。ですけども、結果、世の中というのはやっぱり結果が第一でございますし、まずはそういう副町長からも他町村へいろいろと勉強に行かさせていただいてこうだあだと言われますけれども、それが施策の中で私ははっきり言って、失礼ですけども、見えてこない、はっきり言って。人をふやせばとか、あるいは人をかえてはと、こういうことがここ数年あるような気がしますね。

ですから、私もいろいろと言いますけれども、3市5町1村、競争なんですよ。ですから、私らも昨今テレビでやるようになりましたので、議会の中継をですね。たまたまきょうはテレビ中継ございませぬけれども、おまえ何言っておるやと、何であんなふうなことを言っておるやと、たるいな、本当にね、うかうかとしておられない状況だなと。これは税収でもそうですし、いろんな施策についても当然言えると思います。

そういうことで、具体的にこういうことを答弁の中で言っていただくように、ぜひとも要望を申し上げたいと思います。テレビでありまして、一たん私、手帳にちょっと書きとめてきました。ですから、人ごとじゃなくて、私も町民の一人としてね、確かに一生懸命にやっておられるけれども、なかなか銭払ってもらえん。ただそこには高齢社会がございます。年金暮らしなんでよ、大変だだよというのはありますけれども、そこを踏まえて知恵を絞ってやっていただくよう要望申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 奥田信宏君

要望ですね。

○12番 山田乙三君

はい。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に総括、ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入については16ページから39ページまで一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 林 英子君

たびたび失礼なことばかりしております。すみません。



まず、25ページの下から2行目、この3つほどそのページの中にありますので、続いてお聞きいたします。

まず1つ目は、自衛官募集事務委託金、これ3万円にふえておりますが、内容についてなぜふえたかということと、どういうことをしているかということをお教えください。

それから、29ページの上から3行目、1歳児保育事業費補助金357万7,000円出ておりますが、特別に何か事業をしていらっしゃるのか、この内容について教えてください。

それから、31ページの真ん中にあります。問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金、この問題を抱えるという子供はどの程度のことを指しているのか、教えてください。

以上3つです。

○住民課長 犬飼博初君

第1問の自衛隊の事務委託金でございますが、自衛隊の事務委託金のほうは均等割、人口割、その他ございまして、そのほかに募集人員で応募された方、入隊された方、これらの実績によっても委託金に反映されるものでございまして、18年度の実績をもとにその入隊された方のものが19年度に反映されまして、たしか18年度にお2人入隊されたかと思っております。いろんな事情がございまして、入隊される希望の方もいろんな関係で入られると思っております。その分がふえたということでございます。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、29ページの一時保育の促進事業の補助金でございます。

これにつきましては、特段特別な事業をやって補助金がいただけるものではなくて、ある程度一定の人数がふえればこのような、計算式に基づいて補助金が入ってくるものであります。詳細につきましては、現在課長が外で待機中ということでございますので、もし必要であれば、後ほど議員には直接課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

31ページの問題を抱える子ども等の自立支援事業の関係です。

この問題を抱える子供等の自立支援ということですが、これは県のほうの新しい事業で、これにかかわっているのは、あいりすの関係でございます。この問題を抱える子供等の県の考え方といいますのは、幾つかの対象事業がありまして、例えばいじめの問題、それから不登校、それから暴力行為、あと蟹江には関係ありませんが、例えば高校中退の関係のことですとか、あと児童虐待、その5つの課題について未然防止ですとか早期発見、早期対応等のことを調査研究をするんだという、そういうような名目のもとのこれは委託金でございます。

あいりすについてはこの5つの中の不登校、あいりすはずっと不登校の子供たちを扱っておりますので、不登校についてやらさせていただいていると、そういうものでございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

7ページ、くどいようでございますけれども、この収入未済額について……

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君、16ページからですが。

○7番 小原喜一郎君

ああなんだ、とにかく収入未済額についてでございますが、歳入にかかわりがありますので伺っておきます。

○議長 奥田信宏君

何ページで。

○7番 小原喜一郎君

ページ数は、16ページ以降になると、この収入未済額は載ってきませんので、歳入でも載ってきておりませんので、あえて収入未済額について伺っておきたいと思うんでございます。建設的な意味で、7ページの歳入なんですよ。けれども、議長がおっしゃるには16ページ以降だとおっしゃいますから、ちょっと入っていません。

○議長 奥田信宏君

17ページには載っていますよ。

○7番 小原喜一郎君

17ページですか。いや、あえて歳入にかかわりがあるので……

○議長 奥田信宏君

いや、未収は16、17にも載っています。

○7番 小原喜一郎君

ああそうですか。失礼いたしました。

いずれにしろ、くどいようでございますけれども、建設的な意味で伺いますので、ぜひ聞いていただきたいと思えます。また答弁をお願いしたいと思えます。

私はこの未済額がかなりふえたという点でいいますと、やはり一昨年の住民税の税改正ですね。増税とのかかわりで見てみる必要があるのではないかと思うんですね。ですから、つまり19年度、20年度にかけて滞納者がふえているかどうかというところに着目していただく必要があるんじゃないかと思うんです。もし急激にそういう方々がふえておると、例えば1人でもってたくさんの滞納をする人があって、それでふえるという場合もありますよね。そうじゃなくて、細かなやつがしっかり積み重なって滞納がふえる場合とあるわけで、そうすると対処の仕方というのは変わるわけですので、その辺がどうなっているかなということを実は興味を持って見ているわけでありますが、どんなふうになっているか、聞かせていただくといいと思うんですが。

その上で、やっぱり低所得者の方、あの増税の特徴は低所得者層に納税義務を広げました

からね、そういう点では低所得者層がかなりこの負担を感じたり、払えない状況があるのではないかというようなことを思うわけで、しかし結果を見てみるとわかりませんので、ぜひ聞かせていただきたいと思うんです。だとすれば対処方法を検討する必要があるかなというふうに思いますので、ぜひ伺いたいと思います。

その後、つまり滞納者が急激にふえているかどうか、数値どういう状況になっているかということです。

○収納課長 服部康彦君

それでは、私どものほうに滞納繰越で来ます件数で申しますと、18年度から19年度に報告をいただいております数字で530件ふえております。全体では19年度が6,312件、18年度が5,782件、これは町県民税等で申します滞納者の件数が私どもに来るのが530件ふえておるといような状況でございます。国民健康保険でいいますと約422件ふえております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

私からこれを見ますと、つまり1割近く件数でいうとふえておることになるわけですか。そういう状況ですから、急激にふえたということがあるのではないかと思うんですけれども、そういう点でいいますと、本当に払うに払えない税と、低所得者の皆さんではですね、そういう場合もあるんで、かなりあるのではないかと思うんですよ。

例えばね、多重債務をやっているという皆さん、先ほど言う、山田議員からちょっと芦屋市の例がありましたけれども、ここでは自治体が、芦屋市が過払い請求をやってあげて、その過払い請求分の返還金を国保料に戻してもらっておるとい、こうしてその後それが終わってなおかつ残る場合はもうしょうがないから不納欠損処分と、そういうふうな形にして滞納金を減らしておるといね、そういう実績を上げておるところもあるんですよ。私はとりわけワーキングプアじゃないけれども、本当に払うに払えない状況が町税でもあるのではないか、国保税でもあるのではないかというふうに思うんです。そういう点で、そこに着目して一つは減免制度を考えてあげるということを、一つはそういうような手だての仕方、多重債務者に対する利子を払い過ぎたやつを戻してもらうことをやってあげて、その戻ってきたお金を国保税なりで上げていただくという、こういうことをやるだとか、そういう手だてが必要じゃないかと思うんですけれども、そのお考えはないかどうか。つまり、減免も含めて伺いたいと思います。

○収納課長 服部康彦君

今議員のご質問でございますけれども、私どものほうも実は滞納者に対しましては高額の方、当然多重債務等があるということが考えられますので、面談をしまして対応させていただいております。ただ内容的に大変難しい内容でございますので、私どものほうにつきましては、県なんかが進めております弁護士のほうをご紹介をさせていただいて、そちらのほう

に一度ご相談に行っていただくというところまではしておりますが、その過払い金を私どものほうに最終的に出た場合はいただきたいというお話はさせていただきますが、実際にそれをいただいたところは今のところはありません。

ですから、私どもができるのは面談で一応そういう多重債務の方については少しでも町税のほうにお納めをいただくようなご相談をさせていただいておるのが現状でございます。よろしく申し上げます。

○7番 小原喜一郎君

そこをつまり本人任せにしちゃうと、そういう生活に追い詰められている皆さんは、そのまま直接持ってくるというふうにならないんですよね。ですから、自治体が直接町が弁護士さんを雇ってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、そういうことを芦屋市の例でいうとやっているようですけども、そういうことを検討することはできないかどうかということが一つですね。もう一つはやっぱり減免で、そういう払いたくても払えないものは払えないんですからね。ワーキングプアの皆さんは蟹江は独身のマンションも結構ふえていますので、若者でこのワーキングプアだとか日雇い、派遣労働者という人も結構おるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういうところをそのままにしておいたらこれ滞納はふえ続けるだけですからね。だから減免制度をつくってあげて、つまり悪い納税者といいますか、悪質納税者、いや滞納者ですね、でも必死になっているけれども払えない、いわば生活的弱者というか、良心的滞納者といいますか、そういう振り分けもできるように、その中でやっぱり弱きを助けるということはある程度やらないと、まして先ほどおっしゃるように財政健全化法は幾つかの会計の中で一つでも悪いのがあれば、4つの指標に触れることがあれば健全化計画書を提出させられるという、こういうことになっているわけですからね。だから、国保一つでもだめになれば、これは改善計画書を出させられるということになるわけですので、その辺はやっぱり住民に対しての温かい行政も一面では必要じゃないかと思っておりますので、その点でのご検討と、それから先ほどの過払い請求を町として一つの方針としてやるお気持ちはないかどうか、親切心を私言うのはいいんですよ。それはもうだれでも言うんですけども、しかしそれはやっぱり本当に追い詰められている人たちは、じゃ、先に税金をというふうにはなりませんからね。それでもなおかつ持ってくる人はありますよ、ありますけれども、なかなか少ないというふうに思うので、そこに自治体が少し力を入れてというふうにならないかどうか、伺いたいと思います。

○収納課長 服部康彦君

過払い請求の件でございますが、先ほども私ども申し上げたんですけども、大変難しい内容でして、相当勉強しないとはっきり申し上げてサラ金とかそういったところに対応ができない部分がございますので、これから勉強していかないといけないとは思っておるんですけども、今の現時点ではちょっと私どもとしてはやれていないというのが現状でございます。

す。

それから、減免のお話でございますが、これにつきましては、現在も減免制度というのがございます。ただ本税をお納めをいただいた後でのお話でございますので、議員の言われるように、初めから減免を頭に出して納税をいただくということにはございません。はっきり申し上げて、現状の生活の中で苦しい状況で払えないということで分納誓約等いただいて、分割で納付をいただいておりますけれども、最終的に経済的にその後お仕事も順調に進んだりとかしまして、税金が払える状態になる方もお見えになります。その場合につきましては、やはり税の公平ということを考えますと、延滞金というのはペナルティーでございますので、何らかの形で徴収をさせていただくというのが私どもの考えというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

だれか上がやってもらわないと、ちょっと大き過ぎる。

○町長 横江淳一君

今現在担当が申し上げましたとおり、減免を前面に出すのではなく今現在の状況を把握し、実はいろんな場合があるわけですね。例えば先ほど言いましたのは、多重債務者の問題についても、これは実は中に例がないわけじゃございません。そんな中で顧問弁護士に相談したりそれからしかる機関に相談をして、これらも個人でこういう対応したらどうだというアドバイスは実はさせていただいております。それに真摯に対応していただける方、またそうでない方、これもたくさんあるわけでありまして。

それともう一つは、減免についての考え方、今ペナルティーという言葉を使いましたが、やはり税の公平さを考えた場合、じゃ、延滞金をためておいて払えばすべて減免か、そういう考え方をされますと、逆に税金を払わなくてもいいという考えが前面に立ってしまうおそれが非常にこれは危険性をはらんでいるわけでありまして。そういう意味で、最終的には今現在の生活困窮状態を見て分納していただき、それは最終的に納まっていた中で減免を考えるとということはあるかもしれません。しかしながら、減免を前面に出してやるから、じゃ減免だよということでは、私はないような気がいたしますが、実際生活困窮で何ともならない方を、じゃ、そういうことをするかというと、一切そういうことはございません。相談をして最終的にはお話し合いの中でやらせていただいているのが現実でありますので、それだけのご理解いただきたいと思います。

以上です。

(「休憩の後に」の声あり)

○7番 小原喜一郎君

いいですか、あの……

○議長 奥田信宏君

3遍終わったけれども、なに、5回。

○7番 小原喜一郎君

私の質問は、つまり後じゃないんです。制度として先に減免制度があれば、その低所得者でも納めるに納められない低収入の人たちがあるじゃないですか。減免制度があれば対象にならない状況になるので、その点で助かるわけで、その辺のことも大事ですよということを申し上げているわけですから、後のことじゃないんです。

○議長 奥田信宏君

じゃ、特別に今の話はちょっとずれていたということで、要するに先に減免制度の基準を考える必要があるのではないかという質問だそうでありますので。

○税務課長 長尾彰夫君

失礼します。

減免制度につきましては、今小原議員がおっしゃられた減免制度につきましては、当初からの減免の制度を考えていないかということだと思っておりますが、私ども今減免制度につきましては、税法とか蟹江町の税条例で生活保護とかとにかくそういうふうに規定で定まったものもあります。それからあと、特に蟹江町長が定める必要と認める者とか、そういうものはありますけれども、具体的に前年の収入が2分の1になったら減免するとか、他の名古屋市とか市町村できちっと減免制度を設けられておるところは実際にあります。私も資料、県内資料収集させていただきまして、今郡内の税務課長会が実はあるんですが、その中につきましても減免制度について町村によってばらばらではいかんから、ある程度統一的な減免制度でそろえていかないとまずいんじゃないかということで、今税務課長会の中でも検討させていただいております。

私も先々その話がまとまってくれば、当然またその案につきまして議会のほうでご提案させていただいて、また進めたいと考えておりますので、今ただ内部的に資料収集と、それからどのような文面でいくとか、そういうのが内部的に税務課内でも詰めております。ただ、具体的にいつからやるのかというのは、まだ全く現在では白紙の状態ですので、今前向きでそういうあれを検討はさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

2つお尋ねしますが、質問だけ聞いておいてもらって休憩してもらってもいいんですが、1つは軽自動車税でございます。先ほどから税収をどうやるかという努力の中で、非常に簡単な例のような気がしていて、これがどうなっているか究明すると仕事のやり方がわかってくるような気がするわけです。例えば16ページの中ほどに軽自動車税というのがあります。調定額が4,500万円ですね。それで未収額が現年度と滞納分で合わせて640万円あります。

4,500万のところで640万円あるわけですね。そうすると、軽自動車税というのは、私税法がよくわからんですが、私は軽自動車に乗っております、7,500円かかってくることはわかっております。トラックもありますね。それからバイクは軽自動車税になっているのかどうか、バイクは1,000円だということを知っております。これは一体、町内で何台分の普通の7,500円、軽トラック、バイクがあるか。それで、どういう人がどのくらい滞納しているのか。例えばバイクなんていうのは全然督促も何もありませんし車検もありませんので、納めなきゃそれきりで何年でもほかりっ放しじゃないかなと勝手に今想像しております。しかし軽自動車となると、いや、普通の軽だと車検のときに納税証明書を持っていかないとかなんかからどうしても要るわけですね。そういう意味で、この程度の課税は新入職員、極端にいうと、でこうつぶせる、やれる。そしてどうしてもやれんところが何だとわかるような課題だと思うんです。それが640万円未納があるという問題はどうなっているか、台数との関係で知りたいです。

もう一つは、先ほど来財政の問題で非常にベテラン議員が年度決算で3億何千万円黒字になっていると、蟹江町財政は健全でないかとおっしゃっておるんですが、将来が危ない将来が危ないと。財政調整基金だったか、あ、違いますね、臨時財政対策債3億5,000万円あるわけです。それ歳入になっているわけです。これは食ってしまったやつの支払いなんですね。それがなかったら借りかえをしなかったら赤字なわけです。だから基本的に蟹江町財政というのは黒字なのか赤字なのか、これは基本的な認識をしておかないと論が違うわけですね。ちょっとお互いに、いや、両方立てて両方正しいと言ってもらってもしようがないわけですから、このことがずっと気になっておまして、起債や借金のことを盛んに言っておるわけでございます。本当に蟹江町財政は年度決算で去年堅実で黒字だったのか、その点をお尋ねいたします。

○税務課長 長尾彰夫君

失礼します。

今ご質問の軽自動車税でございますが、現在私ども軽自動車税は原動機付自転車、これ50cc以下ですが、ミニカー、それから原付の51cc以上、それから原付の91cc以上、それから軽二輪、軽三輪、それから四輪の乗用自家用と貨物営業用、それから貨物自家用、それから農耕作業用、小型特殊、二輪小型というもので私ども課税をさせていただいております。現在台数といたしましては、19年度の当初でございますが、総台数が7,981台、年度当初で私ども課税させていただきました。内訳が原付50cc以下が1,316台、ミニカーが12台、それから原付の51cc以上が96台、それから91cc以上が84台、それから軽二輪が296台、それから軽三輪が1台、それから四輪の乗用自家用車が4,156台、それから同じく貨物営業用が54台、それから貨物自家用1,536台、それから農耕作業用が50台、それから小型特殊が100台、それから二輪小型が780台、合計7,981台ということでございます。これにつきましては、18年度が

7,740台の登録でございましたので、19年度最終では241台の増となっております。

今議員のご質問の中で、一体それじゃ、この中でどの部分が滞納になるかということですが、申しわけありません、課税車種別の滞納の台数は私ども把握しておりませんが、ちょっと申しわけありませんが、特にこの中で多いのが車検のない原動機付自転車、これにつきましては特に最近盗難が非常に多く、簡単に素人でもエンジンがかかる状況ですので、警察の届ける台数もかなりふえております。当然これにつきましては、きちっと警察のほうへ盗難届を出して、私どもにその届けを出していただければ当然私どもも課税保留、または課税取り消しの処理をさせていただくんですが、盗難届も出さずにそのままにほかっていられる方がかなりお見えになります。当然私も届けがないとそのまま毎年課税ということになりますので、これについても私ども実は収納課のほうで過年度の課税がなった場合、そんな3年も4年も前に盗難に遭って車がないとか、そういう方がかなりお見えになりますので、そういう場合は、私どもが実際にそのものがないことが確認できれば、当然課税取り消しの処理とか、そういうのをさせていただくんですが、確認ができない場合はそのままの課税となりますので、当然その方が滞納ということが残るということでございます。

それからあと、通常は車検のある軽自動車につきましては、通常は車検に納税証明書が当然必要でございますので、当然車検のあるものについては一般的な考えとしては滞納はないという理論になってくるんですが、実際のところは車検が切れたままでそのままほかってある方が非常にたくさんお見えになります。あとは車の買いかえの時点で業者に廃車を頼みただけでも、そのまま業者が夜逃げしたとか、業者がやらずにほかってあったとか、そういう方の廃車の手続がやっていない方が非常にたくさんお見えになります。当然私どもは滞納者と話しする場合も廃車の手続を依頼した業者の方とかお見えになれば、直接面談してどのように実際に物はあるのかないのか確認して、確認できる場合は取り消しをさせていただくんですが、ほとんどは業者の方と連絡がとれない状況になっております。そういう関係で、現年度の課税としては滞納が非常に多くなっているということでございます。

ただ、私どもとしてもそのままほかっておくわけにはいかんもんですから、現在内部的にそういう盗難に遭って届けが出ていないとか、廃車の手続もされずにほかってあるとか、そういうものにつきましては、今特に減免としてはきちっと定め要綱とかそういうのが全くないもんですから、そういうものについて例えば転出されれば当然定置場課税の原理がなくなりますので、当然課税はできないということになっておるんですが、そういう場合でもかなりそのまま手続がされていないと課税になっておりますので、そういうのも速やかに届けを出してくれとか再三手紙を出したり、あとは私ども今内部的に私中心になって軽自担当とそういうあれについてはどのような取り扱いをするのか、また現地調査した場合、課税保留とか課税取り消しということになるんですが、そういう場合もどのような手続でやったらいいのかというのを内部的に現在要綱を定めて、ほぼ今月中には書類を整えて上のほうに、こ



のほうに今後取り扱いということで決裁をとってご承認をとってこれからそういう滞納がなくなるように対応していきたいと今考えておりますので、よろしく願いいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

蟹江町は1年間の決算で黒字か赤字かということをご質問いただきました。

先ほどから菊地議員からもございました。ことし19年度の歳入から歳出を引いていただきますと3億4,337万6,109円、これは確かに剰余金として出ております。ただこれは必ず黒で出ます。というのは私どもは当然そういう運営をいたします。歳入がないものに対して歳出する予算は絶対に組めませんので、基本的にこういった形になるような状況にはなりません。

ただ、大変失礼でございますが、この実績表のほうの5ページを見ていただきますと、そのほかに指標が入ってございます。17年度から19年度までの指標がございまして。これは歳入歳出決算額の推移というようなこととございまして、今ここに先ほど3億4,300万という額はEというところで実質収支でございまして。これが先ほど申し上げたものです。その下に単年度の収支というものがございまして。ここでは既に1億1,153万6,748円のマイナスということになってございまして。これはCマイナスDの出ましたEから前年度の実質収支を引いたものです。4億5,491万2,857円を引いていただきますとこの数字になってまいります。

そして、次は財政調整基金の関係がその下にございまして。財政調整基金で当該年度19年度に積み立てたのは1億5,695万3,012円、そして取り崩したのが2億8,000万と、ここで一目瞭然でございますが、取り崩しのほうが多うございまして。ですから、財政調整基金を入れて実は運用をしておるといった内容がここで酌み取っていただけたらと思います。

最終的に実質単年度収支と、今までの単年度収支から財政調整基金の運用等を含めてではどうなったんだといえますと、実は2億3,458万3,736円の赤字、マイナスになっておるといったこととございまして、財政調整基金あるいは他の基金を考えまして財政は運用しておりますので、単年度で黒ということになっておりましたも、実質前年度等からの考え方を持ってまいりますと、こういった数字になるということがございまして。

私どもはこれを見据えながら、現在にあります先ほどおっしゃいました赤字債、また基金、こういったものを運用の中でどのように動かしていくかということも含めながら予算をさせていただいているのが現状でございますので、簡単に赤字、黒字というような形ではちょっと申し上げられないのが現状でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

他にないようでしたら、これで歳入の一括の総括を終わります。

歳入を終わり、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に各課長の入れ替えもしておいてください。それと実績報告書の82ページの訂正をこの休憩中にしたいと思っておりますので、実績報告書を机の上に置いて休憩をしてください。

それでは、暫時休憩として、11時5分から再開といたします。

(午前10時50分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 奥田信宏君

歳出は款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、40ページから43ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、42ページから91ページまでの質疑を受けます。

○13番 伊藤正昇君

新政会 伊藤でございます。

予算書の65ページ、下からちょっと上の国際交流団体交付金について質問しますけれども、実績では29かな。

これ約20万円計上してありますけれども、この中でいろんな資料、年々増加している外国人と町民の交流推進ということでかえ国際交流友の会の活動費を交付したということで、ずっと見てみるといろんな行事を20万円でこれだけの行事が果たしてやれるのか、それから一番下にルイジアナ高校生ホームステイ受け入れとしてありますけれども、これも既に受け入れられておるのか予定なのか、その辺を伺いたい。そしてまた、平成20年度の予算でも20万円しか予算が組んでいないけれども、これは恐らく18年度も20万円じゃないのかな、これたしか。だから私も一般質問した経緯もありますので、最低でもこれは50万円ぐらいにせんとさ、いろんな事業がやれんんじゃないかなと思うんだけど。

以上です。

○企画情報課長 鈴木智久君

ただいまご質問いただきました件につきましてお答えさせていただきます。

まず、20万円というのは町からの交付金でございますが、国際交流友の会がこの金額だけで運営されているわけではございません。会員であったり賛助会員であったり、そういう方々からの会費も含めまして友の会は運営はされております。実質的にこちらのほうで友の会のほうで事業を行っていただいておりますが、そのうちの20万円が町からの交付金というふうにお考えいただければよろしいかと思っております。

それから、ルイジアナの高校生のホームステイにつきましては、これは19年度に向こうのほうからの学生が4名ほど参りまして、そのホームステイ先として国際交流友の会の方の家庭をそちらのほうへ紹介をしたというようなことがございました。

以上でございます。

○13番 伊藤正昇君

その中で、これはルイジアナのほうは全額ホームステイでただということで理解してよろしいですか。

○企画情報課長 鈴木智久君

はい。これは各家庭ですべてボランティアで行っていただいております。ですので、費用のほうはこちらのほうから負担していないということでございます。

○13番 伊藤正昇君

先ほどちょっと大きなことを言いましたけれども、多少でもこれふやさんとなかなか予算的にもお金がないことにはそでが振れんということで、町長に要望しておきますわ。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、67ページのコミュニティ巡回バス事業ですね。それから2つ目は、91ページの国民健康保険繰出事業について承りたいと思います。

まず最初に、コミュニティ巡回バスについてであります。一定の改善をしていただいたということになるのでしょうか、ありがたいお話でございますけれども、問題はまだまだ非常に不平というか不評が多いということですね。特に長いこと待たされるだとか、乗ったはいいけれども、1時間ぐらい乗っていなきゃいかんだとか、いろいろあるようですけれども、要は私は、愛知県の実績もこれがあるんですけども、多くの自治体がもちろん2台というところもありますよ。けれども4台、多いところでは8台でやっているなんていうところもあるんですね。例えば岡崎市は大きいだから何ですけれども、安城市は7台だとか、それから三好町が4台だとか田原市はこれ9台でやっておるんですね。あるいは東栄町4台だとか設楽町4台だとか豊根村が5台だとか小牧市は8台ですか、とにかく4台というのはかなり多いんですよ。飛島村も4台になっているんですけども、これ愛知県から実績を取り寄せていただいて見ていただくといいと思うんですけども、やっぱり皆さんが本当にこれはいいと言って利用していただけるようにするには、そうしないとどうしても巡回する時間が長くなったり、蟹江の場合は何とか言いましたですね。お散歩バスですね。オレンジとグリーンがあつて2台になっているわけです。15人乗りと25人乗りというふうになっているわけですが、私はきめ細かに皆さんが本当に、これは非常にいいというようなふうにするには、それなりのバスをふやさないときめ細かな巡回バスにならないんじゃないかというふうに思うんですね。

今の2台の中でいろいろ改善してみても限りがあるんじゃないかというふうに思うんですけども、将来さらに検討して皆さんに好評になるような方向に検討されるお気持ちがあるかどうか、ちょっと伺いたいと思うんです。

それから2つ目でございますが……

○議長 奥田信宏君

小原君、91ページ、それはあれが違うと思えますが。

○7番 小原喜一郎君

67ページまでだったんですか。

○議長 奥田信宏君

いや、67ページは今のバスです。

○7番 小原喜一郎君

そうですね。

○議長 奥田信宏君

はい、2つ目は……

○7番 小原喜一郎君

だから、92ページまでじゃなかったですか。

○議長 奥田信宏君

91ページの一番上の需用費の一番最後のところで、その下は民生費に入りますが。

○7番 小原喜一郎君

あ、わかりました。それじゃ、1点だけにします。

○企画情報課長 鈴木智久君

小原議員が言われますように、あくまで巡回バスですので、どうしてもやはり一周してくと時間がかかってしまうというのは、やはり我々も悩んでいるところでございます。それで、愛されるバスにしたいかどうかというご質問でございますが、当然お散歩バスコースから発車時刻、いろいろ長寿会等と話をさせていただきまして、より多くの方に利用していただきたいという気持ちを込めましていろいろ考えたものでございますので、愛されたいというのは申すまでもございません。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、やはり2台という規模は従来型のやっぱり重点のところだけにしかとまらない方式でしかなかうまくいかないと思うんですね。お散歩バスということで気軽にいろんな階層の皆さんがご利用いただくということになると、いろいろなところにとまるように心がけるわけですから、なかなか目的地に行くのにかなり時間がかかるだとか、待ち合わせ時間かなりバスがとまっていらいらすだとか、いろんなことがあるんじゃないかと思うんです。

だから、本当にお散歩バスならお散歩バスらしいようにいろんな公園でも図書館でも健康センターでもすっと行けるようなふうにするには、やはりふやさないとできないんじゃないかな

いかというふうに思うんですけども、これでは中途半端だと私思うんですけども、将来的にどういうふうに変えるかどうかわかりませんが、検討する余地があるか、検討するということを考えていらっしゃるかどうかを聞いているんですよ。

○企画情報課長 鈴木智久君

当然今のコースがすべてベターであるというふうには思っておりませんし、日々いろいろな施設等も場所がいろいろと変わってまいりますので、当然にバス停であったりルートであったりというのは今後変更をしていくつもりではございます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

○10番 菊地 久君

一つは今小原議員が言いましたように、コミュニティ巡回バス事業のことでありますが、問題点はどこにあるのかと、批判が出ておるのは何かと、あのバスは空バスでないかと鋭く言う人がおります。そして中が見えんようにしてありはせんかと、それは人が乗っておるのがわからんでああいうことをやっておれせんかと、あんな無駄なことはあかんぞよというようなことを強く言う人が一部おって耳にいたします。

では、現実はどうなのかと、したがって、現実大きいのと小さいのでお散歩バスを動かしていただいて約1,000万近いお金を使っておみえだと思えますけれども、事業費としてね。小さいほうがいいのか大きいほうがいいのか、小さいのを数多く出したほうがいいのかどうなのかと、それから巡回をしておるコースの問題点について、問題点はあったのかなかったのか、そして全体的に1年を通じて振り返ったときに、どのぐらいの人が大体どの地域でどのように乗ったんだろうか、それらの点を掌握をされているというふうに思うわけでありませうけれども、それを掌握した結果、これからもう20年度入っておりますので、そのときに予算のときに言えばよかったです、21年度なり22年度なりにはどういうことをすることによって喜ばれるのかな、大体できたときはお年寄りを中心にして、足の悪い人だとか困った人、それから温泉へという発想でしたが、今では子供さんだろうが学生さんだろうが、お買い物に行く人であろうが蟹江町民がずっと行くとタクシーがわりではありませんけれども、乗ると、あそこ行けた、ああ病院も行けたというようなことで、今特に病院へ行きたいけれども、足が悪いで困ったな、じゃと思ってもバスがちっとも来うせんし、どうしたらいいか、タクシー呼ばないかとかね、本当に痛いところにかゆいところに手が届くようなバスに仕立てていこうとしたら、一体どのぐらいの費用がかかるのかなと、そういうような点について、やってみているんなら批判があるでしょうし、その批判にはどのような批判があつて、そして大体どのぐらいの人が乗って、年代的にはどうなのかということは掌握をされているんなら、また教えていただきたいのが1点。

2つ目に問題点として出されておりますのが、一回りしてくると待っておって大分時間がかかりますもんですから、せめて1時間待てば必ずバスが来るよとかね、最低30分おれば回ってくるよとか、そういう点も考えられるのかどうなのか、それにはどのぐらいの予算が要るか。それから、今よくまた空バスだと言ってよく教えてくださる方のご意見じゃありませんが、例えばタクシー、近鉄タクシーと提携をすると高齢者福祉タクシーというようなことがあるらしいですね。それを例えば契約を近タクでもそのあたりはいいですが結んだときに、一回蟹江町の中のどこへ行ってでも、例えば500円でどうでしょうかとか300円でどうでしょうかというような提携だとか契約ができるかできないか、そのことも全体像の中で考えられるのかどうなのか、決算に当たって振り返ってもらってね、この1年間どうであったのかと、今はお散歩バスですので散歩中だとは思っておりますが、いよいよ実践段階ですので、実践段階の中で来年の21年度の予算に一つの施策として検討できる材料になるのかどうか。

いずれにしても、今ここで現実はどうだったこうだったというこの資料を出せとか言いませんが、ぜひまとめておいてもらいたい、総務民生常任委員会で資料として出していただければ、中村委員長が一生懸命やってくくださりますので、ぜひそういういつでも体制ができるような資料をそろえていただきたいが、いかがなものでしょうか、それが1点です。

それから、蟹江町の町民まつりであります、町民まつりも歴史が古くなってまいりまして、夏まつりは民間の人たちが中心になって頑張られてきたんですし、それから秋まつりは昔は産業まつりって商工会の人が中心になってやって、それから町がやるぞよというような形になってしまったわけですけれども、その夏まつり、秋まつりの実行委員会は私も出させていただいて気がついたんですが、まず夏まつりは2日が1日になりまして、できる限り住民の皆さん方でというような形で予算を厳しくいろいろおやりになって、じゃ秋まつりはどうかというと、秋まつりの決算書などを見させていただいたんですが、1つ私は気になって、いいとか悪いは別でございますが、太閤まつりですか、何か中村区から来ておるようですが、よそ様の団体ですが、そこへ委託をしたり補助金出しておるので、全体の補助金率からいくと非常に私が一瞬見て高いなと思うんですね。たしか30万だと思ったんですが覚えありません。そのグループにはばたき幼稚園の子と一緒にやってくる、それが30万ぐらい払っておると思うんですが、蟹江小学校の子が例えば何かでちょっと出ると多分2万円か3万円とかね。町内の人ちょっと出ると、ちょっとじゃない一生懸命勉強してやって、神楽で各町内会出てくる時の金額だとか、そういうのをこう精査していくと、ここで育つわけでありませぬ。蟹江町の町民踊りを育てる会があって、そこへ補助金を上げてその人が1年、2年、3年で育っていくならいいんですが、文化を育てるという意味からいってもどうかなという思いをしておるわけです。

そういうような意味で、町が祭りをやるに当たっての趣旨等々が見直さないといかんじゃないかと。いろんな交付金事業をやってもらっておるけれども、その辺にちょっとどうなの

かなという思いがありますが、現状ことしはどうか知りませんが、この町民まつりに対して、特に秋まつりに対して従来どおりまたおやりになるのか、そういう方向で検討もされつつあるのか、これは現状を一遍この19年度のやつの祭りの決算書類がありましたら、ぜひお出しをいただきたい。この2点であります。

○議長 奥田信宏君

コミュニティバス。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、お散歩バスの今現状の問題点ということでございますが、やはり15人乗りのバスがございまして、こちらのほうがややもしますと時間の早い時刻になりますと利用者の方が多い場合は、積み残しがあるというふうには聞いておりますし、現実でございます。それで、実際の利用者数でございますが、これは19年7月から新たにお散歩バスとして運行させていただいたわけでございますが、それまでの4月、5月、6月、これは福祉バスで入っていた場合につきましては、これは大体月額平均で2,199名で、7月から3月までの9カ月平均で大体月額が3,295名でございます。かなり利用者数は大幅にふえております。これは運行形態も毎日フルに回転させているというようなこともあったかというふうには思っております。

それとあと、やはりどうしても今現在バス停を持っておりまして、その中で一番やはり利用者が多いのは福祉センターの分館、こちらのほうが圧倒的にやはり利用者数としましては多いです。そのほか新たに蟹江の駅前であるとかヨシヅヤの蟹江店であるとかという商業施設のほうにもバス停のほうを新たに設けて、こちらのほうは蟹江の近鉄の駅前ですと、ちなみに19年7月ですとこれが240名だったのが、20年7月ではオレンジバスが410名の利用者かなりふえているというふうには、今ちょっと分析しております。

そういうようなことで、いろいろと問題点はございますので、20年度から21年度の予算に向けましてお散歩バスにつきましては、そういうところからバスのそういう乗客数のところを見込みまして、今現在大きいバスがNO<sub>x</sub>法のほうで今度買いかえの時期に来ております。それを踏まえまして一度またバスのほうも検討したいと思っております。

以上です。

それから、オータムフェスティバルとあと町民まつりの件でございます。

こちらのほうは言っておみえになるのは太閤連という阿波踊りの方だというふうに思っております。こちらのほうが太閤連は30万円でございます。町のほうからの金額としまして30万円でございます。こちらのほうが出演するきっかけとなったのは、かなりさかのぼった町民まつりの際におきまして、こちらのほうの太閤連の方を紹介していただいた以降、ずっとはばたきと組んで祭りのほうを盛り上げていただいているというのが現状でございます。

趣旨というか、あくまでも祭りにつきましては、やはり多くの方、町民の方にこぞっていただいて、蟹江町のそういう催し物により多く参加をしていただいて、どういふんですかね、

郷土愛とか町の誇りというのをじかに感じていただきたいというのが本来の趣旨でございます。今年度につきましても、ちょっとまだ精査されていないんですが、太閤連のほうの出演は町のほうで受けておるといふふうに思っております。同じように20年度につきましても太閤連の踊りは、はばたきさんと一緒にペアで出演していただいて、場を盛り上げていただくというような運びになっておるところでございます。

以上です。

○議長 奥田信宏君

答弁漏れあるけれども、いいですか。

(発言する声あり)

今のタクシー。

○企画情報課長 鈴木智久君

福祉タクシーにつきましては、これはお散歩バスという性格のものと福祉タクシーということで、町全体として考えていかなきゃいけない話ですので、私がどうこうという話ではありませんので、これはまた別の機会でもって話をさせていただければと思っております。

○10番 菊地 久君

まずお散歩バスの件ですが、るる検討してこうやっていただければいいんですが、あのバスとの契約は1年契約でしたね。1年契約で運転手さんにやってもらうんですが、例えば人間によってね、どういう人を派遣してくるかわかりませんが、一番大事なことはそのバスの運転をしてくださる人がどういう気持ちでお仕事をしてくださるかということが大事なんですね。ただ運転をすればいいというと、散歩バスという目的が違うわけです。散歩バスに乗りそうな人は蟹江の町民が乗りますし、若いも若きも乗りますが、大体が腰が痛い足が痛い、つまずきそうな方が大体多いわけでありまして。したがって、乗るお客さんの顔を見て自分は何をなすべきかということが理解できるような運転手さんを、ぜひ契約時点のときには面接をやるのかどうかわかりませんが、していただかないと、乗った人から批判が出るようなこと、定数はここが何人のところで頭数を数えていったら1人多いで、そのおばあさんを置いてさよなら行っちゃったとか、そのときは失礼な話だけれども、数は1、2、3、5と飛べばいい話ですしね。そういう機転というのも大事なことだと思うんですね。

だから、そういう意味でぜひ、今はどういうふうになっておるかよくわかりませんが、お散歩バスの運転手さんについては、そういう心構えや教育をできた形を契約時点ではぜひ21年度から結んでいただかないと、せっかく町がそういう施策をしてもマイナスになっちゃうわけね。バスを出してくれるのはいいけれども、運転している人がどうも気がきかんと思うと、何やっておるかかわからせんわけですよ、お金出してもね。だからぜひ、いいとか悪い別として、そういう批判もする人も耳にしますし、褒める人もおるかもしれませんが、契約時点のときはぜひ十二分な配慮をされてほしいということは、これは要望をしておきます。



それから、さっきの踊りの問題であります、ざっと予算表を皆さんに見てもらって決算書を見たら皆さんがどう判断するかわかりませんが、町内の人たちが参加をしたときに下さる交付金なのか補助金かわかりませんが、その比較をしてみたときにね、例えば歌手が来てうまい下手は別として、歌手がござると、そうすると50万払う、その50万と比べてどうかとかね、学校の生徒が一生懸命勉強をしてここの舞台へ上がってくる、例えばダンスで出てくる、大勢参加をしてくださる人と比べてどうかというここの比較対照したときに、蟹江のチームでそういう太閤踊りのチーム、阿波踊りのチームがあって、その人が中心になってくると、よそに団体があって民間でこれセットでして来るときとの値段がね、非常に違うんじゃないかという気がしておるわけですね。今30万というのは大きいんですよ。全体の総事業費のそういうところに出す金の予算が何ぼでという計算すればすぐわかりますけれども、だから、これは従来何年も続いておりますのでね、ええことだという形でお見えになるかもしれませんけれども、いついつまでもええことだええことだと言っておると、阿波踊りみたいになっちゃうもんですから、ぜひ金が泡に消えていかんように再検討、ことしはなっておるんならいいですが、いついつまでもだからといってね、というよりも、そういうお金厳しい折だと一方では言うておるのに、そしてその使ったお金が中にある蟹江町民の人が会をつくって維持したり発展をするとか、そういう団体なら金は惜しまんでもいいと思うんですね。だから、そんなことで全体のバランスを考えたときに、いろいろお願いをした経過やいろいろないきさつやらあるかもしれませんので、私からは何とも言えませんが、できる限りもう一度見直しを図る時期ではないかなと、特に町民まつりも予算も大変だから少しでも減らそうと、それで町から出る金でなしに民間の皆さんから協力をさせていただいて、まつり協力金とか、まつり賛助金だとかいうような形でできる限り大勢の人も金も協力する人も出す、祭りもみんなで盛り上げるというのが祭りの趣旨ではないかなと思いますので、官製祭りでなしに、町民の本当の祭りに模様がえができるということも大事かなと思っていますので、ぜひ決められた予算があるから予算だけ使えばええということではなしに、もしも一生懸命やって予算が残ったのは民間の人が一生懸命出て働いたおかげで、多少予算が残ったら民間の人の今度の次の活動費として残してあげて、何か会をつくってもらってお渡しするとか、やり方いっぱいあると思いますので、ぜひこれもご検討課題にさせていただきたいということをお申し添えておきますのでお願いいたします。

以上でございます。

○6番 林 英子君

巡回バスに集中しているみたいで申しわけないんですけども、ぜひ言ってほしいということをお聞きしましたので、この場で訴えてみたいというふうに思いますし、改善を考えていただきたいというふうに思い、決算の問題についてお話をしたいと思います。

現在お散歩バス、足湯の方がいらっしゃって、その方が一遍蟹江町見てもうじやないか

ということで、大変乗られるそうでよかったなど、足湯のところにバス停を設けたことは本当によかったなというふうに思います。そして蟹江町の町ってすごいねという話を聞いて、よかったというふうな声も聞いています。

それが1つと、もう一つは、先ほど運転手さんの話も出ましたが、この夏に図書館に行く子供が多くいまして、行くときはこの時間だけれども、帰り残り時間がないのでちゃんと時間表を確かめて帰りの時間表を確かめて乗りゃあよ、親切に言ってくれる運転手さんがいて、本当にいい運転手さんがいる。一方では一言も物言わん運転手さんもいるということでしたが、本当にこの夏休み、図書館に行く人たちはよかったというふうに聞いておりますので、お伝えをしておきたいと思います。

もう一つは、憩いの家を出てから前にも言った覚えがありますが、社会福祉協議会の前までわずか3分ほどですが、そこへ行って20分以上待つわけです。その間にガソリンも高いこともありますがアイドリング、エンジンを切ってしまうと本当にあの暑い中で20分待つのはつらい。そうではなく、もう少しおふろを出たときに20分待つことは涼しいし何ら待つことにちゅうちょしないけれども、バスの中であそこへ行って20分待つのはいかなものかと、それをぜひ言ってほしいというふうに皆さんから聞いております。しかも、暑いけれども、役場の人やエンジンを切れと言われるので、暑いけれども、クーラーを切らせてもらいますと、エンジンを切るのも暑いけれども、辛抱してほしいというふうに言われ、こんなところでなぜ20分も待つのかと、ぜひこれは改善してほしい、そういうふうに聞いておりますけれども、あそこで20分待つ理由と、そして私の知っているときでも時間を待ち合わせるということで、各場所で時間調整のためにとまっているということを見かけますけれども、こういう問題は人によって、それは1分や2分は多少違うので待つてあげるということは大事ですけれども、その憩いの家から社会福祉協議会へ行って、その20分待つというのは少し考え方があってはないかなというふうに思います。どのようにお考えか、お知らせください。

○企画情報課長 鈴木智久君

運転手を一人ずつで回しております。どうしてもそのコースでの交通事情等によりましておくれが出たり、あとはトイレ休憩とか車両の点検というようなことで、どうしてもやはり休憩を入れてほしいと、また休憩も必要だというようなことで、そちらのほうで20分間の休憩時間を入れております。当然にまたお昼時間になりますと、これは食事の時間もございまずので、その休憩というよりは昼食時間のほうもとらせていただいております。このところがすべてクリアできればというふうに思っておるんですけども、なかなかやはり運転手が1人でもって、どうしてもやはり運転手のほうの健康管理とか車両の運行の安全性を確保しようと思うと、どうしてもやはりどこかのところで休憩時間を持たざるを得ないというのが現状でございます。

以上です。

○6番 林 英子君

その場合、おふろに入っている方が慌てて来なくてもいいように、その憩いの周りであそこ場所広いと私は思うんですけれども、とめて待ってあげることにはできないでしょうか。そこで運転手さんもトイレ休憩などできるのではないかと、私は前から思っております。わざわざ社会福祉協議会のほうへ行って20分、しかもエンジンをとめられているお年寄りの方たちは本当に苦痛だというふうに思います。もう少し例えば5分にするとか、そういうことだとして考えられないことはないというふうに思います。一度皆さんと、そして乗っていらっしゃる皆さんの声もう一度聞いて考えを改めていただきたいというふうに思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。

65ページです。路線バスの運行補助金200万円出しておるわけなんですけれども、利用されている皆さんから大変喜ばれておるわけなんですけれども、今後の見通しを少しお聞かせしていただき、運行見通しですね。もし何か変わったことがあればあれですけれども、お聞かせを願いたいなと思います。

それと、71ページです。防犯対策の件ですけれども、今総務課のほうで防犯灯の新設及び修繕工事をしていただいて、本当に助かっておるわけなんですけれども、住民の皆さんも喜んでみえるわけなんですけれども、特に最近は防犯灯の設置で、名古屋に通勤をされてみえる方が結構多くみえて、帰宅時間もかなり遅くなる方もみえるわけなんですけれども、そうしたときに道路が暗くてなかなかこういったところに防犯灯を設置していただきたいということで、本来防犯灯というのは新設は町内会の許可を得てそれで新設するようになっておるわけなんですけれども、こうした要するに町内の会長さんも知らないとか、またそうした夜帰宅される方はなかなかこういった窓口があるのかということを知られない方も結構あるわけなんですけれども、そうした方たちに、本当に道路が暗くて危険な箇所であるんならば、また総務課のほうではこういった対応をしていただけるのか、ちょっとこの点もお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

路線運行バス、三重交通への公的補助でございますが、大きく変更がなければこのまま継続して続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

いつも防犯につきましてはご心配かけております、申しわけございません。通勤の方で遅くなったりされますと、やはり暗くて不安だということは聞いております。駅の周辺等も含

めて通過される場合にもそういった状況が起りまして、通勤の方がご自宅までの間にはほかの町内会等を通して行かれるということは十分ございます。それで、私どもといたしましては、そういった方のお声に全く耳をかさないというようなことはございません。基本的には町内会を通して現場のところから吸い上げた防犯活動の中で、私どもは箇所を決めさせていただいてやっております。ただ、そういうところでも、やはり今おっしゃいましたような使われる方のお声が届かない場合もございますので、役所のほうには一応私どものほうの防犯担当のほうにご連絡をいただきますと、実は私どもはその町内会の方、会長さんと調整をさせていただいて、必要な箇所というふうに判断すればつけさせていただくという活動をしておりますので、もしそういったことがございましたら、私どもにまず直接ご相談をいただきますよう、窓口は総務課の防犯担当でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○1番 松本正美君

松本正美です。

どうか路線バスはこのままで続けていきたいということですので、ひとつこのままずっと続けていっていただけるようによろしくお願いしたいなと思います。

それと、防犯灯のほうは今次長が言われましたように、いろんな方が見えますので、なかなか総務課の窓口に行ける人ばかりじゃないもんですから、そうしたときはいろんな電話なり、それなりにまた相談される方もあるかと思っておりますので、今後ともひとつそうした方のために相談に乗っていただけるように、よろしくお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○企画情報課長 鈴木智久君

先ほど松本議員の三重交通の補助に関しましての答弁の中で、大きく変更がなければというような言い方をしてしまいました。これには今現在飛島のほうが自前のバスを仕立てて直接飛島から蟹江の近鉄の駅へ入り込むような動きがございます。したがって、当然にこれは三重交通へ今現在蟹江町と飛島村と弥富市のほうで公的補助を行っておるんですけども、こちらのほうが飛島がどうも公的補助がなくなってしまうというようなことをちょっと動きがございます。ただ正式にどうだというような動きはございません。問いかけございませんし、三重交通からもこの路線については廃止するというような一切通達なり通知なりはいただいておりませんので、先ほど私が申し上げましたのは、このまま大きく変更がなければ三重交通のバスについては路線として確保していきたいというふうな考え方でございますので、一言つけ加えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、90ページから119ページまでの質疑を受けます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほどちょっと、いや、このページの上に総務費と書いてあるものですから、ついあれなんですけれども、91ページの国民健康保険繰出事業ですね。それともう一つ、老健の繰り出し事業がありますね、97ページですか。これについて伺っておきます。

国民健康保険に対する繰り出し事業ですけれども、これは全国的に見てみますと、つまり国保の赤字補てんなどのために市町村が一般会計から投じた繰出金は2005年度で総額1兆1,320億円、15年で3倍になっていまして、財政を圧迫しているという状況になっているようです。ところが蟹江町はその逆で、1億5,000万から8,000万に削っておるわけですよ。この辺のところが考え方の相違と言われりゃそれまでですけれども、国保の大変なことはもうどこの自治体も一緒なんです。蟹江町は逆な方向でやっておられるんで、この辺についてのお考えですね。私は先ほどの滞納金の増、収入未済額の増、これとのかかわりでやはり国保税に対する大変この厳しいというか苦しいというか、そういう実態が蟹江町にはあるというふうに言わざるを得ないというふうに思うんですね。

私は削った7,000万円の繰出金、これと今年度繰越金と支払準備金を合わせると3億5,670万4,291円ですか、こういうふうになっているようですけれども、これらを考えると、国民健康保険税の引き下げやれるんじゃないかなというふうに思います。その点で一遍聞いておきたいと思うのであります。

それから、107ページでしたっけね。

○議長 奥田信宏君

97ページ。

○7番 小原喜一郎君

97ページの老健への繰出金ですけれども、3億3,129万円繰り出しましたですよ。それで今度20年度は後期高齢者に移行して、この繰出金はどういうふうに変化するんでしょうか。まず聞いておきたいと思うんです。聞いた上で質問したいと思いますので、20年度ないし21年度にどのようにこれが変化するんでしょうか。

まず2点を伺います。

○保険医療課長 鈴木利彦君

それでは、議員のご質問である国民健康保険税の引き下げの関係のご質問でございますが、国民健康保険税、単年度でいきますと介護保険部分については辛うじて今年度黒になりましたが、なかなか国民健康保険の加入者の方については低所得の方がたくさん見えますので、今後一般会計の繰出金が7,000万減っているんじゃないかということもございますが、今回の

繰り出し事業のほうなんです、こちらのほうは一応2億2,000万ほど一般会計からいただいておりますが、精算について20年度が精算になります。それでその中で余りにも一般会計を圧迫してはだめだと、あくまでも国民健康保険税の事業というのは国保税で賄うのが本筋でございます。できる限り一般会計から繰り出金をたくさんもらわないように、なおかつ保険税のほうも上げないほうがいいんですけれども、その医療費については何かいろんな病気はやれば当然のごとく療養費等膨れ上がりますので、その辺一概には言えませんが、なるべく上げないような努力はしていきたいと思っております。

それと関連して、国保の滞納の関係になりますが、こちらについては先ほど来出ております現年度を中心に滞納のほうを中心的に集めまして、なるべく収納率を上げるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

老人保健の拠出金の関係と今年度20年度に始まりました後期高齢者医療制度に関する繰り出し事業、そこらの関係をまず明らかにということでございます。

19年度で老人保健制度はとりあえず一たんは終了するわけでございます。ただ、一部医療費の支払い、そういったようなものがまだまだ残っておりますので特別会計としては継続するわけでございます。

それで、一番わかりやすい資料と申し上げますと、20年度今年度の予算書のほうにかかわってくるわけでございまして、老人保健の関係につきましてはおおよそ1億円ほどの減ということで、今年度20年度ですが4,300万ほどを予算計上させていただいております。一方後期高齢者のほうにつきましては、2億2,800万の繰り出し事業という形で予算計上をさせていただいております。この内訳は同じく20年度でございますけれども、療養給付の関係で2億658万7,000円、そのほか後期高齢者医療広域連合の事務の負担という形で834万2,000円の予算計上がなされております。これは特別会計のほうでございますけれども、そういった内訳で医療費のほうの法定給付プラス事務費の負担金といったようなものが後期高齢者医療の関係で特別会計で組んでございます。その財源というような格好で一般会計のほうから繰り出しをいただくわけでございますので、総合計いたしますとおおよそ2億6,000万、7,000万近くのお金が出ておりますので、現状的には余り変化がないというのがこの20年度に限って言えることではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

それで、その国保の関係でいいますと、実は国保の被保険者の傾向が大きく変化しているんですね。ですから、各自治体はやむを得ず一般会計から繰り出しをしているという、それが3倍になっているということになっているわけでありまして、どのように変化していると

いいますと、高齢化が進んで実は当初76年度にはどういうふうだったかという、実際に自営業や農林水産業や勤め先に公的な医療保険のないサラリーマンの合計が87%を占めておったんですね。ところが平成5年度になって見てみますと、これ全国統計ですよ、無職が54%に上ってきているんです。ですから、さらにこの無職と合わせて低所得者、フリーターだとかあるいは年金暮らしの皆さんだとか、つまり医療費がかかる高齢者と保険料を見込めない低所得者層、これがずっとふえて、実際に保険料を納めておるような人、納められるような人たちが87%から54%に下がってしまった、こういう実情を見て各自治体は、これはやむを得ん、一般会計から一定の援助をしなければいかんということだという傾向が強まっているわけですよ。

その点がこの蟹江町は、いや、意識あるなしは言いません、この際。どういうふうな行政意識を持っておるか知りませんが、とにかく逆の方向になっているんですよ、繰り出しが減るといえるのもですね。それは例えば組合員の皆さんの傾向が依然として従前と変わらないという状況があるんならね、これは話は別ですけども、やはり行政との立場からすれば、その辺のところをちゃんと見据えていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。それで伺うわけですけども、このことについて若干の方向転換と申し上げますか、一定の住民の皆さんの暮らしを真正面に据えて考えていくということを考えていただくわけにはいかんかどうかということが伺いたいわけでありまして。

それから、老健でありますけれども、今は斎藤課長、今年度予算の4,000万も一つの材料として上げられましたんですけども、これはやがてはもう消えるわけですからね。ですから、ただ後期高齢者のほうに2億6,000万なり5,000万円のまま推移するのかという、これは必ずしもそうは言えないわけで、ただ私は今年度決算19年度決算の3億3,000万からすれば、それなりに6,7,000万の残があるわけですけども、これはさらに言えば、某医療機関のかかわりとも関係して一定のプラス方向での作用をしているのではないかと、財政的に見て、そういうように思うわけでありまして、その辺は私と思うことが同じかどうか、いやそうじゃありません、苦しいですよなんてことを言われるかもしれませんが、ちょっと聞いておきたいわけでありまして。

○議長 奥田信宏君

それでは、ここで暫時休憩をして、答弁は午後1時からといたします。

午後1時に開会といたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時58分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

それでは、答弁から入ります。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

老人保健特別会計と同じく後期高齢者医療特別会計の繰り出し事業の関係についてのお答えからまず申し上げます。

先ほど小原議員のご質問にもお答えしましたように、平成20年度におきましては2つの会計合わせて2億7,230万9,000円という繰り出しをいただいております。ご承知のように、老人保健の関係につきましては19年度で一たん終了し、20年度今年度につきましては残余の請求等、まだ1カ月分ございましたので、そちらの分の請求、そのほかの過誤ですとか、そういうようなものに対して備えるための特別会計を組まさせていただきます。

21年度まで引き続くかということでございますけれども、これは21年度はまたほとんど老人保健のほうにつきましては終了してくるのではないかという考えを持っておるところでございます。一方後期高齢者医療の繰り出し関係につきましては、こちらに対しましての医療給付費、それから先ほど申し上げましたように、事務費の関係の繰り出しをしなければなりませんので、そちらの関係については今年度20年度の精算などを見ながら、広域連合のほうで定めてまいりますので、それで対応していきたいというふうに考えております。

ですので、お答えに沿えるかどうかわかりませんが、老人保健につきましては、今年度に比べまして相当大幅な減額がされるのではないかという考えを私どもは持っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、私のほうからは国保の繰入金の問題でございます。私も詳しいことは十分承知しておりませんが、いろいろ聞いている範囲内の答弁となると思いますけれども、特に1億5,000万の繰り入れでございます。これについては議員もご存じのように、平成4年から平成15年までが1億5,000万の繰り入れということで聞いております。この1億5,000万になってきた。その前の年は1億というふうには聞いておりますけれども、この辺のところにつきましては、老人保健の拠出金が相当多くなってきたということもあって、この国保への繰出金が大きく膨らんだということは聞いておるところでございます。そんな中で15年の繰越金が3億超す金額、3億4,300万という大きな金額が出てきたということもありまして、平成16年度には1億3,500万という金額の国保会計への繰り出しという形になっている。それでもこのときの決算を見ますと3億5,500万ということで、前年よりまた大きく繰越金が多くなったということもあって、17年度から町の一般会計の財政も大変厳しくなってきたということで、大幅な8,000万という減額をさせていただいたという経緯もございます。

そうした中で、特に国保会計といたしましては、平成9年に保険税の改正をさせていただ



いておりますし、また平成15年には介護保険の導入、特に介護保険につきましては19年度に税率改正させていただいて、本年度介護保険の単年度収支だけを見ますと若干黒字になったということで、赤字が緩和されたということもございます。そうした中で、これだけの大変低所得者等、社会的に厳しい方が国保に入っているから保険税率等の見直しをと言われておりますけれども、私どもといたしましては平成15年の3億4,300万から今年度の1億9,900万というような繰越金が減少しておるわけでありまして、大体平均すると1年に4,000万ぐらいずつの繰越金が減少しておるわけでございますので、このような状況の中で安易に保険税率の見直しというのは大変厳しいのではないかと。また今年度から始まりました医療制度改革等においても、議員の一般質問でもお答えさせていただいたように、大変目まぐるしく変わっている中で、安易に保険税率の引き下げ等行いますと、またいつ上げなきゃいけないような状態になるかもしれませんので、当分の間、まだこのままの状況で推移をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 小原喜一郎君

議長さん、私2回目ですよね。

○議長 奥田信宏君

3回目です。

○7番 小原喜一郎君

それで、私は今当面国保というのは確かに滞納金が多くなっていることは事実ですが、ただ逼迫した状況ではないと思うんですよね。そこでこれだけの一定の余裕が生まれているわけですから、積立金はこの5年間も全く1億5,000万から変わっていませんよね、なぶっていません。それで、繰越金が当初5億から徐々に減ってきて、5億は合わせてですけども、具体的に言いますと、当初は繰越金は3億4,000万でしたね、たしかね、15年は。3億2,000万、2億4,000万、2億6,000万、1億9,900万と、19年度はですね、そういうことで、1億5,000万、合わせて5億から3億5,600万円まで下がってきたけれども、まだ余裕がある状況じゃないかというふうに見ておるんですよ。それにあわせて老健での一定の負担が軽くなったという、このことを思うと、8,000万までいかにしても、いや、7,000万削ったんですかね。1億5,000万を8,000万にしたんですから、これを全部復活とは言わんにしても、一定の復活をして軽減じゃない、国保税を引き下げることができないかなということをおもうわけですが、この辺を最後に聞いておきたいわけでありまして。

それともう一つちょっと聞き忘れまして、すみません、追加をお願いをしたいわけですが、林議員が何遍か討論でも質問でもしておる項目ですけども、ページ数でいきますと111ページになります。保育所の予算関係で聞くわけですが、林議員が何遍かおっしゃるこの厚労省の通達ですね。これを私つぶさに読んでみたわけなんですけれども、要は基本的には自園方式でやらずにちやいかんと、こういうことになっているけれど

も、ただし行政改革特区地域の認定を受けた場合に、一定の条件を満たす場合よろしいと、やってもよろしいと、こういうことになっているんですね。一定の条件をとということはどういう条件かというところ4項目上がっていますよね。

その4項目の中に、例えば調理師としてそれぞれの園に、蟹江町でいえば5園それぞれに調理室と加熱、保存、配膳等のための必要な調理機能を有する設備を有すること、これができているかどうかということが条件。

それから2つ目は、入所児童の食事の内容、回数、時期に適切に応じることができるかどうかということ。

それから3つ目が、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること、また保健衛生面、栄養面については保健所等による助言、相談に従うとともに、現行の調理業務の委託、受託に係る基準を遵守すること、遵守する基準とは具体的には保護施設等における調理業務の委託について、昭和62年3月9日社生第38号及び保育園における調理業務の委託について、平成10年2月18日付児発第86号であること。

それから4つ目は、必要な栄養素量を給与すること、また食を通じた子供の健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。食育プログラムとは、食育を図る観点から発育、発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。

なお、食育に関しては、食を通じて子供の健全育成、いわゆる食育に関する取り組みの推進について、平成6年3月16日発行の通達及び保育所における食を通じた子供の健全育成、いわゆる食育に関する取り組みの推進について、これを遵守できるかどうかということがあるわけです。これをいずれも満たしておるかということをお伺いしたいわけです。

あわせて、実はこれは田原町で住民運動がありまして、絶対に自園方式でなきゃあかんという運動をずっとやってきまして、県に対して交渉をやった議事録がここにあるんですけどもね、これ県の答弁を見ますと、構造改革特区法の附則第5条とそれに基づく構造改革特別区域基本方針1-6-2-②、訓令または通達に関する措置を市町村の指導にどのように反映させてきたかをお示しください、こういう質問に対して、県は何て言っているかというと、附則5条は特区にかかわるものは諸情勢を踏まえ、特区法の趣旨に沿って余分な規制をするなという考えだ。基本方針は特区であっても法律、省令を遵守せよの趣旨、地方分権一括法もあり外部搬入はけしからんと県が言っても、保育業務は市町村の自治事務、罰則はない、省令はこうだ遵守してもらおう、省令で決まったもので3月上旬に市町村を集めて指導した。正していただくものは正してもらおう、こういうふうになっているんですよ。

だから、それなりに当初の方針に沿って市町村、確かに自治部で市町村の権限なんだけれども、しかし強力な指導を行うと、こういうことを言っておるわけですけども、これらについてどのようにお考えか、承っておきたいと思えます。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

保育所の給食の関係でございますが、基本的には自園方式でというところでございますが、今議員がおっしゃられました特区の場合、一定の条件を満たす場合にということでございます。これには何点か言われましたように、調理室だとか加熱、保存できるそういった施設があるかとか、それから入所児童にこう適切に対処できるかということではございますが、蟹江町の保育所の給食の場合、特に入所児童へ対して適切にという点につきましては、これは幼児でもそれから乳児でも栄養士がきちっと栄養の面で考えて献立をつくったものを提供しておりますし、それから、特に安全で衛生的に栄養量のきちっととれたものをという点におきましても、その辺も栄養士のみならず給食センターの所長、それから保育所長合わせて検討会を月に1回開きまして、そこで献立をはじめとしたいろんな面で検討をして提供しておりますということでございます。

それから、衛生の面におきましては、何分にも施設が古いということがございますので、完全なものではないかもわかりませんが、その中でも年に1度の一宮保健所の指導もございます。そういったところで指導をいただいた部分につきましては、できる限りのところで対処をし、その給食提供するのに支障がないようにということ而努力しているところでございます。

それから、食育の関係につきましては、これは何年か前から保育所の所長をはじめとして、子供たちの食育ということでいろいろプログラムをつくって子供たちにわかりやすくということで、各保育所だとかで食育の話をしたり、あるいは保育士を対象にした研修会を開催したりというようなことを行っております。

いずれにしましても、この給食ということにつきましては、まず一番目に安全なもの、衛生的なものということと、それから、子供たちの発育の段階で一番大事な栄養の面というところでは十分に気を使ってやっていると考えております。

以上でございます。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、国保の関係でありますけれども、議員が言われましたように繰越金と基金の積立金とでいろいろご指摘、言われております。これをあわせた保険料の見直しと言われております。幸いにも今年度医療制度の改正があつたり、交付金の見直し等がありまして、今年度予算が20年度予算が組めたのも事実であります。議員の一般質問の際にもお答えさせていただきましたように、組合健保、各企業が持っています健康保険組合も4月から13の組合が、たしか13だと答弁させていただいたと思いますけれども、13の組合が解散したということもありまして、このままいきますと来年度の際には、本当に本年度ただけていたような交付金がいただけるかどうかという心配も我々は抱えておるわけでございます。

そうした中で、議員が言われますようにやはり国保税の値下げというのは大変、まだ現段

階で踏み切るとは大変難しいと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君、3問終わりました。

(発言する声あり)

いやいや、終わっています。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

93ページに記載されております町社会福祉協議会への補助金についてお伺ひをしたいと思います。

町は毎年2,000万を超える補助金を社会福祉協議会のほうに補助をしております。社会福祉協議会の平成19年度の最後の決算のときに出されました資料を見てみますと、社会福祉協議会には資産として約1億900万円に上る現金が預貯金として持っているという事実があります。これは知っていると思ひますけれども、十分にこれだけの資産を持っているということは知っていると思ひますけれども、そこで、この資産についてはどうしてこんなふうにかくさんのお金を持ったままにしているのかなというふうに思ふんですが、これは町として期待する事業が十分できているのかいないのかという検証もですけれども、これは期待する事業が十分できていない結果、お金が余ってこれだけのものになったのか、期待する事業は十分やってもらっているけれども、余りがあってこれだけあったのかというようなところで、ちょっととらえ方も違ふと思ふんですが、結果としてこれだけの現金をそのまま預貯金として持っているということについてはどういうご解釈なのか、ちょっとその解釈についてまずお伺ひをしたいと思います。

○住民課長 犬飼博初君

今のお答えでございますが、いろんな積立金、議員言われるとおり人件費その他の積立金いろいろございます。過去の部分から引き継いできたものだと、事業で残ったものじゃなくて過去から引き継いできたものだと思っております。

以上です。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、私のほうからきちんとお答えさせていただきます。

議員が言われましたように1億何千万という基金を持っているのも事実でございます。この中に、特に大きなものがそれぞれ町民の皆様からご寄附をいただきました福祉基金の積立金というものが7,000万ほどございます。そしてそのほかにもあと、今課長が言いましたように人件費の積立金とか備品の購入、それから施設の設備整備基金という形でもお金を持っておりますけれども、特に今言いました3つにつきましては、過去の介護保険、居宅サービスとかいろんなサービス事業をやっている中での余剰金を積み立てたというふう聞いてお

りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○8番 中村英子君

最後、介護保険の余剰金とか積み立ててもこんな額にはならないと思うんですね、総額では。とにかく理由はともかくとして、このようなお金を現金のまま銀行に預けたまま資産として残っているということは事実であります。そこで町は毎年毎年2,000万円を超える補助金出しているんですけども、この持っているお金を生かしてもらえれば補助金も半額ぐらいで済むのかな、済むのか済まないのかわかりませんよ。ただ単純に考えれば、それだけのお金があるんだったら、やれることはその中でやっていただくというのは一つのまず基本的な考えだと思ひますし、町民全体、全世帯に対して500円というような形で強制ではないといつても町内会単位でこれを集めているという事実もあるんです。払っているほうは500円払って町の福祉に協力するんですが、1億円ものお金を持ってね、それが眠っているといふようなことは知らないと思うんですね、実際に一般の人たちは。

ですから、この辺はどういうふう整理していくのかなといふことは、一つの課題ではないかといふふうには私は考えるんですね。だから、この補助金に対しても一度この補助のあり方が適正なのかどうかといふことを、まず検討していただかなきゃならないと思うんですね、1つは。それでもう1つは、町長は2年後にはと1年前に言いましたので、恐らく今年度の末といふふうなことになってくると思ひますが、この社会福祉協議会のあり方について、現在の形ではなく、もう少し違った形で自主運営をしていただきたいといふようなこともおっしゃってみました。自主運営をしていただくといふことになれば、今持っている現金、預貯金といふのは生きるのかもしれないけれども、何らかの形でこの部分についてメスを入れるなり改革していくなり、どういう形をしていくのかといふことで、考えていただかなきゃならないと思うんですね。

町長にお伺ひしたいんですけども、この部分、社会福祉協議会のあり方も考えながら、こういう預貯金もあるといふような前提の上に今年度末にもうなつてきますのでね。来年3月で一応2年と、今の役員さんの任期もそういうふうになっておりますので、その時点でどのような形、またどのようにこの資産について考え方をとっていくのかといふようなことについてお伺ひをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それではお答えをしたいと思います。

昨年の決算審議のときにも中村議員にお答えをいたしましたとおり、来年3月までに基本的にこの積立金といふのか余剰金といふのか、これにつきまして、設備資金も含めて1億円強のお金があるといふことも十分承知おきをいたしております。担当者とも実はもう非公式にお話をさせていただき、今後社会福祉協議会のスタートといふのは別法人でありますけれども、蟹江町の福祉行政の一端を担っていただいたことは事実でございます。今後も蟹江町

の福祉行政の一部を重要な部分をやっていたかなきゃならない部分も十分ございます。そんな中で、何を積極的にやっていただくかということ、やっぱりきちっと今年度までに精査をさせていただき、うちの職員も実は1名派遣をさせていただいておりますが、このことにつきましても適正な人数の配置ということで精査をさせていただきということも、昨年度の決算のときにはたしかお話をしたというふうに思っております。

今後、来年の役員改選も含めまして担当者、そして会長さんも含めまして、このことにつきましてきちっとしたお話し合いを必ず持たせていただき、しかるべき方向に持っていければありがたいかということで思っております。

ただ、実は社会福祉協議会のある福祉センター内も大変老朽化が進んでおりまして、先般も勤労体育館の雨漏りの修理をさせていただいたり、あと浄化槽の不備があったり、それから福祉センターの中の温泉が漏水をしたりということで、大変営繕にお金がかかっている現状もございます。そして今後の施策の中で、移転も含めてこれも視野の中に入れなけりゃいけないのがもう間近に迫っているのではないのかなと、こんなことも含めまして、今年度の末までには方法をしっかり考え、お示しをさせていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番 伊藤正昇君

新政会 13番 伊藤です。

115ページ下から5、6行目の海部保育協会負担金21万3,000円、それから下から4行目ぐらゐの保育所保護者会連合会補助金28万2,600円ですが、これはどのような過程で使われておるのか、お聞きしたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それではお答えいたします。

まず、海部保育協会の負担金でございますが、これは海部地区の市を除いた町村でございます。南部でいいますと蟹江町と飛島村、それから東部の4つの町、ここに海部地区の保育協会という組織が以前からございまして、この協会に負担金としてこう出しておるわけでございますが、どういったことをやっておるかとお申しますと、年に1度の総会、それから、これは設置者部会、それから園長部会、保育士部会、3つの部会がございまして、それぞれの部会で講演会ですとか研修会、そういったことを行っておるというものでございます。

それからその次に、保育所の保護者会連合会の補助金でございますが、これは各保育所の保護者会というものがございます。6つの保護者会がございまして、その6つが合わせて連合会という組織がございまして、これは保育所ばかりでなくて保護者の方たちにもいろいろ協力をいただきながら、保育所の事業をするというような部分もございまして、そういったための組織でございまして、先ほど申し上げました6つの保護者会を統合した連合会に町から負担金という形で補助をしておるというものでございます。よろしくお願ひいたします。

○13番 伊藤正昇君

下の保護者会というのは、大体これ6カ所で何名ぐらいの方が出席されてこの予算になっているかちょっと。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

人数につきましては、保育所の子供の保護者全部が保護者会に入っと思っていただくということでございます。入所数が町立の保育所で630幾つだったかと思いましたが、申しわけございません、正確な数字は資料見ないとあれなんです、ただ子供さん1人のところもございます。2人のところもございます。とにかく町立の保育所に入っておる子供さんの保護者の方の集まりということでございます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

先ほど来の保育所の給食施設の問題ですが、先般の一般質問で南保育所を町営にしたいという町長の方針を示されました。このことは3月時点で建てかえを検討するときに、民営化を考えるとしたら、当然給食施設は中に置かなきゃいかんし置くべきだと思うと、そういう構想にしないといかんはずです。その時点でセンター方式を考えておりました、保育所全部あちらでやるという考えが出ておりましたね。すると、一体どの時点であそこを民営化を見送りたいという意思を固められたか。

私、私といわんで議会ですが、相談を受けずに協議をせずに検討をせずに、町当局だけが方針をいろいろ諸案検討した結果決めましたというのはね、実にけしからんと僕はもともと思っているんです。何のための議会だということになりますので、新聞発表までされたら直営でやるということなんですけれども、しかしまだまだ検討の余地が本当はあると思うんです。

それは給食施設も当然、3月、4月時点で民営化するとしたら給食施設はあの中で考えなきゃいかん基本構想のはずですね。ですから、どこの時点で一体そういう意思決定をされたのか、聞いておきたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

日にちまではちょっとはっきり記憶にありませんけれども、一応8月の中、ことしの8月に9月議会の議案を進める中で、一応現在南保育所の建てかえ、改修工事についての大体の素案も示されてきた中で、全体配置を見ていくとどうしても無理だろうということもあって、その段階で一応町長と、輝来都かにえの夢づくり会議の中で報告し、その中で了承されたというふうに思っております。

○3番 山田邦夫君

本件はこの前の一般質問のときに聞き損なって非常に私も悩みまして、深追いしないかなという気持ちになっておるんです。おるんですけれども、時期的にセンター方式で給食施設をつくるという規模のときに、今8月とおっしゃると、その時点では給食センターのときにはまだ南保育所には給食施設をつくって民営化するということがあるわけです、根底に当然あるわけです。矛盾するんですよ。そしてともと、今他の議員からもおっしゃいますけれども、保育所の給食というものは身近で比較的小ぢんまり給食をして、調理も見せて手伝わせてというのは、家庭でこう母親のやるのを見せる、食べさせるというのにもう連動しておることで、余り大量生産の給食というのは必ずしも、経済的にはいいんです。経済的な追求だけで食生活、食育を、そのほうがいいとは言いきれませんが、本当は個別でやったほうがいいんです。ですけれども、金銭の合理化、合理化でセンター方式をやっていくわけです。保育所についてはちょっと原則的に身近でやったほうがいいということが僕はあるように思います。

ですから、今8月時点で実は決めたとおっしゃると矛盾が出てくるので、あちらで全部保育所の分もやるというふうに構えておるのは矛盾が来るのでこれ困ったなど、だから公営でいきたいというほうへ、ほんの少しのウエートでも行ったとしたらね、僕は議論がいかんと思うんです。そのことは3月、4月時点で既に考えて南保育所あるいはもう一つくらいは数年のうちにやるということであれば、給食センターの規模は少しそれだけのことは勘案していく、その程度は調整域かもわかりませんが、全体でいけば100や200のことはね。ですけれども、どうも意思決定をされた時期とか、我々に聞かされるもなく方針を決めたとおっしゃるのについては、いまだに承服しておりません。ですけれども新聞にまで載りましたから、そうは変えられんかなど。弾力的にお考えになるんなら、まだ検討の余地を残してもらいたいというのが心境であります。

以上、申し上げます。以上、申し上げます。

(「委員長、今の関連で」の声あり)

○10番 菊地 久君

山田議員の質問で保育園の民営化をもうやると言っておって、そして給食センターのほうはセンター方式でやるとおかしいじゃないかと矛盾点を今言ったんですが、今石原民生部長は9月3日に民営化を決めたというような答弁したけれどもね、聞いていないよ、そんなことは。

(「民営化じゃないよ」の声あり)

違う違う、保育園を民営化するなんて聞いていないですよ。あんた今言ったでしょう。

(「聞いていないよ」の声あり)

言っておらんか。

(発言する声あり)



○議長 奥田信宏君

反対です。違っています。ちょっと余計整理がややこしくなる。

はい、もとに戻ります。

○6番 林 英子君

97ページの介護予防・生活支援事業のところの配食サービス事業についてです。

配食サービス事業は蟹江町は行っておりますけれども、16年度から比べても3分の1の委託料になっております。本当にびっくりするような現状です。私は弥富市を聞いてみましたら、現在月曜日から金曜日、週5日間、弥富市では行っています。しかも5食を注文している方が一番多く、毎日39人お見えになりまして、全体で133の方が利用しているというふうに聞いております。ところが蟹江町は以前のところと、今度はかまどやさんにかえて本人自己負担300円で週1回だけやっておりますが、聞いてみますと週1回のこともありましょうが、いつも同じメニューだと、週1回だからそういうふうなことはしようがないかなと思いますけれども、本当に冷たい給食だというふうに言っておりました。けれども、持ってくる人が本当にいい方で、いつも言葉をかけてくれて、私たちお年寄りにとってはうれしいことだというふうに言ってみえました。

そして、弥富市ではどういうふうなところで作っているかというところ、弁当屋さんで輪中の郷で弁当屋さんは3分の2、3分の1を輪中の郷で作っているという報告でした。そして高齢者2人暮らしのところにもこの給食を配っている。そしてどこへ申し込むかというところ役場へ申し込む。だけど、蟹江町の場合は老人会でまとめているということもありまして、老人会の方が今月はやめる今月はやるということで、こんなことで回っていて本当に大変だというふうに愚痴も聞くわけですが、なぜこんなにわずか4年の間に3分の1の人しか利用しなくなったのか。そして蟹江町の場合はひとり暮らしの方ですが、弥富市のように2人暮らしの人たちでぐあいの悪い人、お買い物に行けない人がいると思いますので、そういうこともやっていくべきではないかと思えますし、先ほども言いましたように、役場へ申し込むとか、違う方法があれば考えることですが、もっとやりやすい方法を考えてみるべきではないかと思えます。わずか人数を数えても1年間で1,020食、金曜日しかやっていないことになれば26人ぐらいしかやっていないのではないかと。それに比べて1日133人という弥富市は本当に充実をした配食サービスだなというふうに思いますが、これを見て今後どのような配食サービスにしていこうと考えていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

配食サービスにつきましては、実質事業を社会福祉協議会に委託しております。そちらで取りまとめをお願いしております。議員おっしゃられますように、長寿会の友愛訪問を兼ねていわゆる注文取りといいますか、状況をお聞きしながら配食サービスをご利用されるかどうかということもお聞きしておるのが今の現状でございます。

ちょっと数字のことを申し上げますと、事業の実績報告書の42ページ、下のほうの段でございますけれども、配食サービスの事業委託ということで延べ1,530人、19年度1年間で行いました。週に1回でございますので、大体50週で割れば1日30人強の方がご利用いただいておりますということでございます。

それで、議員がご指摘いただきましたように、弁当屋さんもいろいろご注文がございましたもんですから、いろいろ検討した結果、かえたところでございます。比較的評判がよくて少しずつ増加傾向にあるということは聞いております。ですから、今現在のこのシステムといたしますか、安否確認を兼ねた訪問、そういうようなことも含めて一応でき上がっておりますので、これにつきましては十分今後ご利用の方、それから安否確認をされてみえる長寿会の方々交えまして検討していくべき事項であると思っております。私どもがここで直ちにああせいこうせいというような考えは、今のところございませんので、十分勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

本当に欲しい方に行き届いていない配食サービスではないかというふうに思います。弥富市では週5日間やっていて毎日2人の方もご夫婦でとっていらっしゃる、充実しているというふうに報告がありました。週に5食とっていらっしゃる方が39名ある。買い物にも行けないご夫婦にとっても本当に助かっているというふうに聞きました。蟹江町は金曜日にたった1回でも予算としても3分の1になっている、これは望まれている配食サービスとは言えないというふうにお思いにならないでしょうか。どこでどういう注文したらいいのか、そして今食べていらっしゃる方にきちっとお聞きになったのかどうなのか、もう一度答弁をお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

先ほど配食を行う業者をかえたというふうに申し上げます。かえて以降はそういった苦情じみたお話は賜っておりませんので、十分満足してみえるのではないかと、私どもは考えております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

私は実際にそれを週1回だけとっている方に聞いてみましたし、私の買った弁当を持って行って見比べながら食べてみました。事実、私たちがとっているのは300円だから辛抱するわなという話がありましたけれども、そういう心の込めた配食サービスをやっていないところに問題があるのではないかというふうに思います。中にはご夫婦でとっていらっしゃる方がいる。蟹江町はひとり暮らしの方だから、もっともっと宣伝をし、とってもらうようにして、今現在かまどやさんが運んでいらっしゃるけれども、本当にいいお兄ちゃんが持つ

てきてくれると喜んでいらっしやっているので、もっとそれを充実させる工夫をしないのか、今大変喜ばれておりますで終わるんじゃないくて、今後本当に蟹江町のそういう方たちの暮らしを、どういうふうにしていこうかなという立場に立つか立たないかということが問題ではないかというふうに思います。弥富市のように週5日間は大変なことだというふうに思いますが、じゃ例えば週にもう1回ふやして2回にするかとか、2人暮らしの方に当たってみるかとか、そういうことがもっともっとできないかなというふうに思います。それは長寿会の方にお任せしているから、そこに問題があるのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

一番最初にご答弁申し上げましたように、今でき上がっているシステムをこれから先どのようにしていくかということは、関係の皆様方とよく協議しながら勉強しながら進めていくべきことだというふうに申し上げました。今もその考えが変わっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、118ページから141ページまでの質疑を受けます。

ありませんか。

○10番 菊地 久君

130ページの斎苑費です。ここに全体の成果実績報告書でいいますと51ページにあるわけです。そこでお尋ね申し上げます。これは行革の中でもるる何年間にわたってお話が出ておりますが、本町と舟入の問題であります。まず、お亡くなりになられた方ですが、ここに人数が出ておまして、町内の居住者からいうと246人のようですが、これはここで町内で火葬された方だけの数字だろうと思いますが、実際は何人の方がお亡くなりになって246人は町内でこの舟入か本町ですが、それ以外で火葬場で燃やしていただいた方がほかに何人かお見えになるのではないかと思うんですね。それからこちらの火葬場でお世話になった方が60人おると書かれておりますが、この件について人数です。蟹江町の人間が蟹江町以外の斎場でやっていただけた方、例えば蟹江だとよく言われるのは人事行こうかとかね、隣の津島がどうだという話があるもんですから、そういう町内の方が町内以外でやって火葬にされた方、何人お見えなんでしょうかが第1点目であります。

それから2つ目には、いつも書かれておるんですが、舟入と本町、できたら本町をいろいろ企業との関係やら老朽化の問題で廃止をできたらしたいとして、舟入一本化したいという懸案事項で今日まで来ておるわけでありまして。それで特に言われておりますことは、統合し

町一本化にするため、舟入斎苑問題対策協議会のメンバーと今後も打ち合わせをしながら、随時開催をしてやっていきたいということをずっと書かれておるわけですが、16年以降でも以前でもいいわけですが、こういうような問題の協議会というのは本当にあって、年に何回かお話をされたのかどうか、その中身について、あったのかなかったのか、そういう協議会やったのかどうか、どのようなメンバーなのかと、それをまずお尋ねしたい。

それから3つ目に、よく話をするたびに舟入斎場を建設するに当たって、地元の皆さん方とはこうこうこういうふうの覚書があるということをしきりにおっしゃっておる。じゃ、覚書は一体本当にあるのかないのか。覚書もきょう見せてもらいたい。そして、その覚書によって本当に舟入の決められた区域があるそうなのですが、以外の人は入ってはいけないだとか、それから、これから舟入やってもらうようにするためには道路をどうだとかこうだとかいう条件があるはずだ。そういう環境整備が整えばいいだというような覚書があるというように聞いておるわけですが、実際本当にあるのかないのか、どこに今問題があって、本町から舟入へ一本化できるのか、これはきちんと説明をしておかないと、いつまでたっても問題解決にならんわけですよ。特に本町近辺はご存じのようにニッセン跡地に大型スーパーが建ちましようし、アイエスさんとの問題もありましようし、近鉄さんもビルを建てられたり、お墓を動かすということは我々は言うてはいけないことですので、それは本町のことで皆さんのことでございますが、火葬場は町のものでございますので、町は老朽化をして、あれはいろいろ計画の案の中でも舟入一本化と、この小さな町に2つもあること自体がそもそもおかしいし2,000万もお金を使っておるわけですね。

大体私が、差をつけるわけじゃありませんが、例えば300人の方がお亡くなりになって、大人ばかりで8,000円だと、三八、二百四十万が町の1つの火葬の収入でございますが、では例えば300人で2万円だとしたら幾らになるんだろとかかね、5万円払っても1,500万ぐらいで済むんじゃないか。それで、火葬場本町も舟入もなくして近辺の新しいところでお願いができるのかできないのか、そういうことも検討課題という形で検討されたことがあるのかと。例えば弥富市は鍋田干拓のときに、これはごみ問題のときに建設をしたときの環境対策費でお金を支払って立派なものを建てられたわけです。それから、祖父江にもあります津島にもありますし、だから近隣がみんなして協力し合う。名古屋市はいろいろもめていますが南陽町に八事にかわって立派なものを建てようという方向があります。愛西市もしっかりもめておりますけれども、愛西市もすぐ近くに、蟹江の近くに斎場をつくる計画がおありのようであります。

したがって、周辺との協力関係、特に今は名前言うてはいけません、愛昇殿だとかティアというああいう方々が力を持っておりましてね、いかんときにはそこで電話一本でお世話になるからとこういうような業界同士だとか、自治体との協力関係つくればうまくいく方法

だってあるのではないのかなと。特にこの火葬場の問題、周辺対策費ということで従来大変こういう皆さんが嫌うようなものについては、地域の皆さんにご迷惑かけるということで、交付金でお金を本町に何ぼ、舟入にも何ぼというような形で、多いときはもっと何百万近く払っていたと思いますが、今は大分減っていますね。それも本当に迷惑かけるようであれば、なくなれば迷惑がかかりませんし、そんな機運が例えば本町にはあると思いますよ。本町にあるとするならば絶好の今時期ではないかと、あとは受け入れてくださる舟入の皆さん方が、よくわかったというような説得ができたり考え方が生まれることによってできるのではないかなという、これはあくまでも私の思いでありますので、まず経過について、今3点ばかり質問したことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○環境課長 上田 実君

斎苑につきましては、皆さんには非常に危惧をしておるところでございます。3点ほど質問をいただきました。

まず1点目の質問ですが、斎苑の利用者の人数ですが、ご指摘のとおり主要成果の51ページでございますが、こちらのほうの数字はあくまで蟹江町の方、あるいは県外というのが書いてありますが、蟹江町以外の方も本町斎苑は使っていただくことが可能ですので、その数字が書いてございます。ちなみに町内の方は全部で246名、これは舟入も本町も入れてであります。町外と書いてあるところが、名古屋市で32名の方がございました。本町のほうでは名古屋市で16名、県内の方で12名、合計60名の方、要はこの60名につきましては蟹江町に住所のない方でございます。ということで合計306名の火葬をしたわけですが、先ほどのご質問でいきますと、それ以外に町で住んでみえる方が例えば名古屋市を使ったり津島市を使ったりするケースはございます。こういった場合の数值は、大変申しわけございませんが私どもほうで把握はしてございません。していない理由といたしましては、火葬の許可はそれぞれの施設管理者、例えば名古屋市でありましたら名古屋市のほうへ行っていただいて、そちらで申請をすることになっておりますので、そういったものが蟹江町に環境課としては返ってくることは、私としては……

(発言する声あり)

ごめんなさい、環境課としては、その分については把握をしてございません。

もう一点目の舟入と本町の斎苑、実は両方ともあるわけですが、確かに老朽化をしております。実は舟入斎苑も本町斎苑も平成14年から実は蟹江町で管理運営をしております。ただし平成14年以前につきましては、もともと舟入のものは舟入で地元でありました。本町についてもそれぞれ本町でありましたということで、今まで平成14年以前は、施設の管理は蟹江町がしておったわけですがけれども、運営だとか許可だとかに関しましてはそれぞれ町内あるいは本町の連合会のほうでしておりましたということで、そんな絡みもあり、実は舟入斎苑対策問題協議会というものが名称を変えて今はございますが、当時はそういった名称では

ありませんでした。

舟入斎苑を設置するに当たり、昭和63年の当時にさかのぼるわけですが、そのときにいろんなやっぱり反対がございました。そういった方々と実は毎年1回ずついろんな協議をしてまいりました。協議といいますのも、設置に当たり反対者側からの要望もありました。町はそれに対して意見を、意見というか回答を述べた文書としてはあります。先ほど覚書という点を言われましたが、蟹江町とそういった反対の皆さんとの覚書は実はございません。ありますのはそういった反対された皆様方と蟹江町とのやりとりの中で、町長名で回答文書が出てございます。その回答文書があるということでございます。

また、舟入斎苑を使うときには蟹江町の場合、近鉄線路から南に住所のある方でないと舟入斎苑が使えないという、これも舟入斎苑を設置したときにそういった話として、運用としてそういう基準を設けて現在も運用をされております。

次に、新しいところの働きかけはというところですよ。いや、実は蟹江町だけじゃなくて違うところもあるだろうという話だと思いますが、蟹江町の人が名古屋市に行く場合は、名古屋市から見ると市外になりますので、1体5万円という金額がかかります。愛西市につきましてもあるいは弥富につきましても、それぞれ金額はちょっと今資料ございません、申しわけございませんが3倍だとか4倍という金額で火葬ができます。町といたしましても、ご指摘のとおり本町斎苑、非常に危惧しておるところですが、名古屋市が新茶屋にもう予定もされております。実は名古屋市のほうにも足を運んでおります。蟹江町の住民も受け入れをしていただくことができるだろうかというようなご相談もかけております。名古屋市としては通常の場合ですと受け入れられるわけですけれども、今の段階ではまだ正式なコメントはいただけないということで、昨年そんな話をいただいております。

以上です。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

ちょっと待って、協議会の開催と何人。今答弁漏れ、住民課長、死亡届が出てくる。あれ、民生部長か。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、先ほどご質問ありました蟹江町での死亡者の人数でございますけれども、主要成果報告書の33ページ、住民課の関係でございますので住民課のほうに書いてございます。33ページの下から2つ目の表の中で、死亡者285名ということでございます。それで火葬させていただきましたのが246名でございますので、39人のご遺体が蟹江町以外で火葬されたということでございます。

以上です。

○10番 菊地 久君

まず、舟入斎苑問題対策協議会があって年に1回ぐらい会議やっておるとおっしゃったもので、それについて私は資料をお出してください。何月何日にだれが集まって何を話をしたのか、議事録を求める。一ついい。

それから2つ目に、覚書はないとおっしゃっておるけれども、最初は舟入の皆さん方、覚書によっておれはこういう要求だということで、いかんとかいうふうにけっておったというのが今までの経過で聞いておる。だからそれを整理をする必要がありますので、舟入斎苑で蟹江で300人お亡くなりになった人が、都合よくまくダブらずに亡くなってくれば舟入斎苑で十分間に合う。だから本町をなくなってでも舟入で何とかいけるとするならば、なぜ舟入斎苑でこちらの区域の人はいかんぞよと言うのかと、言えるのかと、町はそれでいいのかということをきちんと整理せないかんわけ。それで、町が回答書があって回答書の何項目にひっかかると、でもその問題を解決すればやれるなら解決せないかんだないか。

だから、町は藤田町長のときにね、地元の舟入と話し合ったときに回答書を出したというのは、町民との話し合いの中で求められて書いただろうと思うけれども、我々は覚書だというふうに覚えておる、私はね。だから、その覚書の中にはこの通りを通るときにはまかりならんから、福田川の通りを通るようにするのは第一だと、それからこの周辺に樹木を植えたとかかそういう話があって、なかなかうまくいかんままに今日何十年も経てきておるといふ私は解釈しておりますが、整理をきちんとして文章で余りやっていないわけ、余りこの火葬場の問題やる人は多分早く死ぬと言われておったもので、みんなやりやせんわけ、本当の話ね。だから言わんでこのままきちゃったでいかんで、そろそろ年も年だでわしが片づけないかんかなと思うで、一遍本当にこれは整理をせないかんわけ。こんな小さな町でおまけにこんな狭い町で2つも火葬場があるというところがどこにおるの。それで一方で工場のそばで幾つ焼けるかわからんやつ、壊れるかわからんいうときにね、いつまでも放置しておくことはもってのほかですわ。おまけに2,000万も金使っておる。

例えば全部3万円ですよそで全部焼いてくれる、900万です。4万円だつてすぐじゃ。そうしたらなしでもいいじゃないかと。受け入れてくれるところがあればよ。だからそういう発想だつて成り立つわけ。しかし舟入にせつかくありますし、舟入の人たちももう理解をして、一定の条件なりがうまく話をしてやれば、あれを使えるようにどう図っていくかというのが行政の仕事だがな、あんたら。舟入は徹底的に反対しておるの、今。舟入が区を挙げてみんな反対しておるのか、舟入使っていかん言つて。

(発言する声あり)

そういうの何か来ておるのかな。おれ聞いたことないぞ、そんなことは。区長に聞いたつて、そんなの聞いておれせんわ。役員も聞いておれせんぞ。だったら、雰囲気的にもこういう状況でこうだからという話をして、条件的にどういうふうに通つたらいいのかとか、これ蟹江町全体のことで考えないかんと思うよ。だから私が言うのは、ようやとるだとか協議

会で言っておるけれども、年に1回何をやっておるんだ。毎日でもやれって。蟹江のこと、大事なことやないの。だから私はこれをいつまでも放置しておいていかんと、ちゃんとここでも行革の中にも何年書いてきておる、こういうことを。本町はこうやってアイエスさんがあって、アイエスさんの工場の隣で工場との話で今度だめだ言ったら使えなくなる。そのときは舟入さんと話をして舟入でという話ばかりしておるだけで、一向に進んでおれせんがや。前にも言ったことあるわ、こういうことをね。

だから、もっときちんと問題をまず整理してください。今までの過去に本当に藤田さんのときからでもいいですわ。本当にだれがどういう形で舟入のだれと話をして、こういう問題があってできなかったということを一覧表で全部経過を一遍示してください。そして、現状今もうことし、例えば話をしたと、舟入のだれだれか知りませんよ。したと、した結果こうだったというなら、その議事録があったら議事録出してください、一遍。過去5年なら5年でもいいでさかのぼって、そしてそれを表に出して、問題があるんなら議会でもきちんとそれを取り上げていかな地元の区長や区へ行って、こういう問題で舟入の人が反対してござるがほんまかと、協力してもらえんかということをしなやかんとするよ。そして、その間どうしてもだめだと、死んでもだめだと言うならば、これからの問題として各地域のあるところへ頭を下げてでもご協力いただけんかと、愛西市も立派なやつが建つか建たんかわからんけれども、今一生懸命やっただけでござるもので、できたら建ててほしいと言わないかんよこれは、財政的に。今反対しちゃいかん、もう建ててほしいと、ぜひ使わせてくれとかね。だから周辺と協力、自治体がし合ってね、ちいとも行政改革というのをお互いができるものを持てる施設をお互い利用し合ってやっていこうという、こういう発想というものを考えていかないかん時期だと私は思うものですから、ぜひ幾ら私が力説しても何ともなりませんので、まず実態だけを皆さんに明らかになるように、経過を全部ばつときちんと文章にして、それで藤田さんが確約したというんなら、確約した文書を出して、そして地元が何言っておるといこともきちんと整理して、それで現在問題点は何かということ整理した段階で、ぜひ議会側に報告をしてください。できりゃ12月までに。そして総務民生常任委員会でこの問題については徹底的にやってもらおうかと思っていますので、ぜひそういう意味でいいですね、きょうはもういいわ、これ以上資料求めたってできっこないで、今言った私の資料求めておる問題についてはやれますねということ、やったださるか。

(発言する声あり)

○環境課長 上田 実君

いつも本当に危惧して申しわけございません。町といたしましても、平成14年町が管理することになってからは、随分地元の方、もちろん議員の方にもお願いし、調整を図ったつもりを私はしております。実は私の手元のところにも昨年いろんなところへ働きかけをしております。平成19年2月25日は舟入の公民館……



(「ええて、まとめてくれと言っておる」の声あり)

わかりました。今ご指摘のありました覚書につきましては、大変申しわけございません。覚書じゃなくて回答を2通ぐらいあります。これは以前議会でも出したようなことも……

(「それはええから出してください」の声あり)

はい、そちらのほうは出せると思います。中で検討いたしまして、出せるものは出したいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○12番 山田乙三君

私も、菊地議員の久しぶりに菊地節を聞かさせていただきました。私も菊地さんに近いといえますか、怒りに近い形で思っておるわけでね。実は私、昨年度10月に兄を亡くしまして、近鉄から北側ですから当然ながら蟹江斎苑と、こういうことなんですね。やむを得んことですから、そのルールはルールできちっと守りましたけれども、やはり菊地さんおっしゃるようにね、私も前から手をこまねいておられへんかなと、これは怒られるような言葉を使いますけれどもね、いやそうですよ。ということは、私思いつきじゃなくて言いたいですか。

例えば19年度実績ですよ。86人から例えば150人、残念だけれども、舟入斎苑を担保にしながら、八事5万円ですね。津島火葬場1万8,000円ですね。多分愛西市も1万8,000円だと思いますわ、永和じゃないところは。あとは弥富はまたそれに匹敵すると思いますけれども、5万円掛ける150人、幾らになりますか、750万でしょう。だから、たまたまこの書いてあります51ページの750万ぐらいになりませんか。ですから、そんな単純に他力本願ではいきませんから、とにかく蟹江町3万7,000のこの狭いところに2つもというのも菊地さんおっしゃるとおりですし、難しいこともよくわかっていますけれども、実際縁者に来ていただいて、あそこの状況でね、ちょっとみすばらしいというと非常に歴史がありますからあれですけども、非常にだれが見ても、ええという感じがあると思いますよ。

最近聞いているのは、お金持ちの方は少しお金出して八事霊園へと、あるいは身長が、正確にいうと1メートル80センチ以上の方ですかね、この方は蟹江斎苑では燃やせない、あるいは高さ、長さありますから、そういうことを使いながら、舟入じゃなくて葬儀屋さんはどこですか、八事を勧めますでしょう、次には津島斎場でしょう、次にはあの永和台のところでしょう。ですから通常私どもが費用がかかるの1体8,000円です、蟹江町は。舟入も蟹江も、ですから5万円あるいは1万8,000円と、こういう実態があるわけなんですよ。

ですから、そういうことを踏まえて、ぜひともああだこうだと言うのも結構ですけども、たまたま今上田さんが環境課長をやっておられますが、こういうことを主眼に置いていただいてやっていただく、私でも身内にそういうことがありましたし、前からもいろいろ苦情を聞いておりますんで、非常に難しいことはよくわかっていますけれども、ああだこうだというのはね、2年、3年、4年、5年とたっちゃいますね。14年ですから6年たっていますね。

そういうことですから、ぜひとも愛西市が蟹江町のあれは扱ってやらせんなんて声も、私

ども富吉ですからすぐ聞こえてきていますけれども、そういうこともありますけれども、蟹江町独自で本当に、あそこの南陽の特に八事のいわゆる斎場ですか、この間もテレビでどうもならんと住民の方は反対運動が起きています。いずれにしても広大な土地が確保してありますし、先の開けている状態なんですね。

そういうことで、今よりもう少し開けた形で、例えば今言いましたもう全部八事、まあええですよ、個人負担は2万円やってもらって3万円持ち出しであればもう費用チャラと一緒にじゃないですかね、ほぼ。おつりが来るとは言いませんけれども、そういうことを踏まえながら、ちょっと暴論ですけども、一度もう真剣に頭に鉢巻きしながらやっていただきたい。そういうことですから、ぜひとも菊地さんがおっしゃった、もうこれは12月までに資料をきちっと出していただいて、どこが問題なのか、どういう点をクリアすれば前へ進んでいくのか、やる気があるのかないのかと、こういうことも含めてね、ぜひともお願いしたいと思います。

○6番 林 英子君

127ページの精神保健事業のところでお聞きいたします。

実はまだ20日ぐらい前でしょうか、蟹江町で精神障害者の方が通っていた大きな企業が倒産いたしました。南蟹江団地のほうですけども、そこに働いていた方が今どこへも行くところがない。それで相談にいらっしゃったんですけども、今その方は41歳になりますけれども、もう今まで20何年働いていた。こういうふうになって企業が倒産したけれども、これからの自分はどうなるのだろうかというふうに相談がありました。そういう場合、例えばかにエワークスを言ってみましたら満タンで入る余地がないというふうに言われましたけれども、これからも蟹江町にそういう人たちがいらっしゃった場合、どういう受け入れ態勢をしていこうとしていらっしゃるのか、またどこへ相談に行き、受け入れ態勢がこれからもあるのかないのか、教えてください。

○健康推進課長 西川和彦君

精神障害者の求人に対する関係ですけども、まだ保健所とつい最近研修がありまして、県として今後ハローワークとかそれ以外の施設が町内にありますけれども、それは知的とか身体が主ですので、精神はなかなかその辺の事業所がありませんので、今後保健所と一体となって職業安定所等へ働きかけていきたいと考えています。

以上です。

○6番 林 英子君

それでは、知的障害者の方の働く作業所、例えば蟹江にありますワークスなどのようなところへ申し込みに行けばすぐに入所することができるのでしょうか、どこへ申し込みをしに行ったらいいのでしょうか、知的障害者の場合、蟹江町の場合教えてください。

○議長 奥田信宏君

答弁者が決まりません。ちょっとお待ちください。

知的障害の担当はどこですか。

(発言する声あり)

ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

(午後 2時17分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時18分)

○議長 奥田信宏君

答弁は佐藤福祉・児童課長から答弁をお願いします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、ただいまのご質問でございます知的障害のある方がワークスに申し込みという点でございますけれども、これはワークスのほうに直接申し込みをいただいて、ただ定員ですとか、いろんなサービスも実施しておるものですから、その辺を入所を決定するしないはワークスのほうでございますので、よろしくをお願いします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

ページ数でいいますと129ページになるのでしょうか。131、どちらでもいいです、母子健診ですから。もう一つは先ほどの斎苑に関連するわけですがけれども省きます。ダブってあれです。ただ私、斎苑の委員なんですよね。お声が全くないんで、どうしてどうなんかなと不思議に実は思っておったんですけれども、それはそれで置きます。

母子健診について考え方を伺いたいと思うわけであります。特に妊婦健診でございますけれども、林議員がしきりに今回5回にしていたいたんですかね。だけど、国は14回ですよということをおっしゃるので、私も少しその点に関連をして伺っておきたいと思うんです。

これを私持ってきておるのは、厚生労働省の雇用均等児童家庭局母子保健課長の通達ですね。妊婦健診の公費負担についての厚生労働省の文書というふうになっているんですけれども、昨年3月2日付になっております。これは違うんだな。ことしの1月16日付になっていますな。

そこでどう言っておるかといいますと、近年高齢やストレスなどを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。また少子化対策の一環として妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊娠出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を

図るため、自治体における公費負担の充実の必要性が指摘されている。このため平成19年度地方財政措置で妊婦健診も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健診に係る公費負担について相当回数の増が可能になることから、下記を踏まえて積極的な取り組みを図られるよう都道府県においてはこの趣旨を市町村に周知徹底をお願いするというふうになっておりますね。

それで、記として、公費負担の考え方についてとなって、妊婦が受けるべき健康検査の回数はおおむね13ないし14回程度が望ましいとされている。1に、妊娠初期より妊娠23週間、この第6月末までですけれども、まで4週間に1回必要なんだと言われているということですね。それから妊娠24週、次の週から7月より35週、つまり9カ月末まで2週間に1回、それから妊娠36週以降分娩まで1週間に1回、こういうふうになって合計すると13ないし14になるということなんですが、財政の厳しい折、一部公費負担が困難な場合、健康な妊娠・出産を迎える上で最低限必要な妊婦健診の時期及び内容については、少なくとも次の5回、これは少なくともですからね、5回を公費負担の最低限必要な妊婦健診の、失礼しました、公費負担の実施することを原則としてと考えられる。つまり最低は、原則は最低として据え置いて13ないし14にするのが望ましいというふうにしておるわけではありますが、この内容を見てみますと、やっぱり少子化対策からしても、妊婦の皆さんの健康を確保する上でも、これはやっぱり今の情勢の中で公費負担をさらに強化していただく必要があるのではないかとこのように思いますね。

厚労省もそれを目途にこの通達を出しているわけでありますから、この5回は最低と、最低限のそれ以上上乗せしてもらいたいということなんで、蟹江町の5回をさらに上乗せする方向を検討をぜひお願いしたいなと思うんですけれども、考え方聞かせてください。

○健康推進課長 西川和彦君

林議員の一般質問にも答えましたけれども、平成20年度から5回にしました。それで19年度までですと1回目の利用率、2回目の利用率の合計でいきますと、2回目は80%前後、それでことしの4月から来年の3月までのふやした3回の利用率を一度よく見てみまして、予算的なこともありますので、もうしばらく検討時間を下さるようお願いしたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

それで、もうそれ以上重ねて云々ということは言うつもりございませんが、ただ、必要性云々という点で私強調しておきたいと思うんです。財政的には税源移譲で地方交付税の中に組み込まれているということは林議員が指摘しているところでありますけれども、問題はやっぱり妊婦の皆さんの健康とあわせて出産に対する不安の解消ですね。そういう点からすると、きめ細かに気軽に行けるようにすることが非常に大事だと思うんです。絶えず最近における妊婦さんは非常に悩まれて、自殺する例なんかもあるようですね、子育て問題で。そ

ういうことを気軽に相談できるような雰囲気もつくったりして、そうするにはやっぱりいつも気軽に受診に行けるような制度にしておいたほうがいいと思うんですよね。

そういう、つまり子育ての観点から、子育て支援の観点から考えると、これはやっぱり重視していただいて念頭に置いていただく必要があるんじゃないかということをおもうんで、要望としてぜひ早目に実施できる方向でお願いをしておきたいと思えます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他にないようでしたら、4款衛生費を終わります。

ここで各課長等の入れかえを行います。

暫時休憩をいたします。

(午後 2時27分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

○議長 奥田信宏君

続いて、5款農林水産業費、140ページから149ページまでの質疑を受け付けます。

○13番 伊藤正昇君

145ページ、毎回言っておるような気がするんだけど、フナの放流、これ佐屋川はやっておるみたいだけれども、要するに佐屋川っていうのはあれ、川にはなっておるけれども、民地ばかりでなかなか個人の方がするようなことはできんもんですから、ええかげんにこの事業はやめたらどうかと思っておるんだけど、だれか答弁お願いします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

今の質問なんですが、145ページの水産振興費のフナのあれだと思います。

それにつきましては、一応蟹江町水郷の里という形と水辺環境、それから水を生かしたまちづくりというような形でうたっております。その中の蟹江町のあくまで観光も主流の一つでございます、冬場の釣堀には盛大に動かしてみえますので、これは必要な事業かと思っておりますし、金額で申し上げてはあれなんですが、一応は100キロの稚魚を入れさせていただいて、それで運営させていただいておりますので、そのところよろしく願いいたします。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、私ども日本共産党は農業再生に力を入れるべきだということで、かねてから意見を申し上げているところでありますが、この食糧費全般にわたっ

てちょっと質問をしたいと思います。失礼しました。農業費でございます。

まず最初に、今伊藤議員の質問に関連する発言をまず最初しておきたいと思います。

この事業はある方に言わせれば本当に大変だということで、この補助金は続けてほしいということをよく言われるんですけども、最近はお私のところには来ないんで、黒川議員や菊地議員のところには行っておるみたいですけども、実は私がかねてから佐屋川は立派な観光資源と、非常に民地が多いけれども、その土地所有者とも協働してあの佐屋川を観光資源として開発する必要があるんじゃないかと、それは一面でいえばこのフナに対する補助金でもありますけれども、あるいは沿岸に花を植えるということもあるでしょうし、ボートを浮かべるといふこともあるでしょうし、こういう考え方があるんですけども、その意味でいいますと、やっぱり釣堀的な雰囲気は観光資源の一つとして確保すべきではないかというふうに思うんで、そういう点からすると、この事業というのはいずれ継続してほしいなというふうに思います。が1点です。

それで農業の再生ですけども、私はなかなか日本の農業、自給率40%、39%とも言われているわけですけども、世界的に見ると自給率がこんなに下がっているのは日本だけあります。イギリスも最近ずっと、昔は自給率が下がっておったんですけども、努力をして、今は70%を超えていますね、自給率が。アメリカは110数%になって、だから日本へ農産物を押しつけられるわけですけども、そういう状況があるわけで、アメリカの大統領に言わせると食料自給率を減らすなんていうのは、自分の国を売り込むのと一緒に、売却しようと思っているのと一緒に、こういうことを言っているわけですけども、それを同盟国である日本に対して言っているのかどうか知りませんよ。そういうことを言っておるわけですけども、何としても、間もなく世界的な食料危機が来るだろうと学者からも言われているわけですよ。だからそういう点で、日本農業の再生はこれは極めて重要な課題になっていると思うんです。

しかし、今もって自公政権は減反主義をとっていますね。これはあかんと思うんです。少なくともこの国の政策がある限り蟹江は動けない、地方自治体は動けないというふうに考えずに、その隘路を縫って、いわゆる都市近郊農業として発展させる施策が大事だというふうに思うんですよ。

つい先ごろ、本町一番街は朝市を始めました。これはしかし農業の皆さんが毎週土日にやっている、そのくらいな間隔でやるように目指したいということを書いてみえたんですけども、こうやって皆さんは一生懸命努力しておるんですけども、自治体がそれにタイアップして、いわゆる農家の皆さんの生産意欲を増進させる行政が必要だと思うんですよ。意欲が生まれるという行政ですね。これはやっぱり蟹江町でだってできる仕事だと思うんです。そういう点で、ぜひこの農業に力を入れてほしいなと思うんですけども、これは農政商工課長張り切ってござるで、今度は何か具体化するんじゃないかなと思うんですけども、ご答

弁をいただければありがたいです。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

それじゃ、失礼します。自給率の問題でございます。

蟹江町の場合、食料としては一般野菜、それから水稲、米だと思いますが、蟹江町特に生産性を上げておりますのは花卉でございます。これは議員の方もご存じかとは思いますが、一応水稲でいきますと地目上田んぼの面積としましては241ヘクタールが地目上の田んぼでございます。その中で約700戸の農業の従事者というか、一応は農地基本台帳では700戸の方たちの動きでございますので、あくまでその方たちの生産性、あくまで自己米という形で、自分でとったものは自分で処理するというような形で蟹江町が主流に動いておるのは現在確かでございます。

その中で国のほうの方針として、生産調整を図ってくださいというような米のほうの数量の規制に変わってきております。そのところで蟹江町がどのような形で住民の方に理解を得られるかどうか、それについてはまだ農協さん、それから地元の農業委員さん、それから推進委員さん、そういう方たちと打ち合わせしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

これ以上重ねては言いませんけれども、要は一つはやっぱり農業再生ですし、一つは蟹江の場合でいいますと、農家の皆さんもぜひ参加をしていただいて、もちろん商工業者も参加をしていただいて、みんなで観光の町・蟹江をつくっていく、元気な町・蟹江をつくっていくということじゃないかというふうに思うんですね。その中心になる行政ではないかと私は思うんです。私前に視察してきた成田市では、道の駅を通じて農家も菜園で頑張っておる定年退職組、この皆さんも自由に登録をして自分でつくった野菜を道の駅へ、コンピューターの自分の番号があるんでしょ、登録をして黙って置いておきだけ、売れたらお金が通帳に入ってくるようになっている、こういう式で非常に活気があったんですけども、私は本町の皆さんにぜひそうやってみないかということをおっしゃるんですけども、みんなでもってそうやって努力していくと活気のある町になっていくと思うんですよ。

その意味で、この農業部門はかなり重要な役割を果たすんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思うんです。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、148ページから153ページまでの質疑を受け付けます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ページ数は151ページ真ん中の、まず最初に関西本線複線化促進連盟というところがありますね、分担金。これはこのところずっとこの流れで来ておるわけなんです、一向にまだ複線化のお話がどうなのか、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

それと、その下の商工会の小規模事業指導費補助金ですかね。皆さんもご承知のとおり、現在中小企業を取り巻く環境は大変な厳しい状況にあると思うわけなんですけれども、原油高の高騰により、また中小企業の経営も圧迫されているというのが今現在なんです。特にこの尾張地域のまた蟹江の地域においても、そういう小規模の経営をされておる皆さんが非常に大変な中で頑張っておみえになるわけなんですけれども、特にまたその下請業者というのは、最近聞くところによるともう赤字覚悟でやっていかなきゃいけないと、もうやるかやめるかというようなこともお聞きしておるわけなんですけれども、本町でも商工会によって小規模事業者の経営指導が行われているわけなんですけれども、設備資金だとか運転資金の融資について今後どのような経営改善を図るための融資を考えておみえになるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

では、まず1点目の関西本線の複線化についてでございます。

これにつきましては、前も答弁が多々あったと思いますけれども、一応は2市3県、それから市町としましては23市町で構成されております。あくまで会長としては三重県知事が行っているものでございまして、あくまでそれにつきましては目的といたしまして、地域の開発に伴った形で推進していきたいということで、19年度につきましても関係機関のほうへ複線化の要望書、陳情書を出させていただいておりますということで、蟹江町の場合、JR蟹江駅北の区画整理事業、そういうのも伴いまして一応複線化についてまた強く要望していきたいと思っております。

以上でございます。

それから2点目でございますが、小規模事業の指導の問題でございます。

これにつきましては、一応蟹江町の商工会のほうに負担金を納めるものでございまして、あくまでこの負担金につきましては、交付要綱に基づきまして行うものでございます。その中で町といたしましては、あくまで県の事業費の補助がございまして、この中に。その県の補助金を差し引いた残りを町のほうが負担するという形の要綱になっておりますし、県のほうの指導もそのようになっております。そういう形で動きはとらせていただきまして、商工会のほうの予算のほうにリンクさせるわけでございますが、あと先ほど議員言われますように、商工業者のための推進についてはどうだということにつきましては、一応商工会のほうの職員がそれなりの動きをとっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。



○1番 松本正美君

松本正美です。

関西線の複線化の今お話をお聞きしたわけなんですけれども、実はJRの関西線の縁が毎年草ぼうぼうになるわけなんです。それで若干複線化の用地の場所もあると思うんですけれども、夏になるとかなり蚊が発生して非常に近隣の人からも苦情も出ておるわけなんですけれども、そうした要望等もJRのほうに関連してくるものですから、ちょっと要望をされているということで今お聞きしましたので、そういうのも含めて草の、JRも草刈りはやっではみえますけれども、一番肝心なとき、蚊が出るようなときはなかなかやっていただけんわけなんですけれども、そういう意味で要望していただきたいなど、このように思います。

それと、小規模事業指導者の補助金のほうですね。今非常に経営者が大変な思いでやられていますので、どうか本町のほうも商工会とバックアップしていただいて、本当に皆さんが経営を改善できるような努力をしっかりとっていただきたいなど、このように思いますので、よろしく願い申し上げます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、1つは151ページの先ほどの商店街の例ですけれども、がんばる商店街推進事業イルミネーション設置工事ですね。これは19年度で556万というけれども、どこへできたんですか、ちょっと伺いたいんですけれども、あらかじめこういう事業をやりたいということは聞いているんですけれども、さてどこへできたのかなと思ったんですけれども、がんばるは一番街じゃないんですか。

(発言する声あり)

ああ、わかりました。失礼いたしました。そうですか、私はもう自分の先入観から一番街だと思っておりますので、そうですか。

(発言する声あり)

一番街はどういうふうになっているのか、できたらついでに聞かせていただくとありがたいが。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

まず、がんばる商店街のイルミネーションの設置……

○議長 奥田信宏君

いや、違う違う、一番街。

(発言する声あり)

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

一番街につきましては、去年がちょっと出だしをされていまして、フラダンスを地元の役員さん組織で動きをとられ、それからことしにつきましては、また夏場にフラダンス、それから議員先ほども言われましたように、まちの駅のあのステーションというか、基準となりま

す建物を一応お借りして、あそこを核とした基地とした動きをとってみえます。その中で近鉄蟹江駅から北のほうへまた街路等のイルミネーションを考えるとというようなことで、今年度20年度は計画されております。

以上です。

○12番 山田乙三君

12番 山田です。

関連ですけれども、151ページのがんばる商店街推進事業イルミネーション設置工事と、これはこれで今はやりで結構でありますけれども、片やご存じかと思っておりますけれども、大治町、これクローバーテレビでよく見させていただきますが、冬の風物詩ということで、私なりに理解させていただいておりますけれども、556万5,000円ですか。私は素人ですけれども、ちょっと高いなと。何かといいますとね、あそこはたしか商工会青年部あるいはボランティアが中心になって、もちろん町長さんも張り切ってやっておるような形でテレビで見させていただきましたけれども、ただお金をかけるんじゃないかとね。今の農政商工課長、佐野さんにお聞きしたいんですが、スタートはやむを得んですね。発光ダイオードのこういったイルミネーション、これはまずリースなのか買い取りなのか、それをまず1点。

それから、走り出したら三、四年、数年後には民間ボランティアも含めて大治方式のような形で持っていられるかどうか。もちろん電気ですからね、危ないですからコンセント差ばかりで飾りはそういう商店街の青年部の方あるいは嘱託員の方、議員もいいでしょうし、そういう有志、ボランティアを募ってやるという方策も非常に大事なことだと思っておりますけれども、まずその点ちょっとお聞きしたいと思っております。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

一応温泉通り線のイルミネーションの問題で550万円強使わせていただきました。それにつきましては、一応は工事の絡みで動いておりますので、あくまで買い取りで動きをとらせていただいております。それを生かしたために12月から3月だったと思っておりますが、フォトコンテスト、一応写真の動きをとらせていただいておりますので、町民へのアピールもさせていただきました。

それから大治の件で、今度は民間を巻き込んだ形の設置とか、そういうのだと思いますが、そここのところについてはどうかということですので、ちょっとまだ私ども、私自身ここをどういうふうに関後考えるべきか、ちょっとまだ大変申しわけございませんが、まだ頭の整理はついておりませんので、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○12番 山田乙三君

これはイルミネーションをあれですね、発光ダイオードのイルミネーションを買った金額

も含まれている、単なる設置工事だけで556万5,000円ですか。これ終わったことですが、ちょっとその点ひとつ。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

今まで普通の電気球を使わせていただきましたけれども、議員言われますとおり発光ダイオードの電源を使わせていただいたということで、それをすべて買わせていただいたということでございます。

以上です。

○12番 山田乙三君

ですから、設置工事と購入代金がここに含まれておると、こういうことでよろしいですね。そうすると、今年度以降はちょっといわゆる電気工事費だけでということになりますね。その確認ですが、どうですか。

○産業建設部次長・農政商工課長 佐野宗夫君

一応材料は去年買っておりますので、それを保管しております。それを持っていってもらって設置、それから今度また撤去という費用を見込んでおります。

以上です。

(発言する者あり)

○議長 奥田信宏君

だめ、3回終わりました。

補足説明を町長がいたします。

○町長 横江淳一君

大変関心を持っていただきましてありがとうございます。尾張温泉郷発展会のイルミネーションにつきましては、桜まつりは4月にやり、12月から1月にかけて恒例のイルミネーションということで実は点灯しておったわけでありましてけれども、実をいいますと大変電気代が白熱電球がかかるということで、従来からがんばる商店街を使って県の産業労働部の補助金を使ってやったらどうだというご指摘を県の労働部からいただきました。それでは大変寂しいイルミネーションじゃないかという実はご指摘もいただいておまして、温泉通りというのは足湯ができて、何とかあそこに人を集められないかということで、勘考させていただいた結果、550万の設置費用と発光ダイオードを使って、多分ランニングコストが安くつくということで、これを実現をさせていただいたわけでありましてけれども、来年度につきましては、これをふやすかふやさないかについては、まだ尾張温泉郷発展会のほうから直接の意見は聞いておりませんが、元来ですと発展会の方に木の上に登っていただきましてイルミネーションを取りつけていただいておったわけでありまして、大変作業が危険になったということと、あと町のやっぱり観光協会の一つの目玉として、あの地域に足湯を含めた観光客を誘致したいということもございまして、最終的には先ほどは小原議員がおっしゃ

いました、いわゆる観光スポットである川の駅に結びつけるような、そんな施策ができないかということで商工会と相談し、地域の発展会と一緒に、今回のこのがんばる商店街のお金を使ったイルミネーション事業だというふうにご理解をいただけるとありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時15分から再開といたします。

(午後 2時57分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時15分)

○議長 奥田信宏君

続いて、7款土木費、152ページから171ページまでの質疑を受けます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

159ページの道路維持管理費のところ町内パトロール委託料の問題と、その下のほうに全体的な道路維持補修工事費5,500万というのがあります。実は今手帳で見ておっすぐ見つかってなかったんですが、蟹小学区で子供の通学路等の総点検ということで、この夏に相当警察やPTAや学校や町内会やが出て点検をしたことがあります。

そのときに、具体的な話ですが、江向線の桂寿司のところの水路、近鉄の裏からずっと西北へ来る水路のところ、パイプのさくが道路側へちょっと出ている。要するに道路、U字溝の幅いっぱいではなくてこう中へ出ている。だから歩行者が車に危ないということを僕が指摘しました。それは道路の点検ですから、そのときにまず警察の人がね、これはどうやらこうやと、そういうふうにはできない理由を説明しました。僕はぼんと言いついて、きょうは安全点検だと、安全第一というのはどういう言葉かあなた知っているのかと、警察の人は非常に、交通課長か係長だったんですがびくっとしましたね。安全第一というの費用のことでも安全を主眼にして直すということなんだと。だからここは前から危ないと思っているから僕は言っているんだと、何のために僕らを呼んで点検しているのかということを行いました。

これはもう安全第一というのはどういう意味かということをしつかりのみ込まんと、金がかかるからとか何とか言うんですが、そこで1人事故やったらじきに1億かかるんです。元が取れるんです。ペイするというんですね。安全投資はペイするというんですが、そのこと

の答えがまず来ません、いまだに。動員して点検させながら、あのことはこういう理由でやっぱり見送りますとか、まだありませんということを私は少なくとも聞いておりません。そのことが1つ。

それから、道路の維持管理ということにつきましては、このパトロールはシルバーに頼んでやっていて、穴があいているとか大きなごみが落ちているとかいうことについてやってらっしゃって、前から連絡するとすぐやって埋めていくということでやってみえると思います。最近本町地区については、下水の後始末があって大分道路が北からよくなってきておりますね。しかし、前々から東郊線の歩道を含めて、町道のU字溝と車道で、そのU字溝と車道との段差が微妙にありまして、車が通るんで、そこを自転車や歩行者が歩いてくじくとか、自転車が転びかけるとかいうことはずっとあるわけです。そういう箇所が非常にたくさんあります。こういうことは町道管理者としては、シルバーのパトロールの人にはね、そこまでの安全点検ということは課題にしていらないと思うんです。町道管理者みずからが道路の安全はどういうふうに保つべきかと、それを理由にけがをした人が出たら、今どきは訴えられるということがありますので、やらなきゃいかん。特に東郊線の歩道なんていうのは非常にひどいもんで相当危ないです。

そういうこともあって、どこと言いませんけれども、どこというのは一度また写真を撮ってきて言いますけれども、そこらの道路管理者としての構え、道路維持管理のぼっと全部やり直すというのと、一時しのぎで少し直すということの構えはどういうふうにしていらっしゃるかどうか、お尋ねします。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

2点お尋ねをいただきました。

まず最初の交通安全点検に関係することでございます。蟹江小学校学区で2班に別れて通学路のパトロールを実施させていただきました。この際には、道路の穴ですとかU字溝のふたの割れのとといった小さなことから、今議員の言われましたガードパイプ等のことまで含めて、通学路における危険箇所を点検して、悪いところの改善をするように努めております。

県のほうからもそれに対する回答、どういうところでどういう不具合があったか、どういう対応をするかということの県のほうにも報告を出さなきゃいけませんし、もちろんそのときにご指摘をいただきました内容につきましては、すぐにできるものについては道路維持修繕というような小さな工事で対応してまいりますし、ガードレール等につきましては、年に二、三回に分けて発注をしております交通安全対策事業の中で対応をしてまいりたいと思っております。

それから、道路維持管理につきましてシルバーのことを含めましてですが、現在私どものほうでは週に3日間、月曜、水曜、木曜の3日間、シルバー人材センターから2人の方を雇って、朝の9時から4時半まで1日6時間半の時間で道路のパトロールをしております。主

な業務といたしましては、草刈りですとか、あとは道路の穴、ふたの割れ等を発見して直していただくという業務に携わっていただいております。しかし、今議員が言われましたもう少し大規模といいますか、道路そのものの構造に不備があったり、町として計画的に道路の改修をしていかなきゃいけないというところは、当然私どものほうで判断をさせていただいておるところでございます。

ご指摘いただきました東郊線でございますが、実は19年度から東郊線の舗装修繕工事ということで、継続的な工事を予定しております。19年度もやりましたし、今年度以降も引き続き舗装等を含めて修繕工事を実施してまいりたいと思っております。あと歩道、東郊線につきましては特に歩道が、あそこの道路は昭和55、6年から施工した工事でございますので、歩道の幅が1メートル60ほどで、非常に狭くなっております。そんな中に、また長年の経過によりましてU字溝と歩道の舗装に段差があったりということが多々見受けられますので、それにつきましては、私どものほうの独自のパトロールの中でレミファルトで対応させていただいたり、あるいは舗装全体の修繕ということになりましたら、先ほど申しました修繕計画の中で順次継続的な整備を行っていきたいと考えております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

この前の道路総点検は県から言われてやったことですね。あの大きな人の動員はそういうことだったかなと。ところが県道でなくて、今回指摘したのは町道ですね。特に今の水路の出っ張りのパイプガードはですね。町としても考えを持たなきゃいけない。そういう点検結果があったとあって、県から補助が来ればそれはいただき物で結構ですけども、やはりせっかく動員してそれなりの感覚でもって指摘しているわけですから、私実は企業で安全管理者をしていて、安全を守るということに関しては一人者だと思っておるんですよ。それを警察ごときに、係長ごときに、ぱんと言いつ返されて、いろいろ費用もかかることだとかね、何だとそこらでけんかみたいにしたんですよ。だから、同行しておった人たちがびっくりしたはずですよ。安全第一というのは何だかわかっているのかと、何のために我々は呼ばれたのか、議員も町内会長も。だから意見を言ったことはきちっと受けとめて検討して答えればいいですよ、納得のいくようにね。そうでなかったらね、格好だけで点検しちゃいかんわけですよ。だから、あれが絶対やらないかんとは僕は思っていないんですけども、説得力のある答えは自らやっぱり出さないかんとお思いますね。県から補助、それも出すわと言われてたらやるという構えではちょっといかんと思えますよ。現場を見てわかる人はわかるんですが、道路がU字溝の幅だけ狭まっているんです。車道だけが道路になっていて、そこを自転車や人間が通っていて、あと乗用車が。まあ一方通行だからいいという言い方もありますけれども、歩行者や自転車が危険だということも言っている。パイプをU字溝の幅だけ中へ引っ込められ

ば片づく。いや、そこには電柱があるとか何やらがあるとかがいっぺいありますけれども、それもこれも安全第一なら、そちらの方向で検討しなきゃいかんということ、これは申し上げておきます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

○6番 林 英子君

いや、別に。ごめんなさい。

○議長 奥田信宏君

ごめんなさいだそうです。

それでは、他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、170ページから185ページまでの質疑を受け付けをいたします。

○13番 伊藤正昇君

181ページ、火の見やぐらの解体撤去工事で69万3,000円、これは恐らく西之森だと思うけれども、私んところの新蟹江西分団の予定をちょっと聞きたいので、大体いつごろになるか、この件は恐らく西之森だと思いますけれども。

○消防署長 山内 巧君

今181ページの新蟹江西分団の拠点工事……

(「火の見やぐらの解体工事」の声あり)

はい。火の見やぐらの解体工事につきましては、これは17年度から解体を、悪いものから順に追ってやってきております。それで、17年度は4基済ませておりまして、あと13基でございます。それでまだ本年度は今の西観音寺ですか、あそこ1カ所取り壊しする予定をしております。それで次年度以降につきましても、予算の範囲内で危険が最も進んでおる火の見やぐらから撤去していく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

○13番 伊藤正昇君

私のほうは大体いつごろの予定。

○消防署長 山内 巧君

宮ノ割の火の見やぐらは、まだ三、四年前に実は屋根がすごく老朽化して危険であるということで屋根だけ実は補強で直しておるんです。ですから、他の火の見に比べてまだちょっと程度がいいほうなのではないかなというふうに考えております。すみません。

○13番 伊藤正昇君

なるべく早く、あそこは公道じゃなくてお宮の敷地内にあるわけですので、なるべく早く要望します。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようでしたら、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、184ページから241ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

たびたびすみません。193ページです。とそれから199ページの2つの問題についてお願いします。

まず初めは、学校管理のところでお聞きしたいというふうに思います。

今各小学校や中学校で問題になっております発達障害者の問題です。今小学校各クラスに2人ないし、多いところでは4人ほどの発達障害者の方がいまして、学習障害、それからADHD（注意欠陥・多動性障害）といった発達障害の方がお見えになって、勉強することができない、何とかしてほしいと言われましたし、学校の先生からの話も聞いております。

こういう問題を教育長のほうではお聞きになっていると思いますが、その実態はご存じでしょうか、まず初めに聞いておきます。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣です。

おっしゃるように、特別支援教育以外のところで普通学級のところで、そういう発達障害というんですか、お子さんがいるということは聞いております。この前も調査をしまして、そういうLDとかあるいはADHDですか、そういうようなところでありまして、担任さんも苦労しているということで、講師を呼んで学校によっては現職教育をしながらそういうような指導方法等も考えているということは聞いております。

○6番 林 英子君

今教育長さんも言われましたように、各クラス本当にこのごろ多くなって、勉強しようかなと思っている子供たちができないという実態が起きていると、父兄のほうからそのような悩みを聞かされました。この問題は早い時期からきちっとした指導をしないと、本当に一生治らない障害を持って生きていかなければならないというふうに聞いております。

以前には親御さんに話をしても、うちの子に限ってそんなこと、障害ではない、それは大きくなれば治る、そのように言って、なかなか取り上げなかったけれども、今ではそういう話の中で親御さんも理解をし、何とかこれを早い時期に治して生活、小学校、中学校もきちっと行ければなということで、早い時期にやってほしい。もうこれは3つぐらいから自閉症も含めわかっていることなんですね。それをじゃ、蟹江町では各医療機関や保健福祉機関と連携して支援体制をとって、子供の心のケアを早い時期にしなければならぬというふうに思いますけれども、そしてこの経費については、地方交付税で財政措置がされるというふうに聞いておりますけれども、蟹江町でも5つの小学校、2つの中学校にそういう方がいらっしゃるといことが現実であれば、早い時期に手を打たなければならぬというふうに思います。今後どのように指導されていけばいいなというふうに思っているのか、お聞きをいたします。



○教育長 石垣武雄君

今おっしゃるように各クラスにそういうことがありまして、先ほど申し上げましたように、学校の先生は指導等で、担任さんお一人ですもんですから困ってみえることもありまして、指導方法というお話をしました。

実は中学年でもそうですけれども、学校の担任さんがこの子はこういう傾向がひょっとしてあるんじゃないかなと思っている場合でも、親さんがやはり気がついているかもしれせんけれども、なかなか納得をされない場合が、いろんな児童相談所とかほかのところも紹介したりして話をかけて、あるいはお医者さんはどうですかと、なかなかこれがね、お話をしにくい場合があるんですね。そういう自分の親というのは子供を見て、それほど、ちょっと幅を広くしていると思うもんですから、だから授業参観とか学校の様子をつぶさに見ただいて理解をしていただくと、そんなことで学校のほうでは今そういうところにかかりつけとか、あるいは海南病院の先生のところとか小児科の先生が見えますもんですから、相談をかけたというところでやっておるわけですけれども、先ほどおっしゃられたように、町内全体で支援体制をとるあたりはまだ不十分であるというふうに私は思っておりますので、そのあたりにつきましても、学校の現職教育ばかりではなくて、町内でまたそういう校長先生をはじめとして担当者も集めてお話を聞きながら、よりいい方向を探っていきたいなというふうに思っています。

○6番 林 英子君

次の問題は、199ページ及び207ページにあります扶助料の問題についてであります。

この扶助料はどういう人が補助金を受けられるのか、ひとつお答えをお願いしたいということと、これは給食費も持ってこないし、身なりもこのごろ変だということで先生が見つけて、この就学援助金制度を受けさせるというふうに思いますけれども、生活保護の1.1倍というふうに聞いておりますが、それでよろしいでしょうかということです。

これを申請するに当たっては、所得証明が要するというふうに思います。それで所得証明を持っていったときに、幾らから幾らの人は受けられるよ、兄弟が何人いたら受けられるよ、そういう決まりがないと、先ほど言いましたようにこのごろ給食費持ってこないな、ちょっとこのごろあの子、身なりが悪いし、ひょっとしたら両親が離婚したかなと、そういう中での子供を見る、そういうことでこの援助が受けられることしかなっていないんじゃないかというふうに思います。

ある自治体では、それではいけないということで、きちっと所得基準をつくって所得税の証明書を持ってきた場合、あなたは受けることができますよ、そういうきちとした指導をしておりますけれども、蟹江町の場合のこの扶助費の出し方、どういう子供にどういうふうにして出しているのか、ただ見た目だけで出しているのか、きちっとした所得基準をつくって出しているのか、そういうのがつくっていない場合は所得基準をつくって出すべきだとい

うふうに思いますが、今どのようなことをして、これからどうしようと思っているのか、お知らせ願いたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

扶助費の関係です。

学用品費の補助ですとか給食費の補助、この補助を受けられる方といいますか、これはあくまで保護者の方の申請に基づくものでございまして、基本的には私どもでは経済的に困ってみえる方について、こうやって補助をいたしますよというそういう格好でお知らせしています。

要件としてはいろいろとあります。例えば生活保護が停止ですとか廃止になった方、あと市町村民税が非課税になってみえる方ですとか、あと国民保険、国民年金の保険料等が減免されてみえる方ですとか、あと児童扶養手当を支給されてみえる方も、そういう方たちはこの扶助費を受けることができるという格好になっていますが、それ以外に実際に生活に困ってみえる方が当然お見えになりますので、それは先ほど議員が言われましたように、蟹江町の場合は生活保護費の1.1を基準にしています。他団体ではこの1.1が1.2の場合もあるということでは聞いております。ただ蟹江町は1.1を基準にしているわけですが、あと議員が言われたように、実はほかの団体ではそういう、仮に2人の子供を持っている場合だと大体所得はこのぐらいですよだとか、そうやって示してみえるところも確かにあります。その基準表も以前いただいておりますけれども、その基準表は確かにあるんですけども、それがすべて大体そこに当てはまるかという、やっぱりそうでもなくて、どうしても違ってくるんですね。大体2人の方、3人の方という格好で私どもの基準表やなんかとも照らし合わせてやってみると、数字的にやっぱり条件的に、例えばアパートに住んでみえる方ですとか、そういうことで当然変わってきますし、数字が変わりますので、それを出すことによってこういうふうだからその数字がもう出ているもんですから、私のところはこういう数字だもんだからこの扶助費下さいと言われてもちょっと困るなというところがやっぱりありますので、その辺はちょっと慎重にいきいたいというふうに思っているんです。

ですから、数字自体は出さない状態では今後もちよっといきいたいというふうには思っておるんですけども、ただやり方については全く同じやり方でやりますので、これは公平はもう間違いないというふうに思っています。

以上です。

○8番 中村英子君

じゃ、続けてやるわね、それも。

8番 中村でございます。

今その関連でね、その扶助費の話ですけども、問題は受けられる対象者が満遍なく受け入れているのかどうかということもあると思うんですよね。その周知徹底のための方法とい

うのはどういうふうにやっているかは、私はちょっとわかりませんが、どういうふうにやってみえるのか、それを一つ、最初にお伺いします。

それから、205ページですけれども、蟹江中学校の屋内運動場を増設、つくるということで、昨年大変立派な蟹江中学校の体育館ができました。電車から見ても目立つんですね。大変いい施設だと思うんですけれども、図面を見た時点で私は心配事を申し上げました。南側がふさがっていることについて、年々気温が上昇しているのに大丈夫でしょうかということでも申し上げました。当時教育次長は大丈夫ですと、自信を持ってお答えになったので本当に大丈夫だと思いますが、使い始めてから6カ月ぐらいですけれども、一夏を過ごしましたので、当然この屋内運動場に温度計やら湿度計やら設置してその内部の気温については調査をしていると思いますので、その点どうでしたでしょうかということをお伺いしたいと思います。

それから、実際に使ってみて学校側からも、あるいはまた社会人が使って感想があったのかもしれない。図面からはわかりませんが、実際に使ってみたら、ここをこうすればよかったとか、ああすればよかったとか、そのようなことがありましたら言っていただきたいと思います。

2点お願いします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

最初の質問は扶助費の関係で、要は申請漏れなんかがありはしないかと、そんなようなことなんでしょうか。

(「周知徹底が」の声あり)

この周知徹底は要は広報でまずやっています。基本的には広報でお知らせしています。そういうことです。

それから体育館の件です。

体育館は以前そういう質問をしていただいて、大丈夫ですということでは言わせていただいています。それで、この夏を過ごしてということですが、実際自分も体育館へ行ってどんな感じかということは実際行って見てきています。確かに夏はやはり暑かったですね。ただ中村さんの質問の趣旨は十分わかっておるつもりでございますし、前にもこのご質問をいただいたときには、体育館をつくっていく上で当然体育館の向きですとか広さも当然ありますし、駐車場の関係ですとか、あと校舎全体の配置の関係もあって、結果的にはああいう格好でつくったという格好ですし、あと風の関係でも2階のほうに換気扇をつけて温かい空気は上に行って、それを回していくというそういうような装置もつくるということで、設計のほうともいろいろ協議して、これならまず大丈夫だよということで工事に踏み切っているわけですので、そういうことからすると、設計自体には僕はもう間違いないというそういうふうには思っています。

ただ現実的に、例えばこの7月に入ってからでしょうか、郡市の大会もあそこはバレーボール会場であったかと思います。中学校の大会がありました、そのときものぞきましたけれども、大会のときはやはり暑いなどは僕は感じたんですけども、といいますのは、カーテンをみんな仕切ってしまうので、上の窓ガラスやなんかもあけているのはあけているんですけども、カーテンを、要は直射日光を遮ってなくしますので、そういう意味では風の通しがやはりないなという、そういう感じは受けました。ですから、中で特に下で子供たちが動いてということになると、相当暑かったのかなという気がしますけれども、実は後で学校のほうにそういう意味でどうだったということをお聞きしたら、確かに暑い暑いということは言われましたけれども、ただ大会の運営上、それでどうのこうのということではなくて、別に何ら問題なく進みましたということをお聞きしましたし、そういうふうでこの夏は過ぎていったのかなという感じします。

ただ、温度計だとか湿度計というのは実際つけていませんでしたので、またそれはつけさせていただいて、実際どういう状況なのかということをお聞きして確認させてもらって、改善できることは改善していきたいなというふうには思います。

それと、実は8月の終わりでしたが、ちょうど防災訓練があった日の夕方です。まちづくりミーティングのときにあそこが避難所となるということもありますので、皆さんに回覧板でお知らせして一度見に来てくださいという、そういうことでやりました。5時から7時の間でしたけれども、100名近くの方がお見えになりましたが、やはり夏の終わりということもあって、まだぼかっとするような状況なんですね。要は体育館の中がぼかっとしているような、こういうところで避難所生活をするのと、そんなような感じをやはり皆さんは言われました。本当に真夏の真っ最中の中であそこで避難所生活にはちょっとどうかなというのはやはり、それは感じます。ただもしそうなった場合は当然、何ていうんですかね、スポット的なエアコンだとか、そういうやつは多分入れるんだらうとは思いますが、今の状態ではやはり暑いというふうには思います。あそこで夏に避難所生活を送るといのはちょっと苦しいかなというふうには確かに思います。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

中村議員の最初のご質問の補助費のことですけれども、教育委員会からは広報でお知らせをということですが、学校現場でありますと、学年費とか給食費を引き落としでやりますね。そういう落ちない場合があるんです。そういう場合に担任さんが学校の教頭と話をしながら、その家庭はどうかなということもあまして、そして、それがそういうようなものをいただいていたらなかったりした場合は働きかけて、役場のほうへ行ってくださいと、そんなようなことも学校現場のほうから様子を見てやっております。

以上です。

○8番 中村英子君

この扶助費について広報とかのやり方だと今ご答弁ありました。そして引き落としがもしできていなかったら個別に話をしたりということですよ。ですけども、高校などは例えば授業料の免除の対象になるかならないのかということは把握できないもんですから、一応全生徒に親に届くように、あなたの家庭に対してこういうことができますよということを全生徒に渡して、それを家へ持っていくというやり方でやってみるんですよ、一斉に。ということは広報だけではね、知らない人が結構多いんですよ、こういうことも。ひどく低所得になってきていますのでね、これは1年に1回か1学期に1回かは、ちょっとその回数のごことは検討してもらおうとしても、全生徒にやっぱり文書を配って、そこに具体的に幾らから幾らというふうを書く必要まではないと思いますけれども、もしお困りのときはこういう制度がありますので、ご利用できますよということを全生徒を対象にこれは配らないといけないと思いますよ、今の世の中は。そうしないと、実際に困窮している人の数というのは把握できないと思います。それをしたからといって、全部が申請してくるかどうか、対象になってきている人はわかりませんが、しかしね、これは全生徒に1年に1回でもやっていただきたいと思うんですよ。少し、一人でも二人でもお困りの方を助けようと思えば、それぐらいはしてもらっていいんじゃないかと思いますので、ひとつ検討をしていただくようお願いいたします。

それから、体育館のことですが、非常に抽象的に暑いと思うというようなことなんです、夏は暑いのは当たり前なんです、ただその体育館の構造上の理由によって、この温度が何度か上がってしまうのかどうかということなんですよ。それで私は具体的にこれは温度計やら湿度計やら設置して、一体ここが湿度と温度が最高で外気が何度のときにどれぐらいになるんだということを把握しないと、これが子供の体にとっていいのか悪いのかという判断はできないと思うんですよ。

記憶によりますと、一宮市かどこかわかりませんが、この夏、例えば温度が何度湿度が何%のときは、もう部活をしないと、そういうことを、もう学校として決めてしまって、それ以上やると体に影響を与えるということありますので、私はそこまできちんと管理していかないと、体感で単に暑いと思うよみたいなことで、夏は暑いのは当たり前だわとか、そんなようなことではなしに、きちんとした温度と湿度の管理をして、それによって健康状態を見ながら部活なり体育の授業をしてもらおうようにしていかないと、仮に熱中症やらなにやら、それからまた生徒が体育やクラブ活動の間にどうこうなったというようなことがあっては絶対いけないもんですから、なる前にその管理体制をきちんとしていただきたいのと、そういうふうに思います。

それから、避難所としての役目ですけども、どうしても学校教育のほうが優先されますので、この避難所としての役目はどうかという視点から見ますとね、少し問題もあつたんで

はないかなと、このコンセプトについては、そんなような感じがするんですね。後追いの意見で申しわけないんですけども、例えばお手洗いの数というものがどうであったのかなとか、それから、今も申し上げましたように、非常に暑いですから、そこが避難所としてやるとしたら、そこに扇風機やらなんなりたくさんのものを用意しなきゃいけないんじゃないかとか、それから、結局あの構造にするためには校舎との連絡と、それから校舎と体育館の間を避難に使わなきゃいけないということで、あの向きにしたという説明だったんですけども、果たしてあそこに置かれた空間ですよ。あれはどのような目的の空間になってくるのかわかりませんが、非常に狭いですから、この間の岡崎で起こったような集中豪雨があったとき、例えば蟹中に避難してくださいと言ったって、本町の人たち全部あそこになんか、とてもじゃないけれども、非常に狭い感じもしないでもないですよ。ですから、その点でどうだったのかなということで、反省すべき点があればきちっと反省して、またこれは次に生かしていかなきゃいけませんので、その点今後も注意しながら精査をしていただけたらと思いますけれども、どうでしょうか、この2点について伺います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

おっしゃるとおりかと思っています。それで、熱中症の話も出ましたが、ことしの夏も非常に暑くて、屋外でクラブ活動、部活動やってみえる子供たち相当いて、救急車で運ばれるというそういうときも実はありました。学校のほうは本当に気をつけてやっておりますけれども、無理をせず水分の補給もきちんとやって、少しでも気分が悪い子供が出たら、すぐに横になってとそういうような格好で指導はしておりますけれども、それと同じような格好で体育館で部活動やるような場合でも、直射日光はないにしても、やはりその暑さで参ることがやっぱりありますので、どの辺の基準がどういうふうかということはちょっとまだ僕もわかりませんが、その辺は実際やっている部活の先生ですとか、ある程度どこまでであればというところが多分わかってみえるかなと思いますので、その辺は温度計なり湿度計、またつけさせていただいて、こういう状態だとやはりこの辺までが限度かなという、そういうのはまた来年生かしていけたらと、そんなふうに思います。

それから、避難所の関係です。やはりトイレという格好、トイレの数が一番大事なのかなという気がします。先ほど言いました8月31日のときも、体育館のトイレはこれだけなのという、そういう声もやはりありました。避難所で実際あそこに長期間住むという格好になると、ここだけだったらやはり無理だよなという、そういう声も当然ありましたし、ただ避難所という格好になると、体育館のトイレばかりじゃなくて、校舎のトイレも当然使いますし、避難生活が長くなれば仮設のトイレもやはり設置するという格好になるんだろうと思います。

ただ恐縮です。学校で体育館を授業として使うような場合というか、学校で使うような場合はもうあのトイレだけでも十分であるかなというふうには思っています。ただ、やはり避難所というそういうことをもう少し考慮すれば、ちょっとやはり少ない、もう少し多くして

いってもよかったかなという感じがやっぱりしておりますが、もし万が一災害が起きて、あそこに避難されるということになると、トイレやなんかも、ここばかりじゃなくて校舎のほうも使いますよという、そういう指示やなんかはきちんとやっていきたいなど、そんなふうに思います。

以上です。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

扶助費のこと。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

ちょっとすみません、即答は避けたいと思いますが、これは意味合いはわかります。知らない方もやはり広報を見ずにという方もやはり見えると思いますので、全生徒を対象にということやれるかどうかはちょっとわかりませんが、ちょっと検討させてください。考えさせていただきますと思います。

○8番 中村英子君

私今体育館のことについてはね、トイレはどうだったんでしょうかとか、そのスペースはどうだったんでしょうかとかというふうにお尋ねしたんですけれども、個別にそうなればトイレは校舎のほうも使えるよとか、いろんなことがそれは出てくると思うんですよ。だから、今私が言ったこと自体はすべて問題になるというふうには解釈していないんですけれども、いろんな問題があるし出てくるのではないかということを行っているわけ。そういうことは、教訓としてね、次に生かしていかなきゃいけないので、きちんと精査をして、この場合はこうだ、あの場合はどうだということを出しながら、次に生かすべきことがあるのではないかなという視点で言っていますので、トイレのことは心配してもらわないでいいですよと言えばそれまでですけれども、仮設もつくりますと言ってもらえばそれまでなんですけれども、ただそのコンセプトの中でね、目的としたものが本当に目的として使えるかどうかという視点での精査検討ということは必要ですのでね、あえて申し上げました。

そしてまた、学校の運動の場としてだけではなくて、生涯学習、社会教育の中での一般の人たちの利用に対しても使ってもらおうという気持ちもあったと思いますけれども、じゃ、その点での利用の仕方がよかったのか悪かったのか、反省点がないのか、これで十分だったよというのかね、やっぱり社会人に使ってもらうためにはどこどこはどうしなきゃいけないかということがあったとするなら、またそれも出していかなくちゃいけないんじゃないかなと、そういう点で質問しておりますのでね、これからきちんとそのようなことを精査しながら検討をしていっていただきたいと、そういうことで終わります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私も実は199ページの扶助費ですか、質問を予定をしまして、それと屋内運動場の205ページです。それと233ページの学校給食管理費です。3点について承りたいと思うんです。

林議員、中村議員が既に質問されたこの扶助費についてはそう多くは言いませんが、ただ実は私、特に強調というか主張したいのは、私は今議会は住民の皆さんの暮らし支援に焦点を当ててこう全面的に論理を展開させていただきました。したがって、この扶助費の問題も実はそういう観点で申し上げるわけでありますけれども、近年各自治体はそういう点に留意をいたしまして、この就学援助制度も注目して率を上げている傾向が強いですね。それはやっぱり暮らし支援の立場から進めているようではありますけれども、これは愛知県下の資料、取り寄せてみますとぐっと上がっているんですね。

これは、もっと新しいのだともっと上がっているんじゃないかと思うんですけれども、平成11年と16年度の比較して資料があるんですけれども、この海部郡内でいいますと、津島は圧倒的に、全生徒の比率ですが8.51%から12.85%にウナギ登りに上がっているんですね。佐屋町も5.55から10.43に上がっているんです。それから七宝町も4.08から8.90に上がっているんですね。大治町でいうと3.79から8.62に上がっているんですよ。それで、蟹江町はどうかというと、3.17から6.77に一応は上がっておるんですね。しかし、そう顕著ではないという点でいうと、弥富市はどうかというと3.13から6.01ですからそれほどでもないわけですが、これを見てみますと、それぞれの自治体の努力の仕方というのが出てきているんじゃないかなというふうにも思うんですが。

私はそこで、例えばきょうの滞納質疑の中で例えば多重債務の場合はどうこうという指導をしてきましたということの答弁がありました。あわせてこの就学援助についてもそのところで暮らし支援の助言ということでやれないかどうかということですね。これがあるというふうに思いますし、先ほどおっしゃる、これはたまたま林議員がこの前質問したときには、全生徒を通じて文書を配っているというような答弁だったそうですけれども、きょうは何か中村議員には、いや、考えさせてもらいますという答弁だったけれども、ちょっとおかしいんですけれども、もしやられていないのなら、全生徒を通じて配っていただくことや、あるいは給食費の先ほど教育長の言われた、納まりがよくないような生徒の生活の実態がわかったときに一言助言をするだとか、そういうあらゆる角度からの助言をしていただいて、暮らし支援の行政の方向を強めていただくことが大事じゃないかなというふうに思うんですけれども、考え方がおありでしたら承りたいと思うんです。これ1点だけで終わりたいと思うんですけれども。

次に体育館の問題でございますが、実は石田正義校長が定年で退職されるときに、私、長いことご苦労さまでしたとありがとうございましたということでごあいさつに行ったときに、たまたま体育館の話を私のほうからむしろ切り出して話をしたんですけれども、その中で言われたことは、私も当時思って指摘したこともあったんですけれども、ステージがやっぱり



狭いということなんですね。吹奏楽が練習する場合のステージという点でいうとちょっと狭かったかなと反省していますと言っていましたんですけども、どう見ても狭いと思う。そんな立派なステージは要りませんが、体育館ですから講堂とはまた違いますが、しかし、やっぱり練習が十分にできるような、そういう構造ではあるべきだというふうに思うので、その点ではステージがちょっと狭いかなということを思いました。校長もいみじくも言っていました。その点でどのようにお考えなのか、どういう分析してごさるか、ちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

それからもう一つは、学校給食の問題ですけども、これはようやく給食センターが本議会で契約が認められまして、いよいよ建設に入るわけでありまして、新しくあの設計図を見ましても食育の問題も一定の位置づけをして設計がされているというふうに思うんです。それで、新しくせっかくなるわけですから、思い切った食育の教育方針というのを教育委員会としてもお考えになっていらっしゃるのではないかなというふうに思うんですけども、たまたま保育園と一緒にやりますので、保育園はこの食育問題は義務づけられていますので、どうしてもやらなければならないわけですけども、そういうこととあわせて学校給食としての食育問題をどう位置づけて具体化しようとしていらっしゃるのか、承りたいと思うんです。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣ですが、先ほどの扶助費の周知のことではありますが、少しあいまいで申しわけありませんでした。全児童・生徒に配布をして周知をしていきたいというふうに思っておりますので、そのあたりよろしくお願いします。

○議長 奥田信宏君

2番目、体育館ステージの。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

体育館のステージです。これは実際体育館をつくるときにいろいろと協議させていただきました。私どもの実は考え方というのは、従来どおりやはりステージをつけた体育館という感覚ではいたんですけども、学校側のほうはステージを使うこと自体が極めて年を通じてみると少ないし、できればステージ分をアリーナ部分としてできるだけ広くやはり使っていきたいんだという、そういうようなことを学校のほうもあって、学校のほうは基本的にはもうステージはなくてもいいんだという、そういう考え方でした。ただやはりステージ自体は多少なりともということがありましたものですから、ちょうど西側にありますちょっと出てくるステージですけども、ああいうような格好でつくらせていただいたわけです。

ただ、前の校長さんの話だと思います。ちょっと狭かったかなという、そういう話をされたということですが、私どもはそういう話は聞いていません。ただ、もし何らかの格好で狭いということが当然あるかなというふうに思います。そういう場合は学校のほうも当然承知

はしてみえて、それこそひな壇やなんかを駆使してステージ部分をもう少し広くするなり、そういうような格好で考えられるということは前からも聞いておりましたので、そういう意味合いからすると、今既設のステージ自体はしかもあれだけ分しかありませんけれども、8メーターの部分しかありませんけれども、もう少し自分たちで工夫して広くすることは可能ですので、大丈夫かなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

食育についてご質問いただきました。

食育の基本的な推進の拠点施設としていく考え方ですが、これから保育所と一緒に歩いていくわけですので、地域における食生活の改善のための取り組みだとか、それから食育基本法が制定されておりますので、蟹江町としての食育推進基本計画の策定だとか、これについては学校教育だけではなくに保育だとか、それから農政の関係だとかPTAだとかいろんな関係の方と取り組みを一緒にした基本計画の策定、これによって拠点施設としての動き方になっていこうかと思えます。とりあえずはあそこが拠点施設ですので、あそこに行って食生活のための会議を持ったりしていこうと考えております。

○7番 小原喜一郎君

食育問題ですけれども、これは所管は給食センター所長ということで、例えば教育委員会として位置づけをして、具体的に組み込んでいくというふうじゃなくて、給食センター所長任せということになるのでしょうか。もちろん保育行政とのかかわりで、つまり保育園での食育問題というのはかなり違った性格を持っていますので、そういう点では総合的に考えると給食センター所長の担当のほうがふさわしいという考え方がもしあって、そういうふうにしているのか、その辺のところはちょっとわからないので、教育委員会としてはこの食育問題をどうとらえて、もう私は具体的に論議は始まっていなければおかしいなというふうに思うんですけれども、その辺はつまり特区方式を選んだんで、その点ではそのように思っているべきだと思うんですが、どのようにお考えか、ちょっと聞いておきたいんです。

それから、体育館ですけれども、これは今まで例えば吹奏楽の部長先生が子供たちの意見で例えばステージがコンクールに出るときにステージのどこの位置に立ってどうするというようなことの練習もやるというふうに思うんですよね。その場合に、つまり優勝するまでだとか、金賞までということになるとすると、いろんな練習をステージの上での練習もあり得るかというふうに思うんですが、そういう点での意見が出てはいないでしょうか。それほど出ていない、重視する必要はないということであれば、私もあえてそんなに重視しなくてもいいじゃないかというふうに思うんですけれども、そんな意見は出ていないのでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

石垣ですけれども、最初の給食センターの所長の管轄ということではありますが、教育委員会

の中でセンターの所長、図書館もそうです、それから生涯学習もそうです、すべて教育委員会に入りますので、今答弁とかそういう計画の原案といたらおかしいですが、もとはセンター所長がやるんですが、私ども教育委員会すべての範疇であります。

今回の給食センターの新しくつくるところでコンセプトとかいろんな話し合いをしました。それについては教育委員会と民生部、そして総務部も入っていただいて、そしてコンセプトをつくり、そして考えてつくり上げたところであります。ですから、最終的には町全体というところで横の連携をとりながら進めていくこととありますので、そういう点で考えますとセンター所長だけではなくて、これも教育委員会だけでもありませんので、町全体で話し合いながら食育について町として考えていくと、そんなふうで方向を計画を立てていきたいと思っております。

以上です。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

吹奏楽の関係です。吹奏楽のスペースというのは大体30メートル真四角でのところなんです。ステージをあれが倒れたとしても30メートル真四角のところには入ってこないという状況です。それで、ステージの上で吹奏楽を例えばマーチングをやるというのは、まずそれはありませんので、ステージが問題となるということはないというふうに考えています。

○議長 奥田信宏君

他に質疑ありませんか。

○10番 菊地 久君

教育長にお尋ねします。まず学校のクラスの問題であります、1クラス今30人学級というのを言われておるわけですがけれども、例えば10人ぐらいの生徒の教育というのは可か不可か、どんなものでしょうかね。その辺に基本的な考え方で教えてもらいたいのが1点。

それから2つ目には、教育委員会で今どのような議論をされておるかわかりませんが、学校の自由化、生徒が町立のある中学校2つ、中学生は中学生で北中でもいいし蟹中에서도自由に行けないだろうかとか、小学校5つあるけれども、5つの小学校自由選択で行くことはできないだろうか。その辺についてはどのようにお考えをお持ちなのかということが2つ目。

3つ目には、新たなる学校を建てるというふうにしたとき、例えば今中学校が2つでありますけれども、前にも私質問いたしましたが、例えば蟹高の跡地のところへ第三の中学校として例えば富吉中学校だとか、小学校として富吉小学校だとかいうようなことというのは、今の現状ですよ、現状の中で可能性として教育委員会がいろいろやったときに、申請をしたときに許可がおりたりやれる可能性というのはあるのだろうか。またそんなようなことをご検討をされたことはなかっただろうかという点について、まず教育長さんにお尋ねを、まず第1回はしたいと思えます。答弁によってまた続きをいたします。

それから、いずれ3回しかいけませんので、先ほども中村議員のほうは質問をされておりましたが実態を、建てた後の実態も見てまいっておりますし、いろんな意見等も聞いた中でいろんなご質問だというふうに思いますが、私どもも総務民生もやらせていただいたり、その後も行ったわけですが、まず建てる時の設計の段階の質問からお尋ねをしたいわけですが、いずれにしてもこれは7億近い事業費をお使いになって5億も借金をして起債がふえたわけですね。それほど町としては大事業をおやりになったわけです。そして、大事業をやった蟹中の生徒はもちろんのこと、蟹江町の教育行政の充実を図ったという大きな仕事であるわけ。

それで黒川設計さんが出された設計図を見たときに、問題点として質問させていただいたのは、南側が真っ暗けでないかと、南側は一般的にどこの学校ずっと見て体育館を見ていても、南側は大体風通しがいいという形であいておるんですね。それで、あの設計のときにそういう話をしたところ、スペースの問題等々で南に抜くことは無理だという形であいう格好になりました。屋根の形だとか概観を見るとすばらしいです。近鉄電車から見るたびに皆さんが褒めております。蟹江のあのあれなんだと、体育館だと、すごい立派なデザインだな、門を見ても門もすばらしいです。そういう概観を見たときにはすばらしいという声があるわけですが、そのとき質問をしたのは、外観とかそんなことでなしに、風通しの問題どうだ、換気の問題はどうだということで質問をし、できた後も見たわけでありましてけれども、南側に器具庫があります。どこからも風が入りません。温度皆さんはかられていただければおわかりだと思いますけれども、例えば朝は涼しいです。コンクリが厚いからね。では、10時、12時になったときにはどんな状況なのかなと、あけっ放しはできません、閉めております。そのときはどうなのかな。それから、風通しの換気扇ができておるのは南側に1カ所、北側に1カ所抜けております。それから東側にも窓が、窓というか換気のようなところがありますけれども、全体的にはね、空気というのは熱い空気は上へ行きますので、先ほど中村議員が質問されたように、温度計があつて湿度計があつてデータをとっておるわけではありませぬのでわかりませぬけれども、どうなのかなという点で、ぜひ南側の問題点、それから西からも絶対風入りませぬ。西風というのはいいんですよ。太陽が入っちゃいけませんけれども、西風というのは非常にいい風が入ってくるわけですね。だから、風が入って困る球技と困らない球技があります。それらを計算をしたときにどうなのかなという点を、ぜひこれはご検討をするとおっしゃってございましたので、ご検討をいただきたいということを再度確認をしたいと思っておりますし、それから教育の中で質問してもいけません、災害のときの避難所だというと、今度は防災の関係、総務の関係なんですね。予算が違うわけだけれどもね、では、今年度は無理だけれども、学校で決算19年度終わったと。20年度のときに、じゃ、そういう予算をつけてやるかというやっていない。じゃ、いつやるんだろうかと、避難所として使えるのはどうなのか、避難所として使おうとしたときにトイレ、女性に2カ所、男性

に2カ所、それから障害者用が1カ所ということですね。じゃ、避難所で来たときに、じゃ、何人の方がお見えだろうか。あれだけのスペースだったら大勢の方が見える。一番困るのはトイレだそうです。では、トイレについて避難所に合うためには仮設トイレをやるのか、常時もう屋外トイレをつくるのかどうなのか。じゃ、非常食をどこかに備蓄する場所をどこかに置いたのかどうなのか、それから炊事洗濯はできるようなことはあるのかどうなのか、避難所という言葉を使っておる以上は、それらしき計画立案がされて当たり前だと私は思っております。これは教育の関係でなく総務の関係で、そういうお考え方がまたおありなのかどうなのか、これはちょっと違いますので担当者だといかんとおっしゃるんなら町長に答えてもらえば結構です。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣です。

菊地議員から最初の3つのところを順次お答えをしていきたいと思いますが、最初のちょっとはつきり聞き漏らしたんですけれども、10人の学級ではどうかというようなことだというふうに思いますが、これは私が今出していいかどうかわかりませんが、多分舟入小学校のことを念頭に置いての質問かなというように思うわけでありましたが、実はそうですね、昨年度のこの時期に奥田議長さんからも学級としてクラスとしての成り立ちはどんなもの人数がどうだろうというようなものを、私、最初に質問を受けて、答えた覚えがあるんですが、その後、実は教育委員会のところの話し合いとか内部、教育課の中での話し合いも通しながらそういう検討をしてきたわけでありましたが、実際に今30人学級とおっしゃられたんですが、今40人学級で進めておりまして、40人の少人数が最近のものすごく主流を占めてきております。ですので、少人数ということを考えますと、学級を半分に割ったところ、現在の学級を半分に割ったところといいますと40人の半分ですので20人前後、このあたりの少人数が一番適しているということを考えますと、これから念頭に置いておくのは20人前後が1つのクラスといたらおかしいですけれども、そういうものの一つ目安かなというようなことは、現段階では今思っております。これはどこもそういうような指針も何もありません。今教育委員会で話し合っているところのものであります。

そういうことで、あとつけ足しをするならば、現在その舟入さんは3年生が21名だと思います。6年生18名、それから4年、5年が15名とか17名とかいうあたりで、実は今こういうようなところで議員の皆様方もご心配をされていると思うんですが、実は1年生がことし9名でしたね。2年生が10名なんです。この一、二年が実はそういうようなところで100人を切ってきたというようなことだというふうに思うわけでありまして、来年度1年生はじゃどうかということで、この前ちょっと見てみたら17名でございまして、そうすると6年生が17名か8名ですので入れかわりという形で、その後も十何名でしたので、でも横ばいか若干減少傾向にいくのかなと。そういうあたりで実は私どもも、この前昨年度からご指摘をいただき

ながら話を進めておるわけですが、まだ全体にこれというようなこともありませんので、そういうことで、実際にだからどうこうということはまだ考えておりません。そんなような現状であります。

それから、2つ目の学校の自由化ということですが、原則としては自分が今住所がある学区、これが基本であります。ですから、新1年生が入るときには就学通知書というのを配ります。通知をしますけれども、それはそれぞれの学区、今現在5つの小学校区、中学校ですと2つですので、どこの小学校、どこの中学校ということで行きます。ただ、どうしてもという場合のことで、そういうような変更願いたいなものがございまして、相談に応じるといったらおかしいですが、そしてそれは教育委員会で動くわけですが、最近の例ですと、特別の場合ということで、例えばまた舟入の話を出してはいけません、昨年度実は10名見えたんです。10名見えたんですが、男が9名、女が1名、この1名の女の親さんが新1年生に入って女の子1名だ。それで友達ももう一人おればいい。本当に教育委員会ももう一人どこかで探してきたいなと思ったぐらいであります。けれども、それはいけませんので、こういう場合にやっぱり低学年ということもあるもんだからということで、教育委員会にかけまして、それはそうでしょうと。ただそれで行ったからといって、転校生があった場合はあれですよ、やっぱり舟入がもとですので、住所が。ですので、1年3月まで行って、また様子を見ながら再度また話し合っていきたいと思いますというような形でやっておるわけです。

当然、クラブとか何かあの中学校はあのクラブがある、部活があるからそっちへ行きたいというようなことも耳に挟むわけですが、それはそれとして、やっぱりそれは校長先生がそういう教育課程の中で部活動等の種目も決め、そしてまた学校の歴史とか伝統とか、それから子供たちのニーズとか、そういうことで総合的に人数も考えながら決めているものですから、蟹中さんと北中さんも若干部活動の種類も違うんじゃないかなと思います。そのあたりはまたそういう子供たちの意見とか親さんの意見を聞きながら、また校長先生と話し合いながら考えていくんじゃないかなと、そんなことで思っております。

それから、3つ目の新たな学校をつくるということで、蟹高の跡地ということで、私も昨年度4月に来る前にそのような話をちらっと聞いた覚えがあつて、実際にこういう、先ほど蟹中のほうも改修をされ、体育館も改築をされました。そういうことでありますけれども、蟹高の跡地といいますと、現在は県のこれは持ち物でありますね、県の教育委員会のグラウンドも建物も。そういうようなお話であれば、それは蟹江町がその蟹江高跡地、グラウンド、建物を取得したという場合だろうというふうに思いますが、もしそれがなったということで仮定したとしてお話をさせていただきたいんですが、富吉小学校、富吉中学校ということの話もあつたんですけれども、現在蟹江町は5つの小学校と中学校2つあります。実際に例えば小学校で考えますと、そこにかかわってくるのは、新蟹江小学校と舟入小学校ともう一つ蟹江小学校がかかわってくるんですね。そうしたときに、そのところで耐震も含めて

新しい学校ができたというところでやるときに、蟹江町の半分が学区をもう一度整理をしていかななくてはならないのかなど。そして今までの学校はどうするのかなどということも、物すごくこれは大きな問題かな、その学区の問題では、これは皆さん方ご承知だと思いますが、地元のそういうような気持ちも十分あると思いますし、そのあたりが蟹江町半分をそういうふうな形で学区の再編成も含めて考えるということは、これまた私は難しいなというふうに思っております。そんな段階であります。

○議長 奥田信宏君

体育館の南側。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

体育館の関係です。

先ほど来中村議員さんからの質問もあり、学校からは実際にはこういうことで困っているんだとか、そういうようなことは実際こちらのほうの耳には入ってきませんが、私が出向いたというときもやはり暑いなど、そういう感じは承っておりますので、実際のところはどうかというところをちょっと学校のほうともよく話して、また設計のほうもその状況を設計のほうともこういうことだったんだということで、一度話をさせていただいて、実際改善できるかできないかというのはちょっとわかりませんが、まずは現状というのを見きわめて、やれるところはこういう格好で直していけたらと、そんなふうには思いますけれども、これもこの夏通して初めて経験させていただいてわかったことですので、なるべく、要は子供たちが快適にやっぱり暮らして、体育館を使っていけるような格好ではしていきたいものですから、やれることはやっていきたいと、そんなふうには思います。

○町長 横江淳一君

それでは、避難場所としての考え方をどう思っているかということでお答えさせていただきたいと思います。

確かに菊地議員、それから中村議員もご指摘をいただきましたように、災害のいわゆる避難場所としてどうなんだということを言われましたときに、トイレが今男性用2つ、女性用2つ、それから身体障害者用のトイレ1つでは避難されてくる皆さんの数にもよりますが、あの状態では多分不足してくるだろうというふうに考えております。ただし、今現在体育館がつくられる前の体育館というのは、当然耐震も全くだめな状況であります。それと建っている場所も東郊線から1メートル近く下になっておりますし、例えば地震でもって堤防が破堤した、それから雨でもって浸水がしたということになって、避難場所として使われる場合、そこに入ってみえる皆様方の数にもよりますが、10人、20人でしたら今のトイレでも十分できると思いますが、これが100人単位、200人単位になりますと、当然中学校の授業も休止せざるを得ない状況になると思います。そうなれば、今現在あります南校舎の中のトイレも使用することができるというふうに思っておりますし、どうしてもそれでだめだとい

うことになれば、仮設用のトイレの設置もこれはやむない状況であります。当然中の居住環境も暑くてもたんということになればスポットクーラーを入れたり換気用のいろんな機械も中へ入れなきゃいけない状況も生まれてくるというふうに思っております。

もう一つ、備蓄食料の点であります。

備蓄食料用の倉庫はつくってはございませんが、そういう非常事態になった場合、東郊線が浸水をしてしまうということも考えないこともないわけでありましてけれども、空路で輸送する道もございます。そういう意味でいけば備蓄食料の確保というのは、別にあそこの中にしていく必要はないのかなど、冒頭考えてはみたんでありますけれども、これは一時避難場所としての確保として、それが長期になればまた別の考え方で備蓄食料は輸送すればいいという、そういう考えを持っておりました。ただ、災害の大小によってはその考え方は甘いと言われれば、そういう状況になるやもわかりませんが、今現在は避難場所として耐震は十分である。それから水位も東郊線の水位にしてありますから、高さも十分である。ただし、トイレについては避難人数によって不足するであろう、その状況では中学校の中の既存のトイレを使用していただく、それでも足りない状況になった場合、緊急的に仮設トイレの設営も、これも必要になってくるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

以上です。

○10番 菊地 久君

学級数のクラスの人数の問題ですが、それは今お聞きしましてね、一番心配しておるのは、言うまでもありませんが、舟入小学校のことを地域の皆さん方が10人だとかね、先ほどおっしゃったように1年生、女の子が1人だけじゃ嫌だと言ってよそへ行くとかね、そんなような実態があったもんですから、10人でもクラスとして成り立って学校の先生もそれでもええのかと、いや、できるなら先ほどおっしゃった20人ぐらいがええわなという教育長さんがおっしゃったもんですから、しかし、これからは来年は17人だとおっしゃっておりましたが、どういうふうに人口が推移するかわかりませんが、例えば20人ぐらいならば最低1クラスとして教育もしやすいし、教えやすいし、団体生活もしやすいとすると、舟入だけの今決められた学区だけではなかなか人数確保はできない。じゃ、学区の見直しはどうなんだろうかなど。あの地域を中心にして、例えば学区変更、少しこういうふうにすることによって3人なり5人がふえてくださるのか、逆にもめてそんなことはどうもならんがやと言ってえらいことになっちゃうのか、それとも、ああそういう少人数のところだから、むしろそういうクラスのほうが勉強しやすいというような形で行かせてちょうだいというムードが出て、舟入小学校へ私も私も行きたいと言って40人になっちゃ困るわけですが、それが10人や20人ぐらいになるとバランスがええかなど、これは勝手な数字であります、理想的なことをちゃんとあれしておかないと父兄が今心配しますので、あ、これで10人、あ、来年10人、再来



年になるとひょっとして舟入学校は廃校ではないかと、えらいこったわなという気持ちになっておみえになる方もおるわけ、正直言って。

だから、教育委員会としての今のお考え方によって、来年度は17人ぐらいは入るよと、あ、安泰だなと、まだいいなと、あとは産めよふやせよで頑張っていたら舟入小学校も安泰かとかね、やっぱり大事なことでございますので、不安を抱かせるということは一番いけないものですから、ぜひそういう検討をしておいて、学区の変更というのもご検討課題になるのか、それから自由化ですね。例えば自由選択制でどうなるか、境界線が外れておって、隣のこっちへ行ったほうが、例えば蟹小へ行ったほうが近いだとか、学区からいうと町内会の線からいうとあっちなんですがね、とんでもない遠くへ行っちゃう場合があるんですよ。だから、そういう近くの学校、地域のこっち行きたいって言ったら、一つの円周を書いておいて、その円周の一つの区域の人はこっちでもこっちでもいいとかね。それで一定の数字は把握しておくと学校成り立たんもんですから、学校を中心として何メートルぐらいの人はこっちだよとか、それから離れてこっちでやったらこっちへ行ってもこっちへ行ってもいいとかね、というような家の立地条件等々によってね、行けるんじゃないかと。例えば町内会でも今区の猪俣さんお見えですが、学校3つ小学校3つかけ持ちだわね、あの人はね。いや、本当にそういうことは新蟹江でもこっちとあっちとかで違うんですよ。そういうことは現実にあるものですから、やっぱり一番学校運営のやりやすい方法でご検討を今後されるかどうか、されるとするならば、ぜひまた考え方をお聞かせいただければありがたいと思いますので、きょうはその程度にいたしときます。あれば言うてください。もう一遍。

それから、町長のほうの防災問題ですが、まず何を想定されたか。例えば災害が起きたときに、地震で福田川堤防、蟹江川堤防が切れたと想定すると水なんです。それで水が1メートルで東郊線が1メートルですので学校も体育館もやった。しかし学校のほうが低いんですわ。そうするとトイレは多分水浸し。違う、いい。

(発言する声あり)

ああ本当、まあいいわ。と私は思って言うておりますが、水がついてもトイレ使えますとおっしゃればもうこれ以上申し上げません。それを心配をして私は言っただけでございますので、心配するなと言えど心配いたしませんので、お願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

お話をしにくいなと思いつつながらまた話をするんでありますが、教育委員会としましてはあの地元の方を不安に陥れたようなことは一度も私はないなということを思っております。つまりこの場でというか、いろんな全協の場でもそうありますが、統廃合とかいろんな話は耳にしますけれども、それをどうのこうのとか私は今そういうことについても初めてこうやってお話をするところでもあります。これは昨年度のそういうまた宿題をいただきながら、そういうことを考えていかないかなということでもあります。

少人数ということということで、実際、舟入小学校の校長先生を初めとしてやっております。ただ先ほど言われた人数が少ない場合、少人数はもっともっと結局学習面ではいいわけなんです。舟入は得するわけです。ただ一つは団体行動、このあたりが一つあれかなと。これにつきましては、あそこもやっぱり校長先生をはじめ考えてみえまして、縦割りをやってみえるんですね。ですから、例えば1、2、3年とか、4、5、6年とか、5、6とか1、2合同でというようなところの場面をしながら、そういうようなことをやっていると。この前運動会も行ったわけでありましたが、4、5、6年のそういう出し物、1、2、3の出し物とか、こういうような形で縦割りをしながら、そしてそういうことも行いながらそれで学級指導というか、学習面では少人数の一番最たるものをやっているんじゃないかなと、そういうことを思います。

そういうことを考えますと、それでもって人数が少ないからどうのこうのということは私はまだ考えておりませんし、もう一つ、これはほかから耳に入ったわけでありましたが、確かに一つ学校を持っているとそのための費用というものはね、一校構えている以上はあるわけです。そうしますと、学校にかかわるお金が最近のこういう情勢で考えますと問題があるんじゃないかなというご指摘をされる方もあろうかと思いますが、ただ私ども教育委員会もそうですが、話し合いの中で、ただそれだけでそれを判断のもとにするのはどうかな。つまり100年以上の歴史がある学校であります。そういうことも含めてやはり全体、蟹江町全体で考えていかないかなとそんなようなスタンスで今おるわけです。ですから、先ほど菊地議員がおっしゃられた学区の見直し等もそちらのほうも含めながら、どうしていったらいいかを考えていく必要があろうかと思えます。

例にありましたように、今地区は確かに蟹江小学校と須西小学校と学戸小学校の3つのところがかかわっております、これも何かずっと聞きますとなかなか以前そういうような問題があったということもありますし、学校のそういうような何かそういう評議員会じゃありませんけれども、あれは何だったかな、会が町内会の方が見える前に会長とか副会長それぞれ散らばってそういう面もあるわけでありまして。

それで、もう一つここでお話をしないかなと今思っておるわけですが、何かというと、蟹江小学校が今750名ぐらいですかね。700名以上になります。昨年度と比べますとほとんど横ばいの状態でありますけれども、将来のこと少し考えますと、やはりこれもひよつとすると逆に増加現象かなということも思うわけでありまして。そういった面で逆に北館につくっていただきましたが教室もまた考えていかないかという問題、それから、私はこの前お話をちょっと舟入で聞いたんですけれども、舟入の東のほうはどうなるんですかと聞いたら、あれは調整区域か何かですか、そういうふうでなかなか発展が田んぼがようありましたので、私はそこがいいかなということを思っておったわけですが、そういう町全体の一つの方向性も、でもこれは例えば5年、10年じゃなくて20年、30年考えたときにどうなんだろうと、そ

うというようなことも一つ視野に入れていく必要があろうかなということを感じるわけでありませぬ。

今はまだまだこういうような問題を目の前にして、私も教育委員会、力がなかなかなくて、また皆さん方にもご心配をおかけしておるわけですが、こういうような場面でこうやってお意見をいただき、また何かそういう場面で教育委員会以外の方のご意見をいただきながら、そしてまたこの蟹江町のそういう学区の問題も含めてよりよい学校教育が展開できればと思っておりますので、またそういう機会も、これは時期に応じて必要かなということも思っておりますが、またそういう面でご示唆をいただければありがたいかと、そんなふうにお思っております。

以上です。

○13番 伊藤正昇君

新政会 伊藤正昇でございます。最後にまた国際交流の予算について伺います。

実績報告の67ページ、国際理解教育講師派遣委託事業169万9,320円ですか、これについてちょっとお伺いしたいと思います。どこかにまた書いてあったような気がしますけれども、とりあえずこの件。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

これは小学校の関係です。国際理解教育講師派遣委託という格好ですが、中学校では英語指導助手という格好で外国の方が来て授業をという格好になってはいますが、小学校は中学校のような授業ということではありませんけれども、当然外国にこれから外国の方と接する機会がこれからも当然多くなるということもあって、子供たちに外国人とのコミュニケーションを小学校の時からやっていったほうがいいんじゃないかということで、これはどのぐらいでしょうか、平成9年か10年ぐらいからだと思っております。こういうことを始めています。授業は授業なんですけれども、例えばゲームを取り入れたりですとか、クイズを取り入れたりなんかして外国人、女性の外国の方、イギリス出身の方かな、外国の方ですけれども、そういう方と一緒にやるということです。

それで、大体年間どうでしょう、すべての小学校全部で170時間というふうにお聞いていますけれども、そういう時間数でもってこの国際理解教育という格好でやらさせていただきます。

以上です。

○13番 伊藤正昇君

そうすると小学校を5校担当してみえるということで理解でいいですか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

そうです。

○13番 伊藤正昇君

はい。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようでしたら、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、240ページから243ページの質疑を受けます。

(なしの声あり)

それでは質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で、認定第1号「平成19年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結をいたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

それではお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度として延会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって延会といたしました。

明日は9時から再開といたします。

(午後 4時46分)